

市内遺跡発掘調査報告書 I

(七尾城跡・三宅御土居跡・沖手遺跡・中世石造物分布調査)

2003年3月

益田市教育委員会



三宅御土居跡及び中世七尾城下町を北上空から望む(平成15年3月撮影)



沖手遺跡と益田川河口部を南上空から望む(平成15年3月撮影)

序

中世の動乱期に勢力を誇った西石見の豪族益田氏が本拠とした益田市には、益田氏城館跡の七尾城跡や三宅御土居跡をはじめとして数多くの中世の遺跡、文化財が残されています。さらに、全国屈指の文書群といわれる益田家文書は現在東京大学史料編纂所に所蔵され、平成12年から大日本古文書家分け文書として全七巻の予定で刊行が始まっています。このように益田は中世史研究の貴重な資料を豊富に持ちあわせた地域といえます。

益田市は、平成元年に三宅御土居跡に計画された道路計画に伴う遺跡保存と建設促進の対立に直面しましたが、この解決策として国や県、研究者の協力を得て策定した「益田市歴史を生かしたまちづくり計画」を平成6年に市の方針として決定し、快適な現在の生活空間と歴史遺産が共存する中世文化の薫るまちづくりを目指すこととしました。

以来、この計画に基づいて益田地区における歴史の道の整備が進められ、問題の発端となつた道路も、全面調査を経て遺構を保護し、遺跡活用広場を併設して平成14年3月に完成しました。さらに、この路線上に位置する中世城下町の遺構といわれる晉音寺鍵曲がりも保全され、道路全線が歴史の道“七尾城通り”として整備され、広く市民に親しまれています。

そして現在、益田市教育委員会では、歴史を活かしたまちづくりの中核として将来的に整備復元を予定している益田氏城館跡の国指定を目指して取り組みを進めています。

本書は平成10年度以来実施してきました市内遺跡発掘調査のうち、益田氏関連遺跡についての成果の概要をまとめたものです。この報告書が文化財保護に対する理解を深め、さらに中世益田の研究の一助となれば幸いに思います。

調査にあたってご指導とご助言をいただいた鳥根県教育委員会、永原慶二先生をはじめとする調査指導の各先生方、さらに調査に協力していただいた土地所有者の方々、地域の皆様に深く感謝申し上げて、刊行のごあいさつといたします。

平成15年3月

益田市教育委員会
教育長 陶山勝

例　　言

1. 本書は益田市教育委員会が平成10年～14年度に実施した国庫補助事業市内遺跡発掘調査のうち、七尾城跡、三宅御土居跡、沖手遺跡、中世石造物分布調査の成果の概要をまとめた報告書である。

2. 調査組織は次のとおりである。

調査主体 益田市教育委員会 教育長 田中 稔（平成14年12月まで）

陶山 勝（平成15年1月から）

[平成10年度]

事務局 文化振興課 下瀬俊明（課長）、田原英夫（課長補佐兼文化財係長）

調査担当 木原 光（主任主事）

調査指導 西尾克己（島根県教育委員会文化財課）、守岡正司（同）、小野正敏（国立歴史民俗博物館助教授）、永原慶二（一橋大学名誉教授）、村上 勇（広島県立美術館学芸課長）

[平成11年度]

事務局 文化振興課 下瀬俊明（課長）、田原英夫（課長補佐兼文化財係長）

調査担当 木原 光（主任主事）

調査指導 守岡正司（島根県教育委員会文化財課）、井上寛司（大阪工業大学教授）、村上 勇（広島県立美術館学芸課長）、中村唯史（島根大学汽水域研究センター客員研究员）

[平成12年度]

事務局 文化振興課 下瀬俊明（課長）、栗山義正（課長補佐兼文化財係長）

調査担当 木原 光（主任主事）

調査指導 足立克己（島根県教育委員会文化財課）、椿真治（同）、井上寛司（大阪工業大学教授）、大山喬平（京都大学名誉教授）、小野正敏（国立歴史民俗博物館助教授）、永原慶二（一橋大学名誉教授）、服部英雄（九州大学大学院教授）、林 正久（島根大学教授）、三浦正幸（広島大学教授）、村上 勇（広島県立美術館学芸課長）

[平成13年度]

事務局 文化振興課 下瀬俊明（課長）、栗山義正（課長補佐兼文化財係長）

調査員 長澤和幸（副主任主事）、木原 光（主任主事）

調査指導 加藤真二（文化庁記念物課文化財調査官）、足立克己（島根県教育委員会文化財課）、西尾克己（島根県埋蔵文化財調査センター）、井上寛司（大阪工業大学教授）、是光吉基（広島県立祇園北高校教諭）、千田嘉博（国立歴史民俗博物館助教授）、永原慶二（一橋大学名誉教授）、服部英雄（九州大学大学院教授）、林 正久（島根大学教授）、古川久雄（浜陽文化財調査研究所）、村上 勇（広島県立美術館学芸課長）

[平成14年度]

- 事務局 文化振興課 安達正美（課長）、栗山義正（課長補佐）
調査員 長澤和幸（副主任主事）、大畠哲也（副主任主事）、木原 光（文化財係長）
調査指導 広江耕史（島根県教育委員会文化財課）、井上寛司（大阪工業大学教授）、内田伸（山口市歴史民俗資料館名誉館長）、大山喬平（京都大学名誉教授）、先山徹（姫路工業大学助教授/兵庫県立人と自然の博物館主任研究員）、永原慶二（一橋大学名誉教授）、服部英雄（九州大学大学院教授）、林 正久（島根大学教授）、村上 勇（広島県立美術館次長）

4. 現地調査及び資料整理には次の方々に参加していただいた。

糸賀春光、岩本枝洋、岩本末子、岩本哲夫、大庭道夫、岡本敬子、大島 操、大谷ひとみ、大畠和子、小林明子、坂本文江（大手前女子大学）、齊藤ミヨ子、澤江礼次、田庭道枝、深井一雄、藤井典子、大久保真紀、大谷浪江、岡崎敦子、田中 登、俵 勝美、俵 博子、中村 了、中尾貞子、中村康恵、野村昭都、野村宮子、細田美樹（島根大学）、横山秀美、和崎幸子、柳井友吉、山地喜三男、横田貞代（七尾城跡、三宅御土居跡、沖手遺跡の調査参加者）

5. 調査期間中には次の方々からご指導とご助言をいただいた。（所属は当時）

安鳴紀昭（広島大学大学院助教授）、安間拓巳（広島大学大学院助手）、甘粕 健（新潟大学名誉教授）、井手久登（東京大学名誉教授）、岩本正二（広島県立歴史博物館副館長）、河瀬正利（広島大学教授）、北垣聰一郎（東大阪短期大学教授）、佐藤浩司（北九州市教育文化事業団学芸員）、佐野靜代（滋賀大学講師）、柴田圭子（愛媛県埋蔵文化財調査センター）、中井淳史（大阪外国语大学講師）、中田 高（広島大学教授）、仲野 浩（東北芸術工科大学名誉教授）、中野良一（愛媛県埋蔵文化財調査センター）、新谷洋二（東京大学名誉教授）、仁木 宏（大阪市立大学大学院助教授）、西別府元日（広島大学助教授）、古瀬清秀（広島大学大学院教授）、益山兼房（東京芸術大学教授）、南洋一郎（福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館主任）、大和 智（文化庁建造物課主任文化財調査官）

6. 掘図中の方位は磁北を示している。

7. 本書の編集及び執筆は木原が行い、堀江真規が協力した。さらに、井上寛司氏、内田伸氏から玉稿を寄せいただきました。

目 次

I. 市内遺跡発掘調査等に至る経過	1
II. 遺跡の位置と歴史的環境	3
1. 遺跡の位置	3
2. 歴史的な環境	3
3. 中世七尾城下町の遺跡・寺社	4
4. 益田氏の系譜	6
III. 七尾城跡の発掘調査	8
1. 遺跡の立地・概要	8
2. 歴史的な沿革	8
3. 既往の調査	11
4. 調査の成果	13
IV. 三宅御土居跡の発掘調査	22
1. 遺跡の立地・概要	22
2. 歴史的な沿革	22
3. 既往の調査	22
4. 調査の成果	25
井上寛司「平安末・鎌倉期の三宅御土居の歴史的性格」	38
V. 沖手遺跡の発掘調査	49
1. 遺跡の立地・概要	49
2. 歴史的な沿革	49
3. 調査に至る経過	49
4. 調査の成果	49
VI. 中世石造物分布調査	73
古川久雄「石材からみた益田市の中世石造物」	79
内田伸「益田市における花崗岩製石造物について」	85
調査抄録	90

I. 市内遺跡発掘調査等に至る経過

益田氏関連遺跡の調査は、平成2・3年度に実施された国庫補助事業三宅御土居跡発掘調査から継続して行われてきた。

この調査は、益田氏の居館跡である三宅御土居跡に計画された都市計画道路事業に起因し、遺跡保存と街路整備の意見が対立する中で保存状態と範囲の確認を目的として行われた。三宅御土居跡は東西の土壘を含む寺院境内地が昭和47年に県史跡に指定されていたが、発掘調査は行われておらず、全体の規模や周囲に推定されてきた堀跡の存在も未解明であった。

この調査によって、周囲で堀跡や川跡が発見されて範囲と規模が明らかとなり、また館内部からも柱穴跡や土壤も検出され、三宅御土居跡全体の保存状態は良いとの判断に至った。

その結果をふまえ、歴史学及び都市工学の研究者、文化庁、建設省、島根県、益田市で構成された研究会で検討された解決策「益田市歴史を活かしたまちづくり計画」は平成6年6月に市の方針として決定した。その内容は、三宅御土居跡の道路は全面調査の後に遺構を保護して2車線道路として整備するとともに益田地区における歴史的道筋の整備を進め、さらに七尾城跡と三宅御土居跡の国指定と整備を目指すという、双方の主張を両立しながら益田地区の歴史のまちづくりを推進しようとするものであった。

この計画に基づいて、平成8年度から11年度にかけて道路予定地の全面調査が実施され、その後、遺構を保護する工法を用いて車道部分の工事が進められ、調査成果を公開するための遺跡活用広場を併設して平成14年3月に完成した。また、同一路線上の中世城下町の遺構といわれる曉音寺鍵曲がりも保全され、都市計画道路沖田七尾線の全線が歴史の道として整備された。

益田氏の軍事的拠点であった七尾城跡については、平成4年度から9年度にかけて、保存状態と実態の解明を主な目的として国庫補助事業益田氏関連遺跡群発掘調査が実施された。その結果、城の主郭部である本丸跡を中心に5箇所で礎石建物跡が発見されるとともに、多量の遺物が出土し、16世紀中頃から後半にかけての時期、益田氏が三宅御土居から七尾城に拠点を移し、山頂に居住していたことが明らかになった。

開発事業に伴う確認調査の増加に伴い、平成10年度からは市内遺跡発掘調査等に事業名を変更して国庫補助事業を継続している。七尾城跡については補足的な調査にとどめて縮小し、市街地に位置する三宅御土居跡における範囲確認調査、現状変更及び個人住宅建築に伴う発掘調査を必要に応じて実施し、遺跡の保護を図ってきた。さらに、横田・安富地区における農業基盤整備事業、益田川下流域で計画されている高規格幹線道路及び県道、都市計画道路や区画整理等の大型開発事業に伴う遺跡の有無や範囲の確認を目的とした調査を継続し、現在は遺跡の範囲が確認された横田町家下遺跡や安富町中小路遺跡、久城町沖手遺跡などの集落遺跡について関係機関と遺跡の保護と開発事業との調整を進めている。また、近年は遺跡分布調査の一環として中世石造物の分布調査を行っている。

(参考文献)

平成10年(1998) 益田市教育委員会『七尾城跡・三宅御土居跡・益田氏関連遺跡群発掘調査報告書』

平成14年(2002) 益田市教育委員会『沖田七尾線街路整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査 三宅御土居跡』

市内遺跡発掘調査等の経過

年度	発掘調査の内容	調査の目的	その他の
10年度	七尾城跡発掘調査（本丸跡南端・二の段北端） 三宅御土居跡発掘調査(明誠高校グランド) 三宅御土居跡発掘調査(北東部私道) 尊福寺跡(沖手遺跡)発掘調査 三宅御土居跡発掘調査（北東部水田） 大峯破地区は場整備に伴う発掘調査 横田地区は場整備に伴う発掘調査	保存状態確認 範囲確認 範囲確認 範囲確認 範囲確認 試　掘 試　掘	七尾城跡出土鉄滓分析 広島大学付属図書館所蔵地図撮影
11年度	三宅御土居跡発掘調査(大元神社境内地) 七尾城跡発掘調査（二の段北端） 尊福寺跡(沖手遺跡)発掘調査 三宅御土居跡発掘調査(北東部水田)	境内整備 保存状態確認 範囲確認 範囲確認	七尾城跡出土鉄滓分析
12年度	三宅御土居跡発掘調査（泉光寺境内地） 中西公民館建設に伴う発掘調査 横田地区は場整備に伴う発掘調査 三宅御土居跡発掘調査（泉光寺境内地） 集落排水水安富ポンプ場建設に伴う発掘調査 三宅御土居跡発掘調査（北東部水田） 三宅御土居跡発掘調査（北東部水田） 浜寄地区代替地造成に伴う発掘調査	現状変更に伴う保存状態確認 試　掘 試　掘 現状変更に伴う保存状態確認 試　掘 個人住宅 個人住宅兼店舗 試　掘	
13年度	土井後遺跡発掘調査 横田地区は場整備に伴う発掘調査 益田川左岸土地区画整理事業に伴う発掘調査	個人住宅 試　掘 試　掘	中世石造物產地個別調査 三宅御土居跡平面図修正
14年度	国道交差点改良に伴う発掘調査 安富地区農道整備に伴う発掘調査 中国郵政局宿舎売払に伴う発掘調査 益田川左岸土地区画整理事業に伴う発掘調査 県道久城インター隣建設計に伴う沖手遺跡発掘調査 浜寄遺跡発掘調査 浜寄遺跡発掘調査	範囲確認 試　掘 試　掘 試　掘 範囲確認 個人住宅 個人住宅	空中写真撮影 報告書作成 遺跡地図作成

Ⅱ. 遺跡の位置と歴史的な環境

1. 遺跡の位置

益田市は山口県と県境を接する島根県の西端に位置する人口約5万人の地方都市である。旧国は石見（いわみ）国に属し、北は日本海に面し、益田川と高津川によって形成された石見地方最大の沖積平野を中心に市街が広がる。

益田氏の城七尾城跡は益田川平野の南東の丘陵上に築かれ、城下と日本海を広く眺望できる良地を占める。城と対をなす館跡の三宅御土居跡は益田川右岸沿いの段丘上にある松龍山泉光寺境内を中心広がる。中世前期から発展した集落跡沖手遺跡は益田川下流の右岸側の低地に立地している。

2. 歴史的な環境

縄文時代の遺跡としては、後期から晩期にかけての安富王子台遺跡があり、三宅御土居跡の北側に位置する土井後遺跡でも同時期の土器が多数出土する。

弥生時代は、安富王子台遺跡、羽場遺跡、井元遺跡などから前期の土器が出土している。高津川左岸の砂丘に立地した松ヶ丘遺跡は弥生時代から古墳時代前期にかけての埋葬遺跡と考えられ、浜寄遺跡では最近前期に遡る水田跡が発見された。羽場遺跡では中期の環濠跡が確認され、後期の竪穴住居跡が検出されたサガリ遺跡は高地性集落の可能性がある。

古墳時代は益田川右岸側に首長墓が築かれた。三角縁神獣鏡が出土した四塙山古墳、石見地方最大規模の全長87mの前方後円墳大元1号墳、造出し付円墳と方形基壇が一体化して全長約100mを測るスクモ塚古墳、全長52mの前方後円墳小丸山古墳などがある。後期になると海岸部の台地上に横穴式石室を持つ小円墳を主体とした群集墳場の鼻古墳群が、益田平野の東南部の丘陵斜面には片山、多田、南長追、北長追など横穴群が築造された。横穴式石室を持つ古墳として秋葉山古墳、高浜古墳、白上古墳がある。芝・中塙や本片子など須恵器窯跡が北東部に点在する。

律令制下では美濃郡に属し、「延喜式」神名帳に染羽天石勝命神社や櫛代賀姫命神社など五社がみえ、屯倉の遺跡が三宅御土居跡に推定されている。

奈良時代から平安時代にかけては大溢遺跡、古川遺跡、浜寄遺跡から多量の須恵器や土師器が出土している。益田川下流域の五寺が万寿3年（1026）の大津波によって流失したといわれる。

平安時代末期には益田莊、長野莊の荘園が成立し、益田氏4代兼高が石見國府（現浜田市下府地区）地域から益田に移り、以来関ケ原の役までの領域支配の本拠地とした。益田氏城館跡の七尾城跡、三宅御土居跡の他に、家臣の居館跡と考えられる上久々茂土居跡、三宅御土居以前の居館として大谷土居跡があり、市域には52箇所の城館跡が広範囲に点在している。また石塔寺惣現経塚からは中国製褐釉四耳壺など五口の優品が出土し、羽場遺跡では中世前期の貿易陶磁器が多量に出土した。

益田氏は戦国時代末期には博多湾の一部や萩沖の見島も領有して交易を行っていたが、港津は益田川河口部の中須地域に推定され、益田川下流域には中世前期の集落跡沖手遺跡や、七尾城下の益田本郷市に対する新たな市場として戦国時代に今市が成立した。

関ヶ原の戦いの後、益田氏が長門国須佐に移ると、益田は津和野藩と浜田藩に分割されて統治された。

3. 中世七尾城下町の遺跡・寺社

中世の七尾城下であった現在の益田地区には七尾城跡や三宅御土居跡をはじめとする中世の遺跡や寺社、石造物などが中世の地割や地名と重複しながら現在もなお色濃く残されている。

式内社染羽天石勝神社は奈良時代の神龜年間に創建され、紀州熊野権現を勧進して瀧藏山瀧藏権現と称した。天正9年（1581）に焼失したため益田氏19代藤兼・元祥父子によって天正11年に再建された。

勝達寺は承平元年（931）に瀧藏権現の別当寺として創建された真言宗寺院で、中世初期には十六坊を構え、中世末期には権現社も掌握していたが、明治の廃仏毀釈により廃寺となった。かつて式内社攝代賀姫神社に近接してあった真如坊は分坊のひとつである。

医光寺はもと天台宗崇観寺の塔頭として正平18年（1363）に創建された臨済宗東福寺派の寺院で、南北朝時代に争乱や火事で衰えたため、17代宗兼が再建した。室町時代の庭園があり、総門はかつての七尾城大手門と伝えられている。

時宗清瀧山万福寺は、益田川下流の中須にあり万寿年間に流失したとされる天台宗安福寺を11代兼見が応安7年（1374）に移転再建した寺院で、室町時代の庭園が残る。

萬歳山妙義寺の創建は文永年間（1264～1274）といわれ、当初は臨済宗で妙義庵と称したが、応永年間（1394～1427）の始めに13代兼家が再興し、菩提寺とした。門前には七尾城の堀、丸池からの川跡が残る。

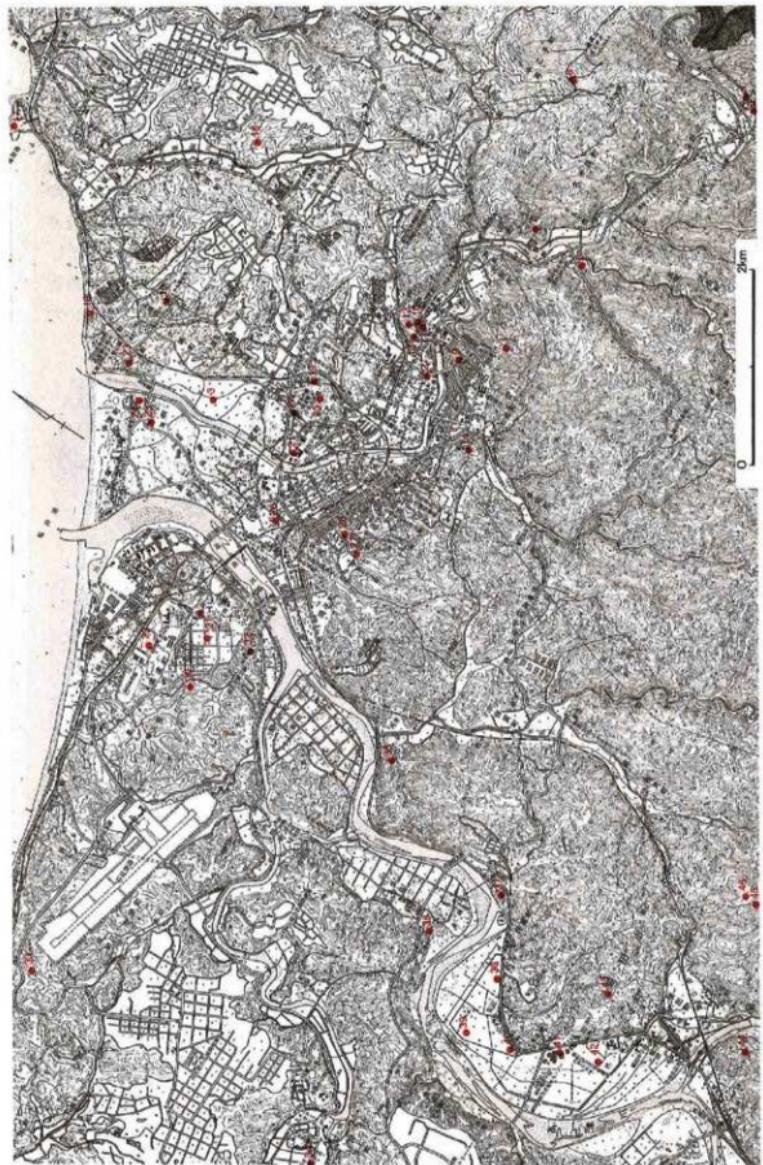
住吉神社は4代兼高が上府の住吉社を城の鎮護神として奉祭したことにはじまるという。境内地の変遷は不明だが、現在の社殿は寛文4年（1664）に浜田藩主松平氏によって造営された。

益田氏の重臣増野甲斐守の屋敷跡に天文12年（1543）曉音寺が創建された。順念寺は天正5年（1577）、妙法寺は天正9年頃にそれぞれ創建されたという。

中世の石造物として、七尾城跡の南側の桜谷に益田藤兼の墓、益田兼家の墓と伝えられる花崗岩製の五輪塔がある。前者は総高211cmを測る市内で最大の五輪塔で、完存している。後者も復元総高約150cmの大型五輪塔である。15代兼堯が隠居したという七尾城尾崎丸山麓の大雄庵跡の近くに伝益田兼堯の墓がある。石屋形に宝篋印塔の相輪部分が納めてあり、横に花崗岩製の五輪塔の残欠が置かれている。さらに万福寺境内の椎山墓地に11代兼見の墓と伝えられる五輪塔など6基の花崗岩製の五輪塔がある。兼見墓五輪塔は総高168cmの大型塔である。

明治時代の「美濃郡上本郷村地図」によれば、七尾城下の益田川左岸側の町には、いわゆる短冊状の地割が道に面して連続していることがわかり、益田川に近い自然堤防上に「上市、中市、下市」の地名が、曉音寺の東側の広い範囲に「上犬ノ馬場」、「下犬ノ馬場」の地名が見える。さらに、順念寺一帯には家臣の屋敷地と推定される「山根」、七尾城跡の山麓の北寄りに「堀川」の地名がある。現在の益田水源池付近と考えられる丸池の周辺に「小土井」が、土井町の山際に広がる土井地名の宅地部分には徳原土居（大土井）が推定されている。

曉音寺門前の鍵曲がりは、中世城下町の防御のための造構、あるいは近世初めに境内を迂回する形で住吉神社への参詣道が整備された結果とも考えられている。一帯で行われた発掘調査では確証は得られなかったものの、中世城下町から近世在郷町への変遷を象徴的に残す地割の痕跡といえる。発掘調査によって中世の遺物の他に、須恵器、土師器が多数出土し、奈良時代から平安時代にかけての古川遺跡が重複していることが判明した。

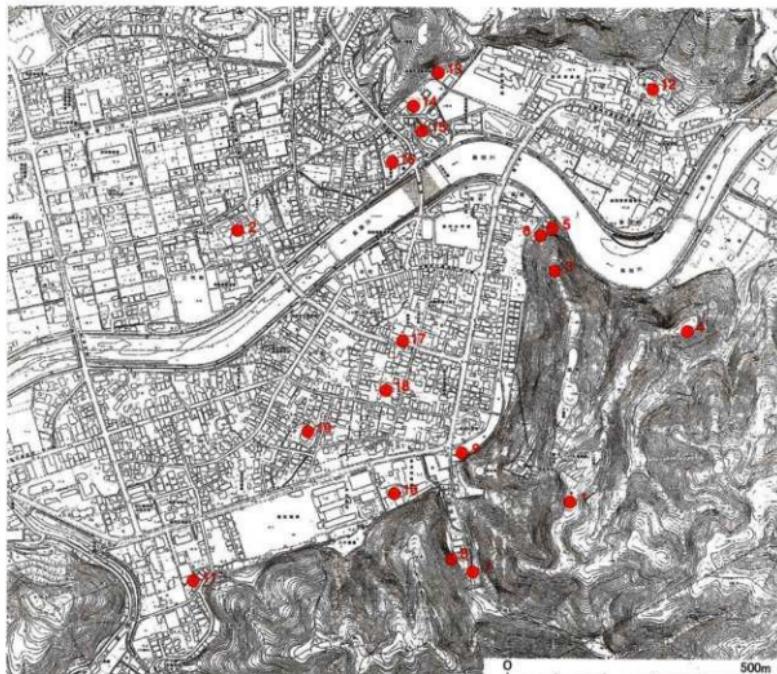


第1図 七尾城跡・三宅御土居跡・沖手遺跡の位置と周辺の遺跡

4. 益田氏の系譜

益田氏は藤原鎌足を始祖として本来藤原氏を名乗り、初代国兼が永久年間（1113～1117）に石見の国司あるいは石見国衙の役人として下向してそのまま土着し、4代兼高が建久年間（1190～1198）に本拠を益田莊に移して以来益田氏を称し、その後関ヶ原の役までの約400年間にわたって山陰の有力武士団として成長し、勢力を誇った氏である。

源平の騒乱時、兼高は石見押領使として平家追討に功績があり、所領を分与された三隅氏、福屋氏、周布氏など一族諸氏と石見各地で個別に開発と支配を進めた。鎌倉初期における益田氏の領域は、国衙領や益田莊（現益田市東半部から那賀郡三隅町、美濃郡美都町、浜田市西部に及ぶ揖間家九条家領の莊園）、長野莊（現益田市の高津川西岸一帯と東岸の一部に及ぶ地域に所在した崇徳院御影堂領）を中心に石見全域にわたっていた。6代兼時は京都閑殿院の再建に役を負担した後家人の一人として『吾妻鏡』にその名がみえ、蒙古襲来に備え石見十八砦を築いたといわれる。



第2図 中世七尾城下町の遺跡・寺社等分布図

南北朝時代、庶子家は独立して南朝方に属し、北朝方の惣領家と対立が続いたが、庶子家から出た11代兼見が惣領家を継承すると、強力な家臣団編成と支配機構の整備が確立し、益田本郷を中心に本格的な開発を進められた。さらに貞治3年（1364）に大内弘世が周防長門石見の守護になると以後大内氏と結び、室町時代を通じて領域支配を確立した。

室町時代末期から戦国時代前半にかけての益田氏は、有力守護大名となった大内氏との関係を強めて西日本各地で戦い、応仁の乱が勃発すると16代貞兼は大内氏に従い山名方として摂津国に転戦した。文明2年（1470）に細川方として蜂起した大内教幸（道頼）の乱を陶弘謙と鎮圧し、大内政弘が山名氏に握られていた石見守護職を回復すると、益田氏に対して長門国、周防国的一部が与えられた。15代兼胤は応仁・文明の乱の後に敵対関係の庶子家や吉見氏を押さえて石見国内における国人一揆の盟主となり、また雪舟を当地に招いた。さらに幕府の実権を握った大内氏とともに入京した17代宗兼は大外様衆に列された。

戦国時代末期の天文20年（1551）に陶晴賢の挙兵によって人内義隆が自刃すると、19代藤兼は姻戚関係のあった陶氏と呼応して吉見正頼を攻めたが、毛利元就が陶氏を戦島合戦で滅ぼすと終始陶氏についた益田氏は石見に孤立した。しかし吉川元春の仲介により益田氏は毛利氏に服属することとなり、その後は毛利輝元に従い中国各地で戦い、文禄・慶長の役にも参戦した。この時代、藤兼と20代元祥は巧みな外交を行い、戦国大名へ服属するなかで石見、出雲、周防、長門、筑前の五カ国に及ぶ領地を獲得するに至った。この時期の益田氏は長門見島や博多湾の原郷や延山郷を領有し、さらに水軍も編成して海洋領主としての性格も強め、豊かな財政基盤を有していたとされる。

慶長5年（1600）の間ヶ原の役の後、毛利輝元が防長二州に減封されると、20代元祥は毛利氏への忠誠により長門国須佐に移り、以後益田氏は知行高12,000石を与えられ、毛利萩溝の永代家老に処遇された。

なお、益田家には総数1万点にのぼる文書群が伝来し、このうち中世の約800点と近世文書約5,700点は現在東京大学史料編纂所に所蔵されている。鎌倉時代の右見国の中地の領有を示す石見国恵田數注文に代表される所領関係史料や譲状、置文、契約状など主人と一族家臣との関係を示すものに特徴があり、大内氏や毛利氏関係の文書も多く含まれる。

江戸時代に125巻の巻子に表された中世文書と近世文書の一部1,267点は、『大日本古文書家わけ文書』として平成12年から全7巻の予定で刊行が始まっている。

参考文献

- 1989 国守 達「益田氏」「地方別日本の名族」第9巻中岡編 新人物往来社
- 1993 岸田裕之「石見益田氏の海洋領主的性格」「芸術地方史研究」第185号
- 1993 和田秀作「陶氏のクーアターと石見国人周布氏の動向」「山口県地方史研究」70
- 1998 井上寛司「文獻から見た中世益田氏と益川氏關係論跡」「七尾城跡・三宅御土居跡」益田市教育委員会
- 1998 永原慶二「室町戦国期の益田氏」「七尾城跡・三宅御土居跡」益田市教育委員会
- 2000 東京大学史料編纂所『大日本古文書 家わけ第十一・益田家文書之・』東京大学出版会
- 2000 小島直裕「花の御所の糸桜」「天下統一と城」国立歴史民俗博物館
- 2001 久留鳥典子「一揆と戦国大名」日本の歴史第13巻 満談社
- 2003 服部英雄「犬追物を演じた河原ノ者たち・犬の馬場の背景」「史学雑誌」第111編第9号 史学会

Ⅲ. 七尾城跡の発掘調査

1. 遺跡の立地・概要

益田氏の撫城七尾城跡は益田平野の南東、七尾町の住吉神社背後の北向きに伸びる細長い丘陵上に立地し、最高部の本丸跡は標高約118 mである。城域は広大で、最南端の遺構の土橋から北端の艮の出丸あるいは尾崎丸までは600 m以上の距離であり、全体的な保存状態は良い。

本丸跡南側の尾根と本丸跡から大手の谷を挟んでY字状に伸びる細い急峻な尾根上に大小30あまりの曲輪があり、本丸跡と二の段の主郭部分を中心として堀切りや樹形形状の虎口によって区切られた6群の曲輪群によって構成される。本丸跡や二の段など主要な曲輪は堀切りに面して土塁を築いている。本丸跡南側の曲輪の東側斜面に16本の、艮の出丸には放射状に7本の畝状空堀群を備えている。西尾上の曲輪群が七尾城の初期の遺構と考えられ、南北朝時代にはすでにその先端に尾崎丸があった。そして現在の住吉神社の境内地にも曲輪が存在した可能性がある。

大手は尾根に抜まれた北向きの谷部と考えられ、この部分には家臣の岸敷跡も推定されている。大手を登りきった延の段の近くには直径1.2 mの石積みの井戸跡馬釣井跡が残る。大手口は西尾根先端の尾崎丸の直下、益田川沿いの山裾に想定されるが、その位置は特定されていない。医光寺総門は七尾城の大手門を廃城後に移築したものと伝えられる。

南側の桜谷には藤兼の墓、大手口の推定地付近には15代兼堯が隠居した大雄庵跡と兼堯の墓があり、西側山麓の花菖蒲園の池は益山川の旧河道を利用した堀跡の名残りといわれ、現在は宅地化している住吉神社参道登り口の北側も戦前は湿地であったという。旧河道の名残を残す地名として「堀川」、旧益山川が桜谷に当たり逆流して渦を起こしていた「さかうず」、「丸池」(花菖蒲園の池の南端付近に推定)があり、妙義寺前には丸池からの流れの跡が池状に残る。

七尾城跡は、石西の雄益山氏の撫城で、かつて戦国期の山城として稀にみる整った構えをもつ城跡として昭和47年3月31に県史跡に指定されたが、艮の出丸の部分は大谷町側のため指定地には含まれていない。

2. 歴史的な沿革

築城の時期は明確でないが、南北朝時代の延元元年(1336)に南朝方の三隅兼連が北尾崎の本戸を急襲したことが益山家文書に残る。

戦国時代末期の天文20年(1551)に益田氏と姻戚関係のあった陶晴賢が挙兵して大内義隆を討ったが、弘治元年(1555)の巖合戦で毛利氏によって陶氏は敗死した。このような情勢の中で益田氏は山陰に進出してきた毛利氏や吉見氏と対峙することとなり、19代藤兼が弘治年間(1555~1557)に七尾城を現存する形態に改修したとわれるが、天文23年5月に藤兼が新城衆中宛に出した文書が存在することから陶氏滅亡以前から改修に着手していたと考えられる。

七尾城に関する文献は少なく、絵図等も今のところ確認されていない。中世の段階では「益田城」あるいは「七尾城」と呼ばれ、近世初頭の史料によると「七ツ尾御城」、「御城山」と呼ばれるとともに11名の家臣が常駐し、「滝尾」の南の「大手之曲輪」に藤兼が1年間居住し、天正7年(1579)に下城して三宅御土居に移ったことが記述されている。

関ヶ原の役の後、20代元祥が長門国須佐に移ると廃城になったが、元祥は幕府に引き渡すまでの間、七尾城留守居役を残し、その管理は元和5年(1619)まで及んだという。



第3図 七尾城跡平面図が折込みで入る

3. 既往の調査

平成4年度から国庫補助事業益田氏関連遺跡群発掘調査による調査が開始され、平成9年度までの間、本丸跡から厩の段にかけての城の主要部を中心に発掘調査が進められ、詳細地形測量（縮尺200分の1、25cm等高線）も5年間継続して行われた。

本丸跡北端では2間×5間の礎石建物跡が完全な状態で確認された。曲輪の端部に横向きに発見され、多量の瓦も出土したことから瓦葺の門跡と考えられた。

本丸跡南端は、礎石や雨落溝跡などが部分的に残り、暖房施設の下部構造と考えられる集石構造も検出されたが、建物の規模の復元には至っていない。

二の段北端では部分的に残る礎石から2棟の建物の存在が推定され、庭園を構成すると考えられる砂利の化粧敷区画と池状の土壌が検出された。

本丸跡北側の腰曲輪からは、曲輪の縁辺部で築地塀の基礎と思われる礎石列と、その内側に性格が不明な人工的な集石が発見された。

二の段西側の帶曲輪では、2間半×11間の長大な礎石建物跡が完全な状態で発見されている。

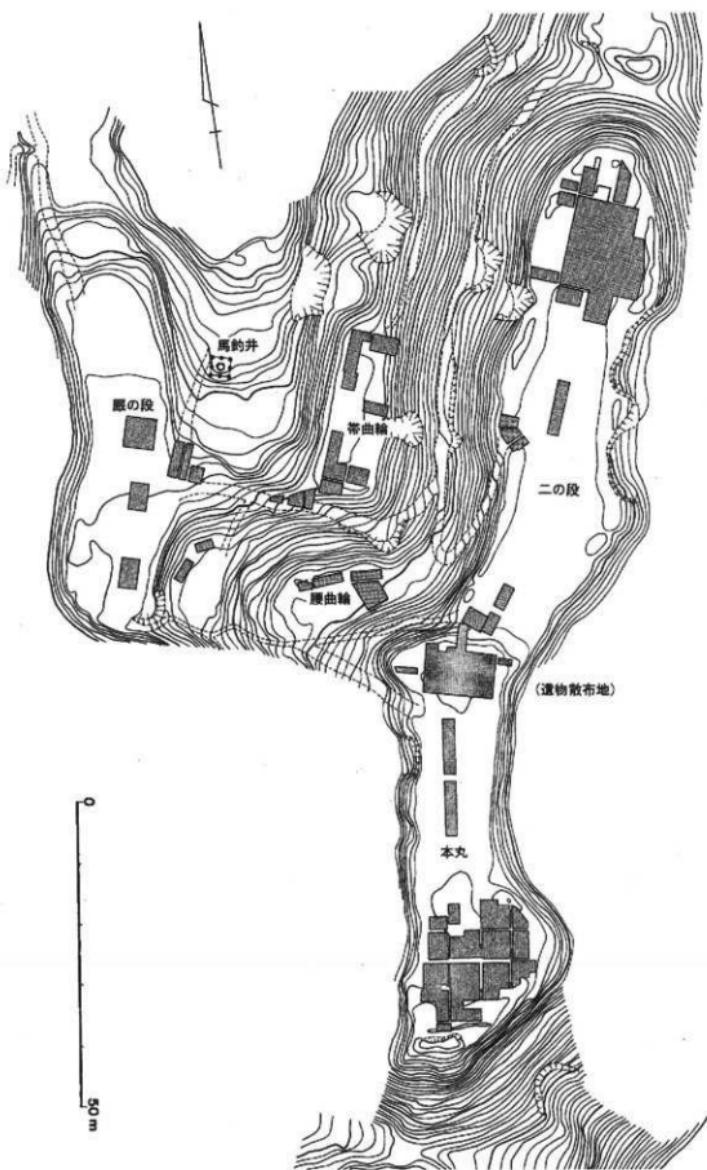
これらの建物は、細長く狭い尾根を盛土によって造成し、平場を確保して建つものが多い。本丸跡と二の段の主郭部分では、建物は細長い曲輪の端部に位置し、中央部分には建物跡はなかった。礎石の大半は丸みを帯びて偏平な河原石であったが、本丸跡南端と二の段北端の建物には割石の礎石も用いられていた。建物の規格は1間6尺5寸を基準にしていたと考えられる。

本丸跡南端では約4,400点の遺物が、1m²あたり20点の高い密度で出土し、他の調査区と比較してその量が際立っていた。貿易陶磁は186点で、全体に占める割合は4.1%であった。内訳は、青磁が0.3%に対し、白磁が1.5%、染付が2.1%で染付の比率が高かった。青磁では蓮弁文をもつ龍泉窯系碗B-I類、B-II類、B-IV類、景德鎮系の菊皿などがあり、白磁は端反りの皿E-2類が圧倒的に多い。染付は碗E群、皿C群、皿E群の出土が目立つ。国産品については土師質の杯や皿が全体の89.4%を占め、本丸入口の門の存在とあわせ、儀礼を伴う生活形態があったことを示している。

二の段北端の中国陶磁は19点で、全体の2.2%であった。蓮弁文碗の龍泉窯系碗B-I類、B-II類、B-IV類、雷文の龍泉窯系碗のC-II類、端反りのD類など青磁が比較的多い一方で、染付がほとんど見られず、本丸跡南端とは様相が異なる。また青磁盤や白磁壺、中国製天目茶碗も出土している。組成としては古いといえるが、土師質の杯、皿が85.3%を占める点は本丸跡南端と共通する。この場が利用された期間、庭園を備えた建物の性格を反映した遺物の様相と考えられる。

二の段西側帶曲輪の中国陶磁は13点で、遺物全体の12.1%である。青磁には香炉や盤があり、瑠璃胎小杯も出土している。発見された建物については倉庫的な性格も推定されているが、威信財的なものを含む遺物の面からはさらに慎重な検討が必要とされる。

七尾城跡出土の貿易陶磁については、16世紀前半から第3四半期の間に使用、廃棄されたと考えられ、陶晴賢の拳兵に深く関わり、毛利氏との緊張が高まった中で、天文年間末から19代藤兼が七尾城に居住し、天正11年(1583)に下城して改修された三宅御土居に再び居を移したという文献の記述が一連の調査によって遺構、遺物の両面から確かめられるという大きな成果が得られた。



第4図 七尾城跡中心部調査区配置図

4. 調査の成果

平成10年度以降の市内遺跡発掘調査等に伴う七尾城跡の調査として、本丸跡南端の補足的な実測と埋め戻し、二の段北端の土壤の部分的な精査と実測、埋め戻しを行った。

本丸跡南端では、実測と埋め戻しの作業に伴い、青磁、白磁、土師質土器、瓦質土器が少量出土した。青磁は、蓮弁文の龍泉窯系統B-1類、景德鎮系の菊皿があった。染付は端反りの皿B-1群、基筒底の皿C群があった。白磁は端反りの皿E-2類が出土した。土師質土器では京都系かわらけを模した皿が出土している。

二の段北端では、建物の礎石列の北側に接して位置する土壤の平面形と深さを確認するための発掘調査を実施した。その結果、土壤は地山を掘り込んで作られ、東西約5m、南北約4.4mの不整形で、深さは0.6mであった。

土壤の中には中には割石がぎっしりと詰められていた。小石が多いが、中には礎石として使用されていた可能性もある大きめの石も混在している。廃城に伴い、土壤内に石が廃棄されたと推定され、土師質土器や大型の鉢の破片が割石の中に混在していた。なお、今のところ庭園を構成していたような景石は確認されていない。この土壤は当時池と見なされていたと考えられる。

さらに、東側の建物の北側に接して割石と河原石による1間×1間半の区画に5cmから8cmの扁平な砂利がほぼ等間隔に丁寧に敷き詰められた遺構が発見されている。このような砂利の化粧敷きの区画については、茶庭に伴う遺構としての類例が指摘されている。

二の段北端からは蓮弁部の盛り上がりを失った龍泉窯系統B-II類、備前、土師質土器の杯、皿、鉢などが出土した。土師質土器は、底部を回転糸切りで切り離し、底部内面に渦巻き状の指圧痕跡が残るもの、圧痕がないもの、京都系かわらけを模倣したものなどがあつた。この他に土師質及び瓦質の大型の鉢類もあった。遺物の大半は土壤内から出土した。

平成10年度以降も遺物採取を行い、本丸跡から二の段にかけての東側斜面では土師質土器や瓦を中心に引き続き多数の遺物を採取した。土師質土器は回転糸切りの底部で、内面に渦巻状の指圧痕を残す杯が多い。また土師質及び瓦質の鉢類、備前、古瀬戸瓶子も採取された。瓦は紐状原体による切り離しのコピキ痕が残るもののがほとんどである。

この斜面からはこれまでに約1,800点の遺物が採取されている。城の全般的な分布調査を行ってきた中で極めて集中的、限定的な散布といえ、城が機能していた段階で廃棄の場であった可能性が考えられる。本丸跡北端の門に近い場所であることから瓦も多いが、その主体は土師質の杯、皿が約1,400で、78.3%を占める。中国陶磁は景德鎮系の青磁菊皿、白磁皿E-2類、染付碗E群、染付皿C群など23点が現在まで採取され、その組成は本丸跡南端の様相に一致している。

この他、西尾根の太鼓の段及び千疊敷の曲輪部分で白磁皿E-2類、端反りの染付皿B群、基筒底皿C群などが採取された。さらに、二の段から続く東尾根先の比較的広い曲輪の南端部でも染付皿B1群や多数の瓦片が引き続き採取された。これらの曲輪では発掘調査を行っていないが、建物跡が存在する可能性がある。

発見された礎石建物跡の上屋構造の復元検討については、複数の専門研究者に現地指導をいただき、多くのご教示を得ているが、今回は報告者の都合により報告することができなかつた。また、七尾城跡については、今のところ城の中心部で戦国時代末期を濁る遺構は確認されておらず、南北朝時代以降の城全体の変遷については課題として残されている。さらに、二の段北端の建物



第5図 二の段北端造構平面図

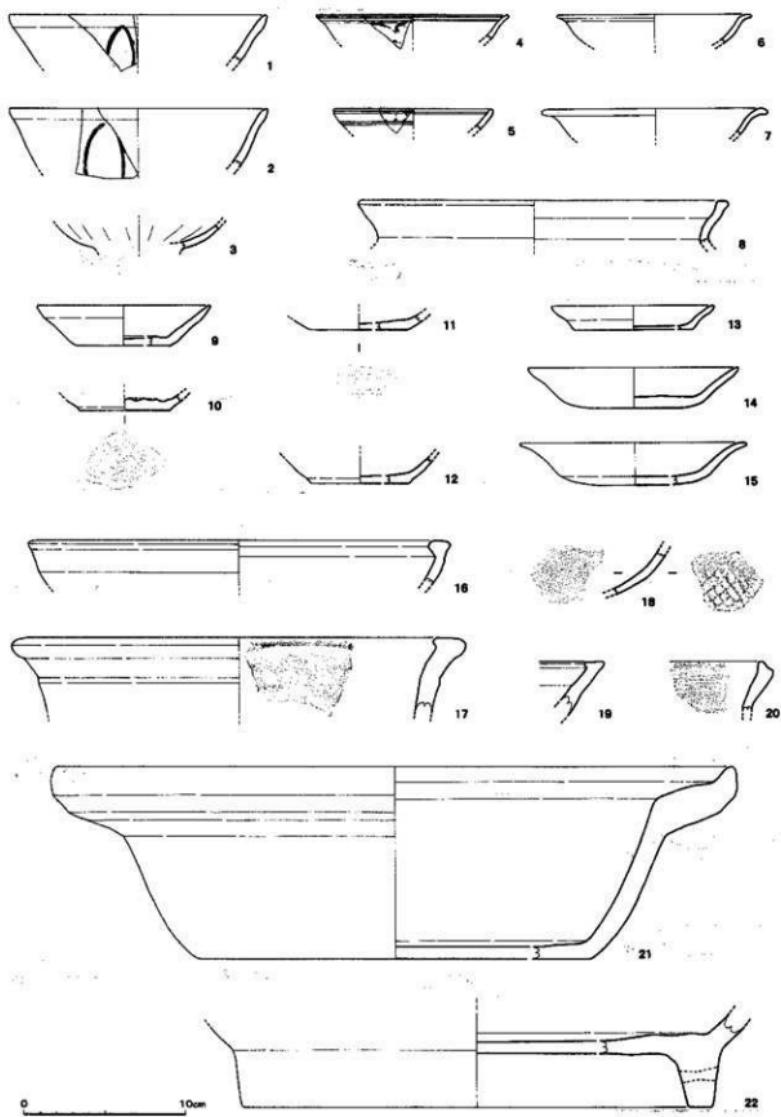
礎石は必ずしも状態良く残っていなかったが、平成4年度から実施してきた調査を通じて、建物遺構の保存状態は場所によって差がある。本丸跡南端、二の段北端については礎石の残存状態は必ずしも良くなかったが、本丸跡北端や本丸跡北側腰曲輪、二の段西下帯曲輪の遺構はほぼ完全に保存されていた。この点については、廃城時に何らかの意図が働いた結果とも推定されるが、七尾城に関する課題のひとつとしておきたい。

(参考文献)

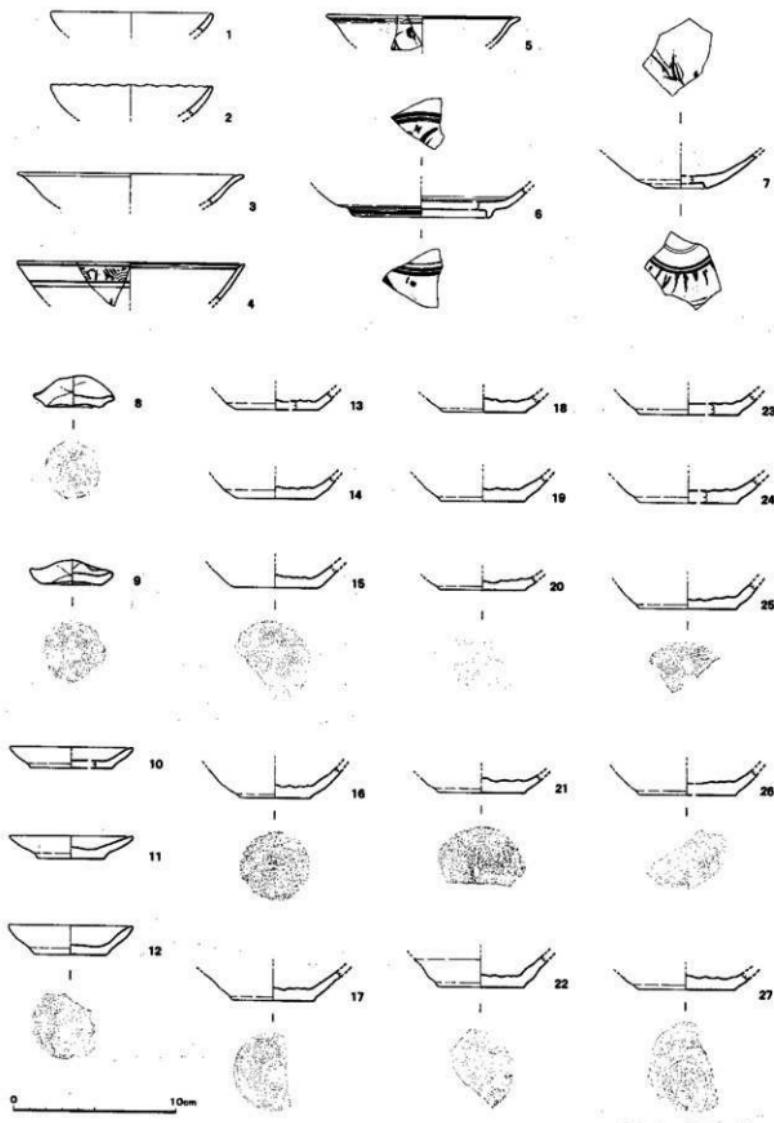
- 1998 千田嘉博「七尾城・三宅御土居跡の構造」『七尾城跡・三宅御土居跡』益田市教育委員会
1998 村上 勇「益田七尾城跡出土遺物の組成－陶磁器を中心にして－」『七尾城跡・三宅御土居跡』益田市教育委員会
2002 千田嘉博『織豊系城郭の形成』東京大学出版会



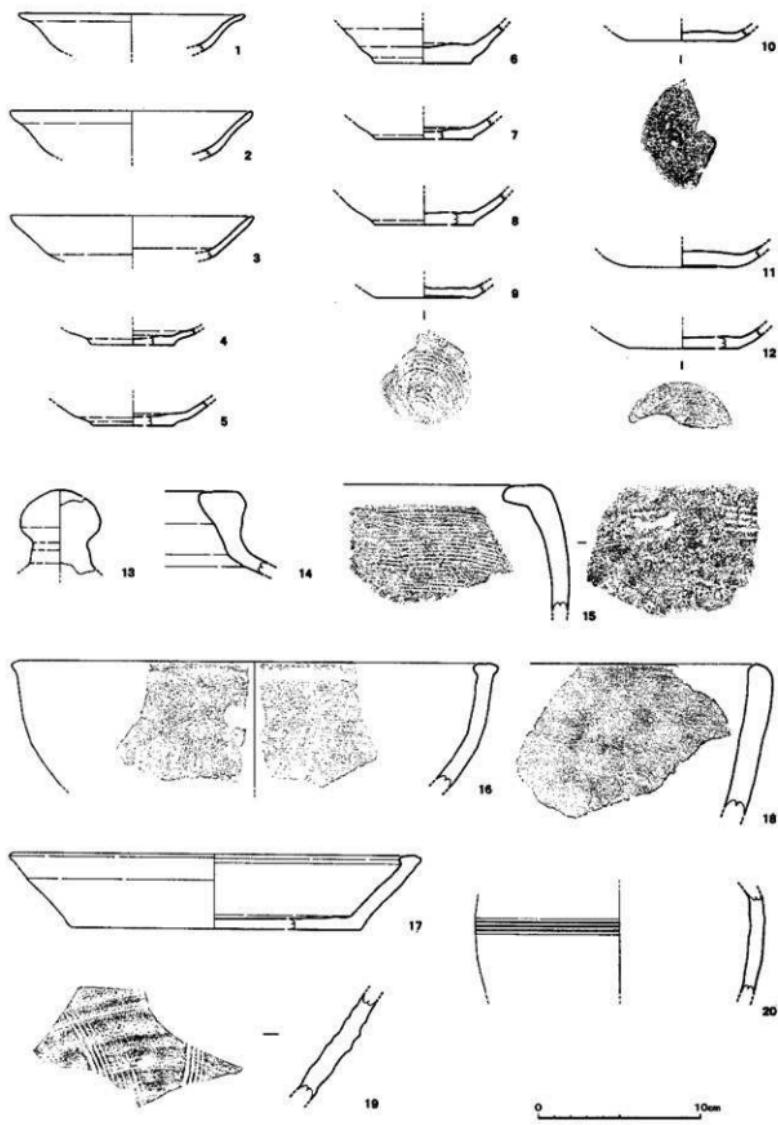
第6図 二の段北端池状土壤平面図及び土壠断面図



第7図 本丸跡南端・二の段北端出土遺物実測図



第8図 表探遺物実測図(1)



第9図 表探遺物実測図（2）

七尾城跡出土・表探遺物対照表(1)

図版及び遺物番号	種別	器種	口径(底径)cm	出土地点	備考	調査年度
図版7	1	青磁	碗	16.0	本丸跡南端 龍泉窯系碗B-I類	10年度
	2	*	*	16.0	二の段北端 龍泉窯系碗B-II類	*
	3	*	皿		本丸跡南端 景德鎮系菊皿	12年度
	4	染付	*	12.0	*	染付皿B1群
	5	*	*	10.0	*	染付皿C群
	6	白磁	*	12.0	*	白磁E-2類
	7	*	*	14.0	*	*
	8	儲前系	甕	23.0	二の段北端	10年度
	9	土師質土器	皿	11.0	*	*
	10	*	*	(5.5)	*	*
	11	*	*	(6.0)	本丸跡南端	12年度
	12	*	*	(6.0)	二の段北端	10年度
	13	*	*	10.0	本丸跡南端	12年度
	14	*	*	13.0	二の段北端	10年度
	15	*	*	14.0	本丸跡南端	12年度
	16	*	鉢	26.0	二の段北端	10年度
	17	*	甕	28.0	*	*
	18	*	鍋		*	*
	19	瓦質土器	鉢		本丸跡南端	12年度
	20	*	*		二の段北端	10年度
	21	土師質土器	*	42.0	*	*
	22	*	台付鉢	(29.0)	*	12年度
図版8	1	白磁	皿	10.0	本丸跡北東斜面 表探 白磁E-3?	12年度
	2	*	*	10.0	千疊敷 表探 白磁E-4	10年度
	3	*	*	14.0	二の段南端 表探 白磁E-2	12年度
	4	染付	碗	14.0	*	*
	5	*	皿	12.0	太鼓の段 表探 染付皿B群	*
	6	*	*	(8.5)	東尾根中間曲輪 表探 染付皿B1群	10年度
	7	*	*	(3.0)	千疊敷 表探 染付皿C群	*
	8	土師質土器	*	5.0	本丸跡北東斜面 表探	12年度
	9	*	*	5.0	*	10年度
	10	*	*	7.6	本丸跡南側曲輪 表探	12年度
	11	*	*	7.6	本丸跡北東斜面 表探	13年度
	12	*	*	7.6	*	12年度
	13	*	杯	(5.0)	*	10年度
	14	*	*	(4.5)	*	*
	15	*	*	(5.0)	*	12年度
	16	*	*	(4.0)	*	13年度
	17	*	*	(5.0)	*	12年度
	18	*	*	(5.0)	*	10年度
	19	*	*	(5.0)	*	12年度
	20	*	*	(5.0)	*	10年度
	21	*	*	(5.0)	*	13年度
	22	*	*	(5.0)	*	12年度
	23	*	*	(6.0)	*	*

七尾城跡出土・表探遺物対照表(2)

図版及び遺物番号	種別	器種	口径(底径)cm	出土地点	備考	調査年度
図版8	24	土師質土器	杯	(6.0)	本丸跡北東斜面 表探	10年度
	25	+	+	(6.0)	+	表探 12年度
	26	+	+	(6.0)	+	表探 +
	27	+	+	(6.0)	+	表探 10年度
第9図	1	+	皿	14.0	+	表探 +
	2	+	+	15.0	+	表探 +
	3	+	+	15.0	+	表探 +
	4	+	+	(5.0)	+	表探 +
	5	+	+	(5.0)	+	表探 +
	6	+	杯	(6.0)	+	表探 12年度
	7	+	皿	(6.0)	+	表探 +
	8	+	杯	(6.0)	+	表探 +
	9	+	皿	(6.0)	+	表探 10年度
	10	+	+	(6.5)	+	表探 13年度
	11	+	+	(6.0)	+	表探 10年度
	12	+	+	(6.5)	+	表探 +
	13	+	環宝珠状 最大径5.0		+	表探 12年度
	14	+	壺		+	表探 10年度
	15	+	鉢		+	表探 +
	16	瓦質土器	+	30.0	太鼓の段 表探	12年度
	17	+	+	25.4	本丸跡北東斜面 表探	10年度
	18	+	+		+	表探 12年度
	19	備前	鑄鉢		+	表探 10年度
	20	吉瀬戸	瓶子	肩飾径18.0	+	表探 +
第10図	1	瓦	軒丸瓦		+	表探 +
	2	+	+		+	表探 +
	3	+	丸瓦		+	表探 +
	4	+	+		+	表探 12年度
	5	+	+		+	表探 10年度
	6	+	+		+	表探 12年度
	7	+	+		+	表探 10年度
	8	+	+		+	表探 12年度
	9	+	+	東尾根中間曲輪	表探	10年度
	10	+	+	本丸跡北東斜面	表探	12年度
	11	+	+		+	表探 +
	12	+	+		+	表探 +
	13	+	+	東尾根中間曲輪	表探	+
	14	+	+		+	表探 +
	15	+	+		+	表探 +

VII. 三宅御土居跡の発掘調査

1. 遺跡の立地・概要

三宅御土居跡は益田川右岸の段丘上の微高地に位置する。七尾城跡の山麓からは益田川を隔てて約700 mの距離がある。現況は、居館跡のほぼ中央に松龍山泉光寺の本堂と庫裏があり、東西にはほぼ平行して大規模な土壘が残る。

東土壘は長さ87 m、中央基底部の幅は18 mで、外側からの比高は5.3 mである。一方西土壘は長さ53 m、幅13 m、比高5 mで、東土壘と比較して短い。土壘を含む居館跡の東西の長さは約185 mで、土壘の上や内側は墓地になっている。

遺跡の内側は東側から西側に向けて低い地形となっているが、周囲と比較して0.3 mないし所により2 m前後の比高をもった微高地で、本堂や庫裏の建つ中心部は標高9 mあまりで最も高い。両土壘の南端を結ぶ線上の西側には南側の段差に沿って本堂脇まで土手状の高まりがある。さらに、鐘楼付近の南側の段差がやや張り出していることから、この部分に入口の存在も予想され、その東側にある食い違いの石垣も大手に関わる遺構との見方もある。

西土壘北端の大元神社は、かつては北側の微高地藤ノ森にあったが、区画整理事業に伴い万福寺門前の天満宮に移され、さらに現在地に遷宮されている。三宅御土居の屋敷神さらに農業用水に関わる信仰の対象であったと考えられている。

石西に勅を唱えた益田氏の居館跡としてばかりでなく、広く戦国期における地方豪族の居館が良く保存されている貴重な例として昭和47年10月27日に県史跡に指定された。この時、周囲の民家や堀跡部分は指定から除外された。

七尾城からは益田川を隔てた対岸に位置するのは、舟運による益田本郷市への物資の流通と平原部の開発に伴う水利の掌握を目的としたためと考えられている。

2. 歴史的な沿革

三宅御土居に関する直接的な史料はない。南北朝時代の応安年間(1368~1374)に11代兼見によって築造されたと推定されてきた。天正11年(1583)に20代元祥が三宅御土居の改修を行ったことが近世文書にあり、この時の建物配置を示す資料として「益田氏御殿略図」写しがある。

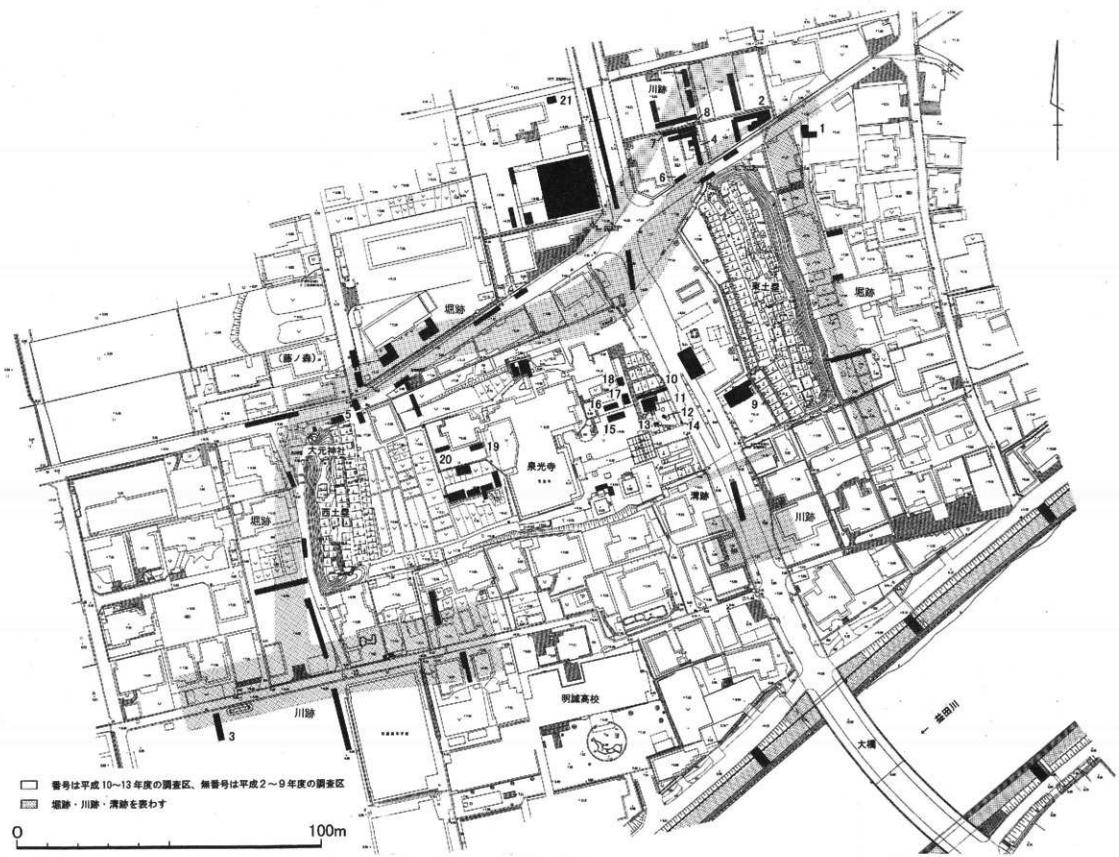
松龍山泉光寺は寺伝によると、三宅御土居の廃絶後にかつて藤兼が阿弥陀堂を建立したと思われる場所から松龍山阿弥陀殿の板額が掘り出されたので、益田家の家臣であった木村祐光が慶長19年(1614)に廟堂を建立し、これを創建としている。

3. 既往の調査

三宅御土居跡の調査は、平成2・3年度の国庫補助事業三宅御土居跡発掘調査、平成7年度の単独事業歴史を生かしたまちづくり事業三宅御土居跡範囲確認調査、平成8年度からは国庫補助事業益田氏関連遺跡群発掘調査によって主に範囲の確認を目的として行われてきた。

これらの調査の結果、北側で幅約16 m以上のやや浅い堀跡が、東西の土壘の外側では幅約9 mの箱堀が発見された。南側では地山の落ち込みや護岸遺構が確認され、益田川の支流が流れ、これが堀としても機能していたと考えられた。周囲で堀跡や川跡が確認されたことにより、三宅御土居の最終的な形態は、東側の部分が土壘とともに北に突出する不整形であることが判明した。

一方、館内の調査では中世の遺物包含層や柱穴跡、土壤などが発見され、当時の遺構が状態良



第11図 三宅御土居跡平面図及び調査区配置図

く保存されていることが明らかにされた。さらに本堂の西側の畠部分では、天正期の改修に伴うと考えられる大規模な盛土造成跡が確認された。

そして、中世前期の中国陶磁器が館跡の内外を問わず各所で出土することから、この場は12世紀の段階から重要な施設として機能していたことが推定された。

なお、一連の調査の前半段階では、東土壘北端の道路部分で堀跡が発見されず、その北側の水田部分で川跡が確認されたことから、この川から北側の堀に水を引き込んだと考えられてきた。

平成8年度から11年度にかけて都市計画道路沖田七尾線に係る全面調査が実施され、南側で幅約21mの川跡が確認され、この部分では湿地の状態であったことが地質学的に指摘された。また、主郭と腰曲輪の境の斜面下からは地山を削り込んだ幅1.5m、腰曲輪からの深さが0.5mの溝跡が発見された。居館の南側がこの溝で区画されていた時期があり、最終的にはこれを埋めて南側を腰曲輪として確保したという変遷が考えられた。館内部分の調査では約1,000の柱穴跡が発見され、一帯では掘立柱建物が繰り返し建て替えられたことが判明した。さらに建物の区画に伴うと考えられる部分的な貼土や礫敷があり、特に礫敷の周辺から多量の炭と鉄滓、羽口が出土して鍛冶場の存在が明らかにされた。さらに、13世紀の方形の木組井戸跡、16世紀の直径2mの石積井戸跡も発見された。多数の掘立柱建物と鍛冶場や大型の井戸の存在から、遺跡の東側は居館の維持管理に必要な建物が存在した空間と考えられた。館跡の北側では最大16mで、緩やかな斜面に段状の加工痕がある、深さ約1.5mの浅く堀跡が確認された。

4. 調査の成果

平成10年度以降の市内遺跡発掘調査等による北東部の調査によって堀の位置や形状がより明確にされた。

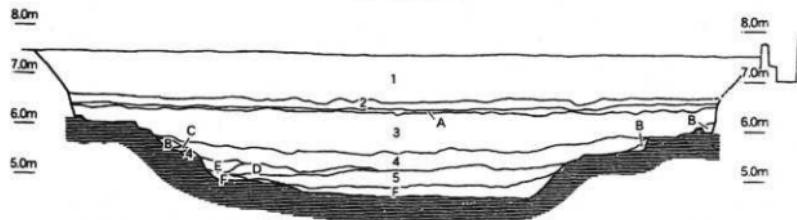
調査区2では箱堀の屈曲部が検出された。東からの堀跡がほぼ直角に曲がり、東土壘に沿って南側に伸びていく。この部分の堀の斜面は急角度で、平成4年度に東土壘の外側で発見された幅約9m、深さ約3mの箱堀の形状と一致するが、調査区1では堀の肩部は検出されなかつた。

また、これまでの調査で館跡の北側やや東寄りの部分では幅が16mに及ぶ浅く広い堀跡がすでに確認されているが、調査区2ではこの堀跡が箱堀の屈曲部で切られた状態で、このことから、北側の堀が土壘と一緒に整備された箱堀によって切られ、その結果として、この屈曲部分から溢れた水が北側の堀に流れ込む構造となつたようである。この部分には多数の礫と杭が一定の範囲にまとまって発見された。礫については堀内に堆積した粘質土の上に載るものもあったが、堀の外側の地山面上にあるものも多い。これらについては、堀の水を制御する施設であったと考えられる。農業用水利としての機能もあったこの堀は、館の廃絶後も当分の間利用され続けたと考えられるが、礫や杭の間から多数の中世の遺物が出土し、さらに調査区の北に方形の地山の高まりの存在が予想され、廃絶以前の施設の可能性も残されている。

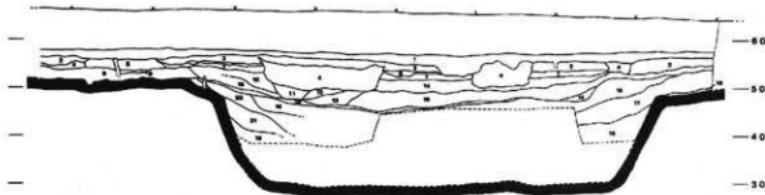
北側の堀跡と、さらに北を南西に向けて流れる川跡との間は微高地状の地形で、調査区4の北側や調査区8では柱穴遺構も発見され、遺物の出土も多かった。平成2年度以降のこの付近での調査区からは、他の調査区と比較して中世の遺物の出土密度が高い傾向がある。その意味は未解明だが、何らかの施設が存在する可能性が高いと考えられる。

調査区4と調査区6では堀跡の外側の緩やかな斜面と、不明瞭な段が確認された。この段は西に向けて次第に明瞭になっていく。

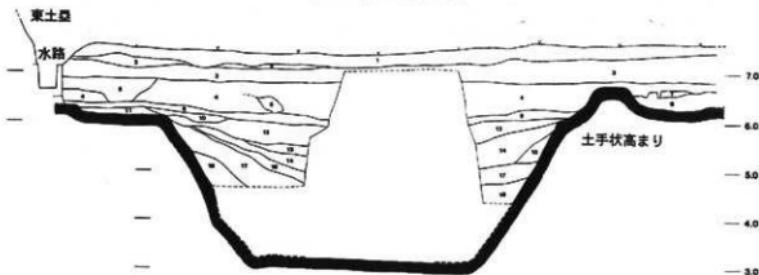
北側の堤跡断面図



西土壌外側の堤跡断面図



東土壌外側の堤跡断面図



第12図 三宅御土居跡堤跡断面図

調査区21は三宅御土居跡の範囲の外側で、縄文土器が多量に出土する土井後遺跡にあたる。北西部の調査区5では堀の落ち込み斜面が確認され、南西部の調査区3では川跡の肩部が確認された。

平成10年度以降、館内部では道路事業に伴う境内整備や会館建設等の計画に伴う調査が12箇所で行われた。

調査区9、10、11では地山面上に掘立柱建物跡の柱穴跡が確認された。また、調査区15～20は、表土から一定の深さまでは創建以後の造成や改築等により搅乱を受けていたが、中世の遺物包含層や盛土造成跡、柱穴跡などが確認された。この調査結果に基づき、道路に面した部分の境内整備は造構面を保護して整備が行われ、会館建設等の計画は断念されることとなった。

平成10年度から13年度にかけての発掘調査に伴い、縄文土器、須恵器、土師器に加え多数の中世の遺物が出土した。

11世紀後半～12世紀前半が主流の白磁碗IV類、V類、III-VI類、12世紀中頃から後半にかけての白磁碗Ⅳ類、同安窯系青磁碗Icm類、同安窯系青磁皿I類、さらに龍泉窯系青磁碗I類などが多数出土した。三宅御土居は14世紀後半に築造したとされる。この時期の遺物として龍泉窯系青磁碗B-II類、14～15世紀の龍泉窯系青磁碗D類があり、その後は15世紀中頃以降の白磁皿E-II類なども見えるが、三宅御土居から七尾城に拠点を移した16世紀中頃から後半にかけての時期の染付の出土量は、七尾城跡の様相と比較して極めてわずかであり、さらに居館廃絶までの間の遺物もほとんど見当たらない状況であった。

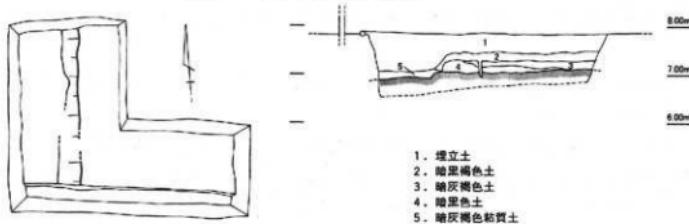
これに対して、南北朝時代を瀕る中世前期の貿易陶磁の出土頻度が目立って高い。道路部分の全面調査では12世紀と推定される掘立柱建物跡や13世紀と考えられる木組井戸跡が発見されている。居館の前身として南北朝時代以前にこの地に展開した拠点的な施設の性格については不明な点が多いが、これについては本書に掲載した井上寛司氏の「平安末・鎌倉期の三宅御土居の歴史的性格」を参照していただきたい。

(参考文献)

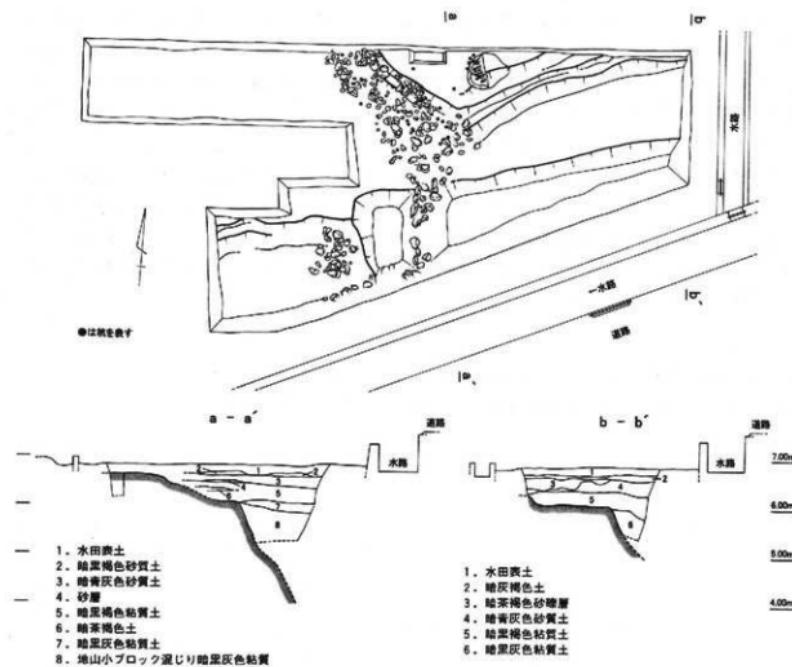
1998 益田市教育委員会「七尾城跡・三宅御土居跡－益田氏関連遺跡群発掘調査報告書－」

2002 益田市教育委員会「沖田七尾線街路整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査 三宅御土居跡」

調査区1 平面図及び土層断面図

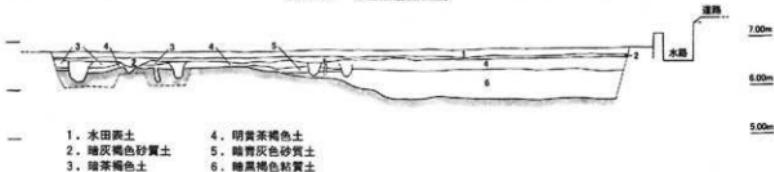


調査区2 平面図及び土層断面図

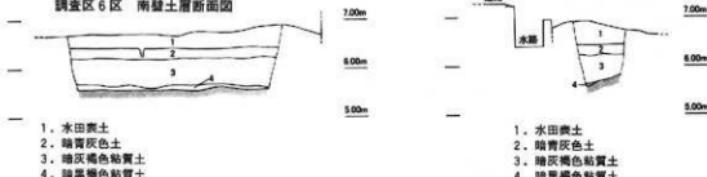


第13図 平成10年度北東部調査区平面図及び土層断面図

調査区 4 東壁土層断面図



調査区 6 区 南壁土層断面図



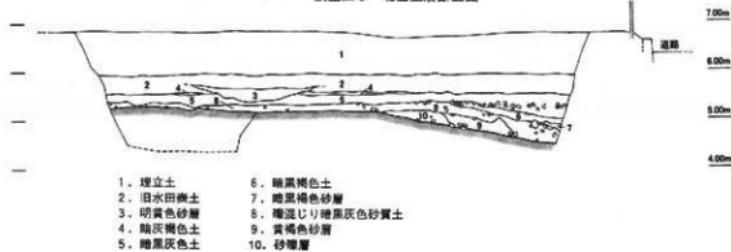
調査区 2 1 北壁土層断面図



調査区 5 東壁土層断面図

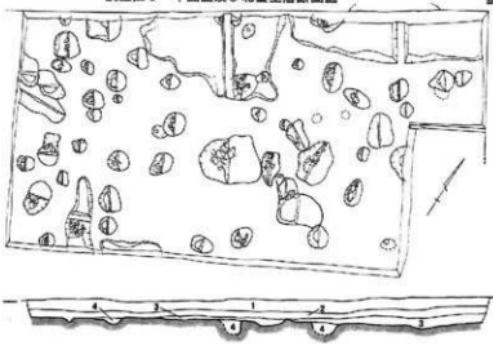


調査区 3 北壁土層断面図



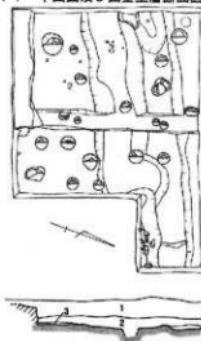
第14図 平成10～13年度北東・北西・南西部調査区平面図及び土層断面図

調査区 9 平面図及び北壁土層断面図



1. 煙灰土 2. 増茶褐色土 3. 增褐色土 4. 地山小ブロック混じり茶褐色土
5. 增茶灰褐色土

調査区 11 平面図及び西壁土層断面図



1. 表土 2. 増黄灰褐色砂質土
3. 增灰褐色土

調査区 12 南壁土層断面図



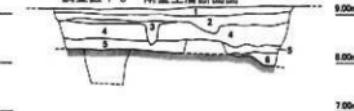
1. 表土 2. 黄褐色砂質土 3. 增茶灰褐色土

調査区 15 南壁土層断面図



1. 堆立土／擾乱土 2. 增褐色土 3. 增黑褐色土（中世包含層）
4. 增灰褐色土 5. 增褐色土（古代～中世包含層） 6. 黄褐色土
7. 增灰茶褐色土 8. 增褐褐色土

調査区 16 南壁土層断面図



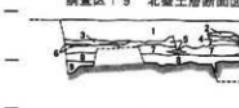
1. 表土 2. 增黑褐色土 3. 明茶褐色土 4. 茶褐色土
5. 增茶灰褐色土 6. 增茶褐色土

調査区 18 北壁土層断面図



1. 表土 2. 增茶褐色土 3. 增茶灰褐色土
4. 增黄褐色土 5. 增褐色土混じり茶褐色土

調査区 19 北壁土層断面図



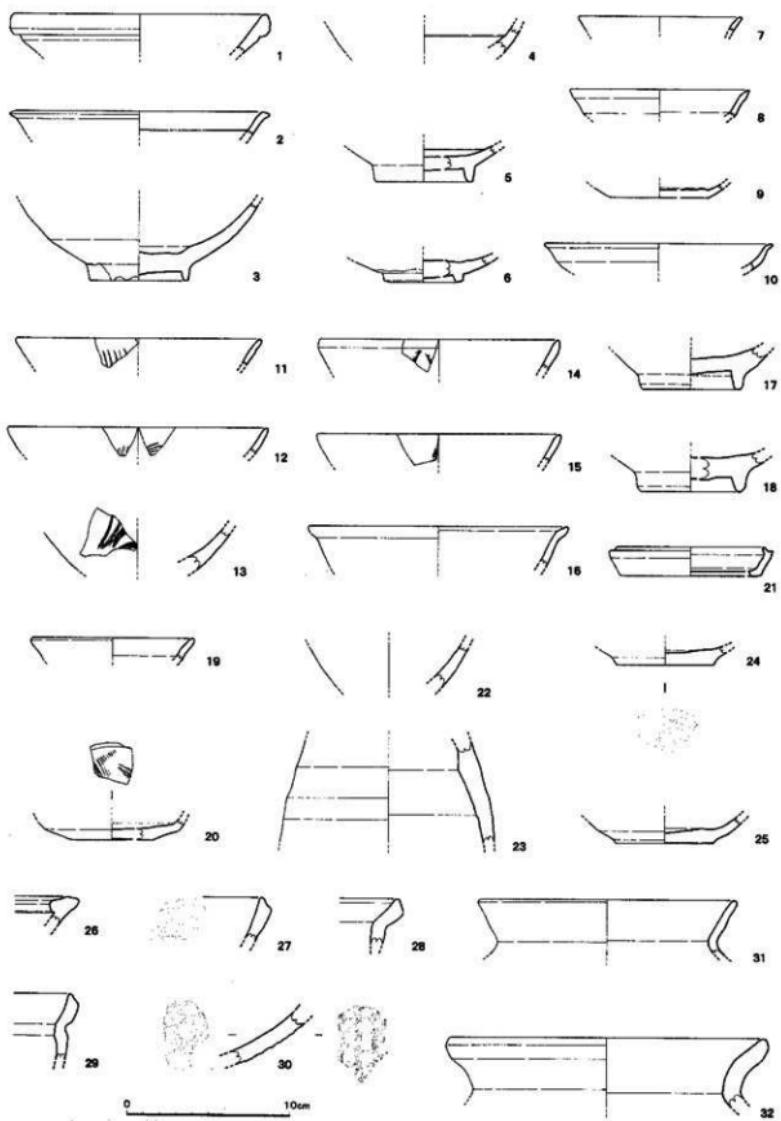
調査区 19 北壁土層断面図



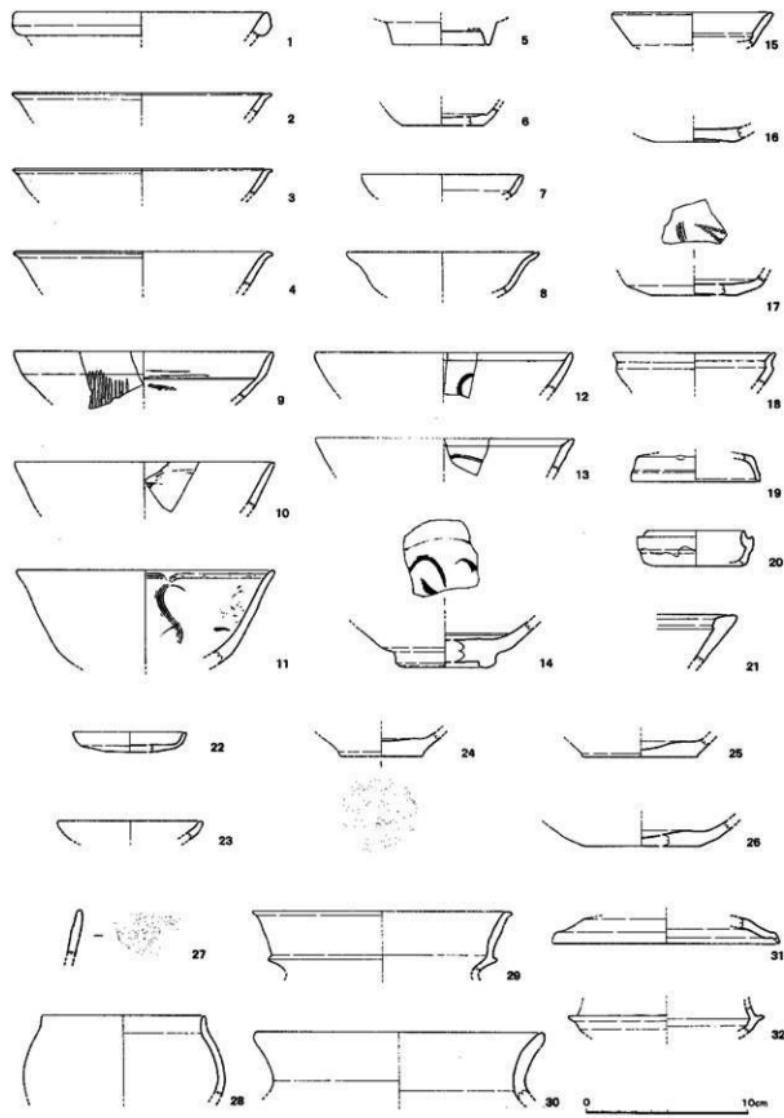
1. 堆立土／擾乱土 2. 赤褐色土十增褐色土 3. 增褐色土
4. 增黄褐色土 5. 增赤褐色土 6. 增黄褐色土 7. 增黄褐色土
8. 增茶灰褐色土（中世包含層） 9. 增黑茶褐色土（古代包含層）

1. 堆立土／擾乱土 2. 明黄褐色土 3. 赤褐色土
4. 增褐色土十增褐色土 5. 赤褐色土 6. 增褐色土
7. 增黄褐色土 8. 增茶褐色土 9. 增茶灰褐色土
10. 增黄褐色土 11. 茶褐色土 12. 增褐色土

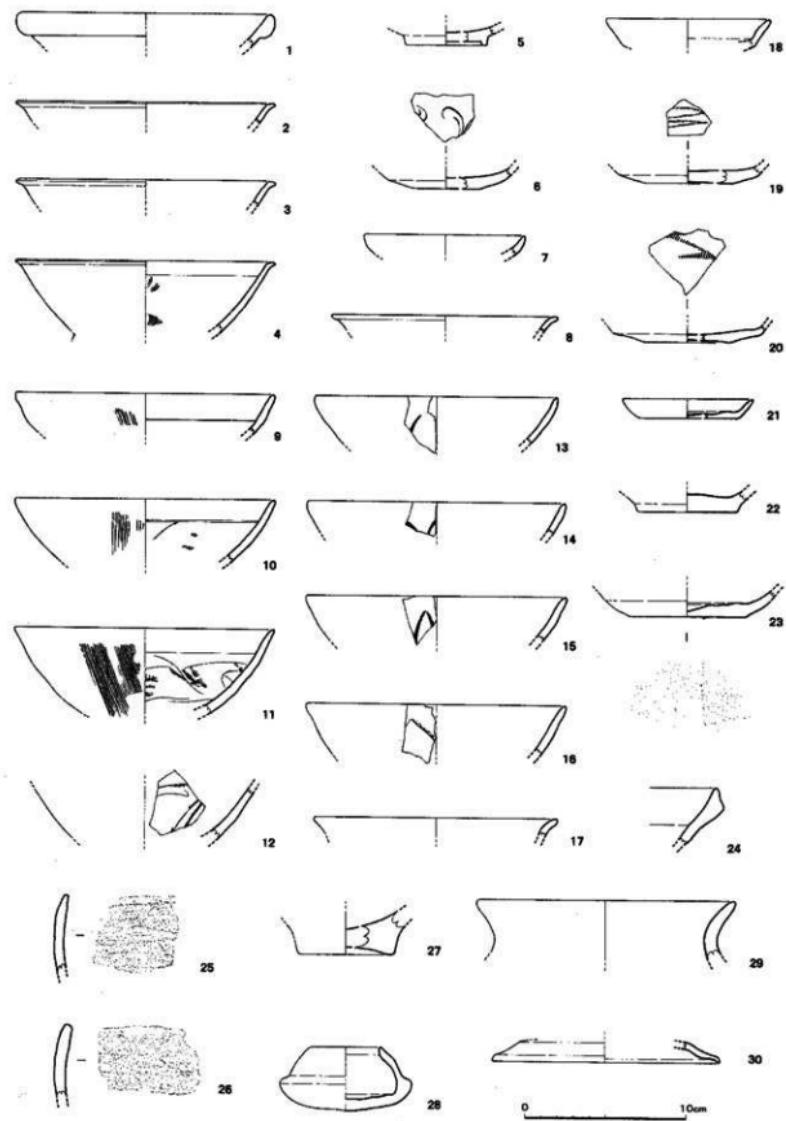
第15図 平成12年度館内調査区平面図及び土層断面図



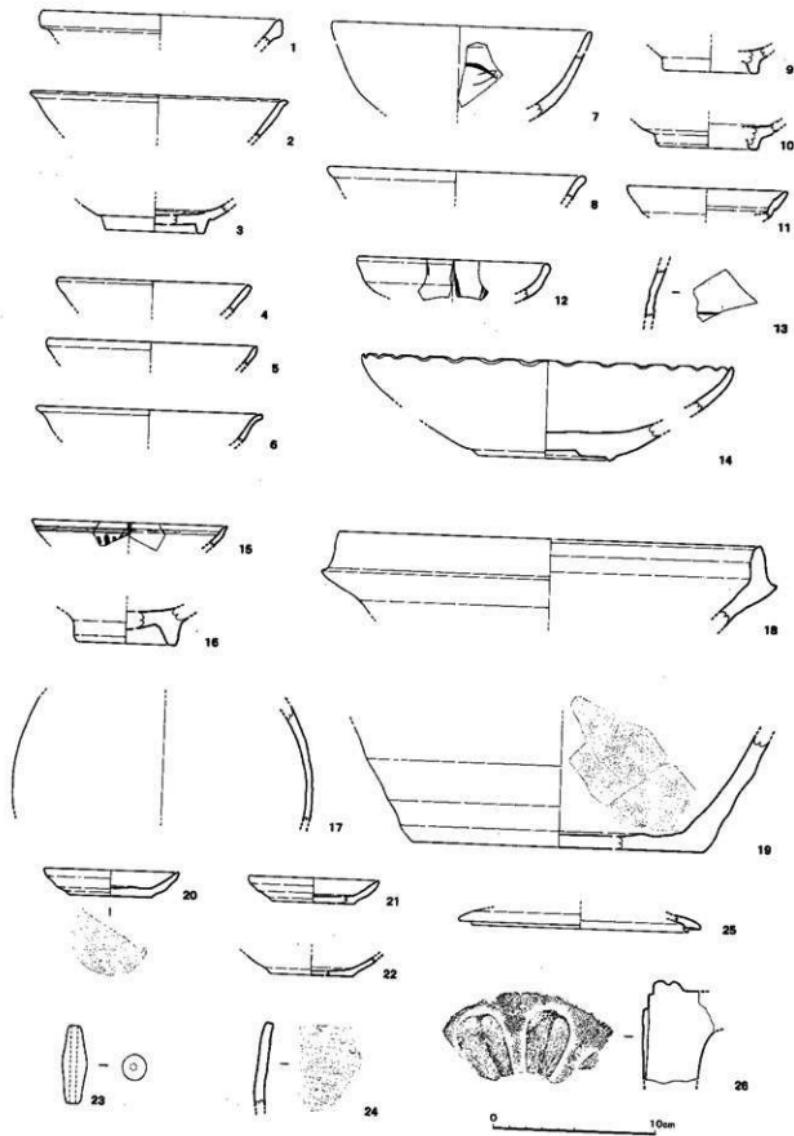
第16図 平成10年度北東部調査区出土遺物実測図



第17図 平成11年度北東部調査区出土遺物実測図



第18図 平成12・13年度周囲の調査区出土遺物実測図



第19図 平成12年度館内調査区出土遺物実測図

三宅御土居跡出土遺物対照表(1)

図版及び遺物番号	種別	器種	口径(底径)cm	出土地点	備考	調査年度
第15回	1	白磁	碗	16.0	調査区1 白磁碗IV類	10年度
	2	+	+	16.0	調査区2 白磁碗V類	+
	3	+	+	(6.0)	+	+
	4	+	+		+	+
	5	+	碗高台	(6.0)	白磁碗V類	+
	6	+	+	(4.8)	白磁碗可類	+
	7	+	皿	10.0	調査区1 白磁皿VI類	+
	8	+	+	11.0	調査区2 白磁皿VI類	+
	9	+	+	(6.0)	白磁皿IX類	+
	10	+	+	14.0	白磁E-2類	+
	11	青磁	碗	15.0	同安窯系碗Ib類	+
	12	+	+	16.0	+	+
	13	+	+		+	+
	14	+	+	15.0	龍泉窯系碗B-II類	+
	15	+	+	15.0	調査区1	+
	16	+	+	16.0	龍泉窯系碗D類	+
	17	+	碗高台	(6.0)	調査区2 龍泉窯系碗B-III類	+
	18	+	+	(6.0)	+	+
	19	+	皿	10.0	同安窯系皿I類	+
	20	+	+	(5.0)	+	+
	21	青白磁	合子	9.0	調査区1	+
	22	鉄輪	天目茶碗		調査区2	+
	23	褐釉	壺		+	+
	24	土師質土器	皿	(8.0)	+	+
	25	+	+	(6.0)	+	+
	26	瓦質土器	鉢		調査区1	+
	27	+	+		調査区2	+
	28	+	鏡		+	+
	29	+	+		調査区1	+
	30	+	+		+	+
	31	土師器	壺	16.0	+	+
	32	+	+	19.8	+	+
第16回	1	白磁	碗	16.0	調査区4 白磁碗IV類	11年度
	2	+	+	16.0	白磁碗V類	+
	3	+	+	16.0	+	+
	4	+	+	16.0	+	+
	5	+	碗高台	(6.0)	+	+
	6	+	皿	(5.0)	白磁皿IX類	+
	7	+	+	10.0	白磁皿VII類	+
	8	+	+	12.0	同安窯系碗Ib類	+
	9	青磁	碗	16.0	龍泉窯系碗I-4類	+
	10	+	+	16.0	+	+
	11	+	+	16.0	+	+
	12	+	+	16.0	+	+
	13	+	+	16.0	+	+

三宅御土居跡出土遺物対照表(2)

図版及び遺物番号	種別	器種	口径(底径)cm	出土地点	備考	調査年度
第16回	14	青磁	碗	(6.2)	調査区4	龍泉窯系統I-2類
	15	+	皿	10.0	+	同安窯系皿I類
	16	+	+	(5.0)	+	+
	17	+	+	(5.0)	+	+
	18	黑釉	小碗	10.0	+	+
	19	瓦胎陶器	蓋	8.0	+	+
	20	青白磁	合子	6.0	+	+
	21	瓦質土器	鉢		+	+
	22	土師質土器	皿	7.0	+	+
	23	+	+	9.0	+	+
	24	+	杯	5.0	+	+
	25	+	+	7.0	+	+
	26	+	皿	7.0	+	+
	27	萬文土器			+	+
第17回	28	土器	無頻壺	10.0	+	+
	29	+	甌	16.0	+	+
	30	+	+	18.0	+	+
	31	須恵器	杯盤	14.0	+	+
	32	+	杯身	10.0	+	+
	1	白磁	碗	16.0	調査区6	白磁碗IV類
	2	+	+	16.0	調査区8	白磁碗V類
	3	+	+	16.0	調査区3	+
	4	白磁	+	16.0	調査区8	+
	5	+	碗高台	(5.0)	+	+
	6	+	皿	(4.0)	+	白磁皿Ⅴ類
	7	+	+	10.0	+	白磁E-3類?
	8	+	+	14.0	+	白磁E-2類
	9	青磁	碗	16.0	調査区7	同安窯系統Ib類
	10	+	+	16.0	+	+
	11	+	+	16.0	調査区8	+
	12	+	+		+	龍泉窯系統I類
	13	+	+	15.0	+	龍泉窯系統B-II類
	14	+	+	16.0	調査区7	+
	15	+	+	16.0	+	+
	16	+	+	16.0	調査区5	+
	17	+	+	15.0	調査区6	龍泉窯系統D類
	18	+	皿	10.0	調査区8	同安窯系皿I類
	19	+	+	(5.0)	+	+
	20	+	+	(5.0)	+	+
	21	土師質土器	皿	8.0	調査区8	+
	22	+	杯	(6.0)	調査区6	+
	23	+	皿	(7.0)	調査区8	+
	24	瓦質土器	鉢		+	+
	25	萬文土器			調査区21	+
	26	+			+	13年度

三宅御土居跡出土遺物対照表(3)

図版及び遺物番号	種別	器種	口径(底径)cm	出土地点	備考	調査年度
第17図	27	織文土器	底部	(6.0)	調査区21	+
	28	・	小壺	4.2	・	+
	29	土師器	甌	16.0	調査区7	12年度
	30	須恵器	杯蓋	14.0	調査区8	+
第18図	1	白磁	碗	15.0	調査区11	白磁碗IV類
	2	・	・	16.0	・	白磁碗V類
	3	・	碗高台	(6.0)	調査区16	白磁碗Ⅴ類
	4	・	皿	12.0	調査区11	・
	5	・	・	13.0	調査区19	・
	6	・	・	14.0	・	白磁E-2類
	7	青磁	碗	16.0	調査区15	・
	8	・	・	16.0	・	龍泉窯系碗D類
	9	・	碗高台	(6.0)	調査区9	・
	10	・	・	(6.2)	調査区11	・
	11	・	皿	10.0	・	同安窯系皿I類
	12	・	・	12.0	調査区9	・
	13	・	壺	・	調査区11	・
	14	・	大皿	23.0	調査区17	・
	15	染付	皿	12.0	調査区19	染付皿E群?
	16	朝鮮王朝	碗高台	(6.0)	・	・
	17	・	壺	・	調査区11	・
	18	備前	擂鉢	26.0	調査区17	・
	19	・	・	(18.0)	調査区20	・
	20	土師質土器	皿	8.4	調査区15	・
	21	・	・	8.0	・	・
	22	・	・	(5.0)	調査区16	・
	23	土雞	・	長4.9 径1.4	調査区20	・
	24	織文土器	・	・	調査区19	・
	25	須恵器	杯蓋	15.0	調査区15	・
	26	瓦	軒丸瓦	・	・	八葉蓮華文

平安末・鎌倉期の三宅御土居の歴史的性質

井 上 寛 司

1.はじめに

中世益田氏の居館跡として知られる三宅御土居は、その遺構内から出土する多数の中国製陶磁器などの年代比定を通して、少なくとも平安末期の12世紀には成立し、機能していたことが明らかとなってきた。一方、これまで文献史料などに基づいて考えられてきたところでは、益田氏が三宅御土居に拠点を構え、これを居館として使用し始めたのは14世紀中葉の南北朝期ごろのこととされていて、12世紀に遡るという三宅御土居の成立時期との間に明らかな時間的ズレが存するといわなければならない。

では、この12世紀から14世紀中葉に至る、平安末・鎌倉期の三宅御土居はいったい何なる機能を持つ遺跡として存在していたのか。残念ながら、現状ではこれに明快な回答を与えるだけの資料を見出すことができず、いくつかの推測を重ねる以外に方法はない。ややまわりくどい考証に終始することとなるが、若干の検討を試みることとしたい。

2. 考察の前提

考察を進めるに当たって、まず最初に次の2つの点を確認しておく必要がある。①遺跡の現状や発掘調査の成果などから考えて、この遺構が近世初頭に益田元祥が毛利氏に従って長門国須佐に移住するまで、益田氏の居館及び地域支配の拠点として機能したのはまったく疑う余地がない（この間、戦国後期の16世紀中ごろから末期にかけて、一時益田氏が居館を三宅御土居から七尾山頂に移した、などの変化があったのはいうまでもない）。②この遺構がそうした中世益田氏の居館及び地域支配の拠点として機能したことがほぼ疑いないものとして文献史料などによって確認されるのは、南北朝期の益田兼見とそれ以後のことである。

以上の2点、及びこの遺構の成立が12世紀まで遡るというさきに指摘した点を合わせると、平安末・鎌倉期の三宅御土居に関しては、a)文献史料では明確でないが、当初から益田氏の居館として成立・機能した、b)当初は益田氏の居館とは異なる別の機能を持つ施設が存在したのを、後に益田氏が自らの居館へと転換させた、この2つの可能性を考えることができるであろう。以下、そのそれぞれの可能性について考えてみることとしたい。

3. 初期の益田氏居館と三宅御土居

結論を先取りしていようと、a)の「三宅御土居が当初から益田氏の居館として成立し機能した」可能性は極めて低いと考えるのが妥当だと考える。その根拠は、①益田氏の居館が当初から三宅御土居であったとは考えがたい、”平安末・鎌倉期の益田氏による益田荘の開発や地域支配の拠点(=居館)は、三宅御土居とは別の場所にあった可能性が高い、この2点である。①は消極的、②は積極的論拠ということになろう。

このうち①に関しては、差し当たり次の3点をその論拠として指摘することができるであろう。まず第1は、兼見の祖父兼弘(兼方の父)が「せんたうの孫太郎入道道忍」と称していること(正和2年10月15日阿忍譲状案、益田家文書。以下、とくに断らない限り本稿で用いる史料はすべて益田家文書)、すなわち益田氏の惣領は鎌倉後期の13世紀後半には三宅御土居のあった益田本郷ではなく、今日の美濃郡美都町地域に当たる仙道郷(後の東仙道郷)に拠点を定めていたと

考えられることである。この点については、早くに兼弘—兼方—兼見の系統が本来は益田氏の惣領ではなく庶子家であったとする福田栄次郎氏の重要な問題提起（「石見国益田氏の研究」、『歴史学研究』390）がなされていて、事はそれほど簡単ではないが、しかし福田氏の指摘にも関わらず、やはり兼弘はこの当時の益田氏惣領であったと考えるべきものであり（但し、この当時の益田氏は大きな混乱と分裂状況にあり、惣領といつてもそれほど安定していたとは考えられない）、従つて鎌倉後期の益田氏惣領の拠点（居館）もまた仙道郷にあったとするのが妥当だと考えられる。

その主な論拠として、次の3点が指摘できるであろう。1つには、兼弘が益田氏惣領兼長の後家阿忍から、この当時の益田氏にとって最も重要な所領の1つであった伊甘郷（石見国衙が置かれていた、現在の浜田市上府・下府地域）と文書類とを讀渡されていること（前掲阿忍譲状案）、2つには、同じくかつては伊甘郷にあって益田氏一族の精神的結合の中心とされた益田氏の氏神白口大明神が、兼弘の時代にこれまた東仙道に移されていること（永徳3年8月10日益田祥兼置文）、そして3つには、この頃の益田本郷地頭職が石見国守護北条氏によって没収され、益田氏はその代官（地頭代）に過ぎず（永仁7年4月24日六波羅下知状文、益田家譜録）、益田氏惣領家の拠点も益田本郷とは別のところにあった（=仙道郷）と考えられること、以上である。鎌倉後期（惣領兼長の時代）から南北朝期（兼見が益田氏惣領としての地位を確立する14世紀中ごろまで）の間の益田氏惣領は、実際には福田氏が想定した以上にはるかに複雑な経過を辿っていることが考えられ（拙稿『史料集・益田兼見とその時代』解説参照）、その全面的な再検討が改めて求められるところである。

なお、2000年度には新たに発見された東仙道土居遺跡（美濃郡美都町大字仙道字土居）の発掘調査が行われ、12世紀末～13世紀の中国製蔵骨器（褐釉四耳壺）や墨書き石・五輪塔などを含む古墓が「土居」地区内で確認された（河野敏弘「第4回埋蔵文化財専門研修資料 東仙道土居遺跡調査」）。発掘は古墓部分のみであって、中世居館の存在を確認するところまで至っておらず、断定は避けなければならないが、以下の諸点などから考えて、これが鎌倉後期の益田氏惣領兼弘（仙道孫太郎入道）の居館であった可能性は極めて高いと考えることができよう。1)この遺跡は、西側を益田川の上流三谷川が流れ、北側は山を背にし、東から南の前面に仙道原（水田）が広がるという景観を持った丘陵の先端部に位置していて、この地域（東仙道郷）を支配した領主の居館としてにまことに相応しい条件を備えている。2)ここは東仙道郷の中の最も中心部（比較的大きな平野の存在が確認できるのはこの地域に限られている）に位置していて、「土居」地名の存在から考えても、この遺跡が東仙道郷を支配した領主の居館であったことはまず疑いないと推察される。3)13世紀の後半から鎌倉末期にかけて、益田兼見の祖父兼弘が仙道郷（東仙道郷）の領主として東仙道に居を定めていたのは間違いないところで、この遺跡の近くに位置する神宝山八幡宮が兼弘によって遷された白口八幡宮の後身に当たること、そしてこの神社（中世には仙道八幡宮と呼ばれた）が、永徳3年（1383）の益田称兼置文に「東仙道八幡宮放生会御祭礼事、自往古為両仙道諸役、於向後任先例矣」とあり、また明応年間（1492～1501）に益田七尾城主の祈願所とされたとの伝承を持つ（同神社所蔵「神宝山勅使參向旧伝」）ことなども、この遺跡がかつての益田氏惣領兼弘の居館であったことを支持する一例ということができよう。

さて、①の論拠の第2点として指摘できるのは、平安末から鎌倉前期ごろの益田氏惣領が石見国の有力在庁官人として石見国衙で活躍しており、当然ながらその拠点も国府地域（伊甘郷）に置かれていたと考えされることである。さきに述べた兼見の祖父兼弘が拠点を東仙道に移したと

いうのは、蒙古襲来（文永の役）直後の建治2年（1276）に北条氏が石見国守護として国府地域に入部（佐藤進一『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』参照）、国衙機能が守護権力によって吸収され、著しく低下・形骸化したことによるものであったと推察される。すなわち、益田氏惣領の拠点（＝居館）は兼長ころまでは石見国府地域（伊甘郷）、兼弘ころは仙道郷、そして兼見のころから益田本郷（三宅御土居）へと、それぞれ移っていったと考えられるのである。かつて考えられた石見国府→大谷土居ないし上久々茂土居→三宅御土居（矢富熊一郎『益田町史』上、広田八穂『中世益田氏の遺跡』など）とする益田氏居館の変遷は、上記のように改められる必要があるといえるであろう（拙稿「上久々茂土居の歴史的性格」、島根県教育委員会『上久々茂土居跡』参照）。

論拠の第3として、三宅御土居と七尾城との位置関係が挙げられる。三宅御土居と七尾城とが対をなす関係にあるのは周知のことであるが、居館とその詰城という場合、居館は詰城となる山の麓に位置しているのが一般的であって、益田川を挟む形で両者が遠く離れているのは極めて稀有なことといわなければならない。これは、もともと三宅御土居が益田氏の居館ではなかったこと、すなわち三宅御土居が最初から益田氏の居館として設置されたのではなく、何らかの施設を後に益田氏が居館に転用したことによって生じた結果と考えることによって、合理的な説明が可能になるといえるであろう。

次に、②の論拠となる論点であるが、これについては次の2点が指摘できるであろう。その第1は、益田氏が中心となって開発を推し進めた地域が益田莊の益田本郷の中の三宅御土居周辺ではなかったと考えられることである。このことをうかがわせるのは、鎌倉期のある段階で実施されたと推定される益田本郷の領家（莊園領主）方と地頭方への下地中分の内容と、そこに示される益田氏の動向とである。とはいっても、このことを直接的に示す史料が残されているわけではなく、永和2年（1376）4月22日の益田本郷御年賀井田数目録帳（以下「田数目録」と略す）と、その後もなく作成されたと考えられる年月日未詳益田本郷田数注文（以下「田数注文」と略す）の2通の文書の分析を通して導き出される推論に基づくものである（詳しくは、前掲『史料集・益田兼見とその時代』120ページ以下、及び132ページ以下を参照されたい）。

この2通の文書から導き出される上記に関わる主要な論点を整理すると、およそ次のようにまとめることができる。

1. 南北朝期の益田兼見の時代に再編成された益田本郷は、波田原（現在地に当てはめれば、ほぼ旧吉田村から下本郷・中須・中嶋・久城にかけての地域。以下同じ）、徳原（旧七尾町から得原にかけての地域）、志目庭（乙吉から大谷・久々茂にかけての地域）、及び奥十二畠（海岸部の西平・土田・金山地域と山間部の乙子から久々茂・仙道・波田・澄川にかけての地域）の4地域（波田原を下本郷、徳原と志目庭を合わせて上本郷ともいう）からなるが、このうち比較的早くから開発が進められたのは波田原・徳原・志目庭の3地域（益田平野部）で、奥十二畠地域は鎌倉期以後に本格的な開発が進められたと考えられる。
2. 同じく兼見の時代に再編成された益田本郷の名田の分布状況を見ると、志目庭はすべて領家方の本百姓名、同じく波田原もほとんどが領家方の本百姓名によって構成されているのに対し、徳原はすべてが地頭方の本百姓名からなっている。これに対し、南北朝期に新しく成立した間人名は奥十二畠（ここには本百姓名がまったく存在しない）を中心に、他の3地域においても地頭方が圧倒的な部分を占めている。
3. 上の2点を合わせると、成立期の益田莊（12世紀後半に、益田氏一族からの寄進によっ

て撰閑家領莊園として成立したと推定される。『温泉津町誌』上、529ページ以下参照)の最も中核をなす益田郷(益田本郷)においては、後の志目庭・波田原両地域の本百姓名耕地(益田莊の成立とともに莊園内に取り込まれた、古代以来の公田の系譜を引く田地と考えられるが莊園領主、同じく徳原地域のそれが地頭(益田氏)のそれぞれ勢力下にあり、かつ莊園成立後も引き続き奥十二畠地域を中心とする間人名耕地の開発が地頭のイニシアティブのもとで進められていったことが推測される。鎌倉期における益田本郷の領家方・地頭方への下地中分というのもこうした状況を踏まえて実施されたものであり、その結果志目庭・波田原地域が領家(莊園領主)方、徳原・奥十二畠地域が地頭方という、それぞれの勢力圏が定められることになったものと考えられる。

以上の分析結果を踏まえて考えると、平安末・鎌倉期における益田氏の莊園開発と地域支配の拠点は徳原地域にあったとするのが妥当であって、三宅御土居の位置する志目庭(この点については後述する)ではなかったということになろう。

②の論拠となる第2の点は、この徳原地域には現在も「土井」の地名が残されていて、これこそ益田氏の初期の居館に結びつく可能性が極めて高いと考えられることである(前掲拙稿「上久々茂土居の歴史的性格」参照)。明治初年に作成された地籍図(広島大学付属図書館所蔵)によつて見ると、現在の県立益田高校の西、土井町の北端部に東西約200メートル、南北約150メートルを測る「土井」地名の存在が確認できる(図参照)。仮に以下これを三宅御土居と対比して「徳原土居」と称す)。一方、さきに触れた田数目録と田数注文によって見ると、徳原土居は「土井」・「大とい」とも称され、これとは別に「ふもと」・「小土井」の地名が見える。田数目録と田数注文の関係部分を摘記すれば次の通りである。

A. 弥藤次入道名

弥藤次入道名

本田小	分米壹斗四升七合四勺
出田壹段	分米四斗
新田參段	分米九斗
御正作壹段	分米壹石
公田七段八十分	分米貳斗八升八合九勺

已上、田壹丁貳段半廿歩

定分米貳石七斗三升六合三勺

押入綿 十四枚

花苧 一束

平昌貳段六十歩 分地子貳斗八升一合三勺三才

弓錢百文

狩銭三百文

→(徳原・間人) いや藤大夫名 己上田一町二反八十歩

B. 藤大夫名

家家(地頭)方

藤大夫名 小土井

(マ・)

本田壹丁半内

三丁佃半	分米三斗一升五合
石代壱段小二十歩	分米五斗六升八勺
御年貢田八段大廿歩	分米二石五斗一合
出田壱段小三十歩	分米五斗六升九合
	升
新田六十歩	分米五斗
御正作三段	分米三石九斗
公田七段八十分	加徵米三斗五升一勺
仕丁米	八升六合七勺
早始	白米三升
壱丁五段八十歩	
以上、田武町百十歩	
	六升二合六勺
定分米九石三斗五升八合三勺	
佃大豆	九升
蕎麥	七升八合一勺
	枚
押入繩	十四両
懸苧	十三両
花苧	一束
鈴白干	廿八
平畠四段三十歩	分地子五斗三升六合五才
弓銭百文	
狩銭三百文	
→ (徳原・本百姓) 藤大夫名	▲もと 已上田一町五反八十四歩

ここに掲げた史料は、それぞれ矢印で示した部分が田数注文、それより前がこれに対応する田数目録の記載であって、例えば後者(B)の藤大夫名についていようと、田数目録では「小土井」の「藤大夫名」と呼ばれたのが、田数注文では徳原地域の「ふもと」に位置する本百姓名「藤大夫名」と呼ばれていることがわかる。なお、この藤大夫名は「領家方」として区分されているが、「公田」が抹消されていることからも知られるように、正しくは「地頭方」とすべきであって(田数目録の記載方式によれば、「公田」は領家方の名田にのみ付される原則となっている)、これにより徳原地域の本百姓名はすべて地頭方ということになり、すべての本百姓名が領家方に属す志庭地域と対照的な関係にあったことが明らかとなる。

さて、問題は「小土井」→「ふもと」、「土井」→「大とい(大土井)」という名称の変更が何を意味しているのか、「小土井」と「大土井」との関係はいかなるものかという点にある。このことについて考える上で興味深いのは、同じく明治初年ころの状況を示すと考えられる「道水路図」(島根県総務課所蔵)によると、七尾山の北側の麓、住吉神社の真下に「丸池」があって、そこから発する川が「土井川」と呼ばれ、この川は妙義寺の前の大規模な池を経て、徳原土居の北側に

通じていた（図中の太字点線）のが分かることである。すなわち、七尾山麓の水源地に位置する「小土井」とその下流に位置する「大土井」とは、ともに「土井川」によって一つに結ばれていて、その大・小という表記からも、この両者は一体的な関係にあったことが推察されるのである。では、これらの「小土井」や「大土井」（徳原土居）、あるいは「土井川」とはいったいどういう性格のものと理解すれば良いのであろうか。

田数目録の記載内容と田数注文のそれとの時間差を念頭に置いて考えると、それまで「小土井」と呼ばれていたところが南北朝期には「ふもと」に変わり、また時を同じくしてその「小土井」に代わって「大土井」が現れるという関係を想定することができ、それはこの地域の開発や支配の拠点が「小土井」から「大土井」へと移動したことを示すものに他ならないと考えができる。また、「土井川」の起点となる丸池が現在も「益田水源地」として機能していて、早くからこの地域一帯の灌溉用水として重要な位置を占めていたと考えられること、そして一般的にも在地領主の居館の多くが水源地や川の上流部に位置し、水の掌握と管理・統制を通じて地域支配を展開したことからすれば、この丸池地域にあったと推定される「小土井」こそ、徳原地域を中心とする益田荘の開発を担った益田氏が最初に拠点を構えたところと考えるのが最も相応しいということになろう。推測を逞しくするならば、1)益田荘の成立に先立って益田平野開発の重要な拠点として丸池地域に益田氏の居館が設けられ、莊園成立後の名田編成にともなってそれが藤大夫名の中に組み込まれる一方、丸池を水源地とする川も益田氏の居館（土井）に因んで「土井川」と称されるようになった、2)しかし、その後丸池地域の居館が手狭であるなどの何らかの理由から、これを補うべく別の施設を設ける必要が生じ、土井川下流の平野部に改めて居館（徳原土居）が定められ、鎌倉期にはこの両者が「小土井」・「土井」として一体的に機能することになった、3)南北朝期になり、本百姓・間人名体制が成立するなどの益田荘・益田本郷支配の大きな転換の中で、居館の在り方や機能も大きく変化し、こうした中で丸池地域の居館が放棄され、徳原土居だけが「大土井」として残されることになった、こうした歴史過程を想定することもできるであろう。

なお、①の論拠と関わってさきに指摘した益田氏惣領の居館と、ここで指摘した益田本郷内の居館との関係については、前者が主として広域的で政治的な機能（益田氏一族や益田氏所領全体の統轄など）を担ったのに対し、後者が主に地域限定的で経済的な機能（益田本郷の開発や用水管理、益田地域支配など）を担うというように、それぞれ機能を分担し合っていたと考えることができるであろう。そしてこれは、平安末・鎌倉期の益田氏惣領が益田本郷以外に拠点を構え、益田本郷の居館にはその一族や庶子家がいて、これを預かる形になっていたということに対応するものであったといえるであろう。

4. 莊園政所と三宅御土居

前節での考察により、最初に指摘した平安末・鎌倉期の三宅御土居の歴史的性格に関する2つの可能性のうち、a)当初から益田氏の居館として成立・機能したという可能性はほぼあり得ないことが明らかになった。従って、残る可能性はb)当初は益田氏の居館とは別の機能を持つ施設であったのが、後に益田氏の居館へと転換した、ということになる。本節ではこの点について考えてみるとこととしよう。

「益田氏の居館とは異なる別の機能を持った施設」という場合、まず以て思い浮かぶのは、それが莊園領主による益田荘・益田本郷支配のための現地支配機関（＝莊園政所）ではないかとい

うことであり、結論的にいってこの推測はほぼ誤りないと考える。但し、これまたその直接的な論拠を示すのは極めて困難であって、いくつかの間接的な論拠を積み重ねるに止まらざるを得ない。

その第1は、益田荘の莊園政所が間違いなく志目庭にあったと考えられることである。さきの藤大夫名などの例に従って田数目録と田数注文の関係部分を摘記すれば次の通りである。

C. 智州名

地頭方 本日見

智州名

本田式段	分米八斗八升
平畠九段六十内	
六段半	崇観寺并塔頭敷地
毫段三十歩	志貞御房屋敷
三百歩	中垣内屋敷
三段	政所屋敷
以上毫毫丁毫段小三十歩	<small>キハハシタケタケスル</small>
→ (志目庭・間人) ちしゆ分	巳上田二反

これによると、志目庭の智州名として編成された畠地 1町 1反150歩の中に、益田兼見によつて創建され、新しく益田氏の氏寺とされた崇観寺（現在の医光寺はその跡地に新しく創建されたもの）やその塔頭の敷地 6 反半などと並んで「政所屋敷」3 反が見える。この智州名は「地頭方」として区分されているが、本田わずか2反と畠地のみから成る極めて特異な名田で、A)跡藤次入道名やB)藤大夫名などのように各種の年貢・公事が賦課されず、また畠地に課される税（地子）も免除されていて、本来の名田のあり方からは大きく変質している様子がうかがわれる。その点で、この記載がどこまで当時の実情を正確に伝えているのか、あるいはその記載内容がどこまで歴史的に遡れるのか若干の不安がないでもないが、莊園支配のために必ず設けられた現地支配機関（これを一般に「政所」と称した）に類する施設が田数目録の中ではこの「政所屋敷」を除いて他にまったく見出しができず、その名称からしてもこれが益田荘の莊園政所であったことはまず間違いないところと考えられる。とくに重要なことは、この政所が志目庭地域の中の狭義の志目庭（今日の染羽周辺地域。田数注文に見える志目庭・徳原などの4つの地域区分と異なり、田数目録に記された志目庭はすべてこれを指す）に位置していて、それが莊園領主（領家）方の勢力圏内にあるのはもちろん、志目庭・徳原・波田原3 地域のほぼ中心という、初期の莊園政所たるにまことに相応しいところに位置していることである。

第2の根拠は、三宅御土居そのものがこれを中世の地形に当てはめて考えれば、これまた「志目庭地域の中の狭義の志目庭」に位置していて、上記の莊園政所と重なる可能性が極めて高いと考えられることである。三宅御土居は北東の秋葉山の西山麓から益田川の右岸沿いに突き出す低丘陵の先端部に位置しており、こうした安定した微高地を選んで莊園政所が設けられたのも十分理由のあるところと考えることができる。

さて、第3の最も重要な根拠は、南北朝期の益田兼見以後この三宅御土居が益田氏惣領の居館として再編成され機能したこと、そしてその歴史的的前提に莊園政所の存在が想定されることであ

る。

益田莊や益田本郷の支配と維持・管理が平安末・鎌倉から南北朝期にかけてどのように進められ、あるいは変化していったのか、その具体的な経過や内容については未だ必ずしも明らかでないが、その全体的な特徴を整理すれば、およそ次のようにまとめることができるであろう（前掲『史料集・益田兼見とその時代』、平凡社『島根県の地名』参照）。

1. 益田莊域の縮小と莊園としての実態の形骸化。平安末・鎌倉初期の成立期の益田莊は、益田郷（益田本郷）・納田郷・井村郷・弥富名・乙吉郷の5つの単位所領からなる（貞応2年3月日石見国惣田数注文など）、広大な領域を誇る複合的所領であったが、13世紀前半における三隅氏の独立とともに、納田郷の一部（三隅郷）と井村郷などが益田莊から離脱。また、鎌倉後期から南北朝初期にかけて、益田莊を構成する単位所領のあり方に大きな変動が生じる（益田本郷からの仙道郷＜東仙道郷＞の分立や、弥富名からの北仙道郷の分立など）一方、益田本郷や東北両仙道郷などがそれぞれ一個の独立した所領としての自立性を強め、益田莊は莊園としての統一性を喪失し、形骸化していった（但し、莊園名そのものはその後も長く存続）。
2. 益田本郷の再編成と拠点所領化。上のような変化を踏まえて、南北朝期には前節で述べたように益田本郷が上下本郷と奥十二畠の4地域に再編成される一方、益田本郷が益田氏による所領支配全体の中核に位置づけ直されることとなった。このうち益田本郷の拠点所領化については、兼見が3人の子息への所領譲渡に際し、嫡子兼世に益田本郷を譲渡すると同時に、次男兼弘と3男兼政にもそれぞれ益田本郷内の一部（久々茂村と徳原地域の右近允名）を譲渡し、ともに協力し合って益田氏を盛り立てていくよう申し置いていて（永徳3年8月10日益田祥兼置文）。そして益田本郷だけが益田氏共有の所領とされたところに、そのことが明瞭に示されている。
3. 益田氏による益田莊支配の実権掌握と兼見による益田本郷地城及び益田氏一族所領支配の再編成。上に述べた益田兼見による益田本郷の再編成とは、従来の名田体制を本百姓・間人名体制へと転換させることに他ならず、従ってそれは、すでにこれ以前に益田莊支配の実権が莊園領主（領家）から地頭益田氏の手に移っていたことを意味しており、当然のことながらそれは鎌倉幕府の滅亡から南北朝内乱に至る過程を通じて、益田氏が益田本郷地頭職や伊賀郷以下の本領支配を回復していくとの表裏一体の関係にあった。そしてとりわけに注目されるのは、こうした兼見による益田本郷支配の再編成が次の2つの問題、すなわち益田本郷地城そのものと、益田氏一族による所領支配及び一族統制の再編成と一連のものであったということである。

上記3のうち「益田氏一族による所領支配及び一族統制の再編成」というのは、益田兼見が新しく石見國守護に任命された大内氏と結び、平安末・鎌倉初期の8通の文書紛失状の作成を通して、益田氏を三隅・福屋・周布氏などが分出する以前の藤原（御神本）氏一族全体の惣領と位置づけ直し、三隅・福屋・周布氏などの所領を含むそのすべてを益田氏の本領としてそれに対する潜在的領有権を室町幕府権力に承認させたことをいい、それは永徳3年（1383）2月15日の足利義満袖判御教書においてさきの紛失状が「公驗」として認められ、それを踏まえる形で本領が安堵されたことにより実現されたものであった（前掲『史料集・益田兼見とその時代』162～4ページ参照）。これに対し、いま1つの「益田本郷地城の再編成」というのは、益田氏の氏寺崇観寺や

時宗寺院万福寺・医光寺などの創建、あるいはかつての式内社天石勝神社の產土神淹蔵權現への転換や惣社の創建など、狹義の志目庭を中心とする地域一帯の都市化が兼見の手によって一挙に推進され、そうした中で三宅御土居そのものもこれまでとは異なる新たな意味を持つに至ったことをいう。

これをさきに2で指摘した益田本郷の拠点所領化とつなげ、整理するならば、兼見がこれら一連の政策を通じて実現しようとしたのは、1)益田氏を改めて藤原氏(広義の益田氏)一族全体の惣領家に押し上げ、その地位を確立すること、2)益田本郷をそうした惣領家の地位を支える、惣領家に固有かつ共有の拠点所領として定立すること、3)三宅御土居とそれを中心とする地域を、その惣領家支配の中心的機関・地域として整備・確立すること、この3つであったと評価することができるであろう。これを三宅御土居に即していえば、益田莊・益田本郷の中にあるとはいえ、その限定された地域内に止まらず、石西部を中心に石見国内の全域に展開する益田氏(広狭両義の)一族やその所領の全体を統轄する任務を帯びた益田惣領家の家政機関(=政府)へと大きく転換を遂げたということになろう。

では、なぜそれは他でもない三宅御土居だったのか。何故に例えば徳原土居の再編成や新たな拠点の創出などという形を取らなかつたのであろうか。結論的にいって、これについては次の3点を指摘することができるであろう。その第1は、益田氏にとって名字の地であり根本所領の中心でもある益田莊・益田本郷こそが、その拠点を定めるのに最も相応しい、由緒あるところだったことである。第2は、時間的なし歴史的経緯が兼見をして三宅御土居の再編成へと導いたと考えられることである。上に述べた1)~3)は、これに先行する兼見による益田莊・益田本郷支配の再建・強化の努力とその成果の上に立って推進されたものであり、それは莊園領主に代わって益田氏が益田莊・益田本郷支配の実権を掌握し、益田本郷を再編成することによって達成されたものであった。すなわち、兼見が直面していた課題の第1は益田本郷そのものの再編成による安定した支配基盤の構築であり、その成果の上にこそ、またこれと並行して1)~3)の課題は追求されたのであった。そしてそこでは從来から益田莊・益田本郷支配の拠点とされてきた莊園政所を新たに組み替え、利用することが最も手っ取り早く、かつ有効でもあったと考えられる。南北朝期以後の三宅御土居については、さきに「益田惣領家の家政機関」という機能と特徴とを指摘したが、実はこれは事の一面向なのであって、その前提・基盤に益田本郷そのものの支配・統轄といういま1つの重要な機能が存在したと考えなければならない。すなわち、三宅御土居は南北朝期を画期として、益田莊の莊園政所から、益田本郷政所と益田氏惣領居館の両者の機能を兼ね備えた施設へと大きく転換を遂げたと考えられるのである。

第3の理由として、三宅御土居の地理的ないし地形的条件が考えられよう。それは具体的には、三宅御土居が益田川の河畔にあって西日本海水運ともつながる水陸の交通の要衝に位置しており、さきに述べた2つの機能を担うのにまさに適合的な恵まれた条件を備えていたこと、そしていま1つにはそこが低丘陵の先端部という、安定的であると同時に比較的広い面積の平坦地を確保できる条件を備えていたことである。益田兼見によって再編・再構築された当時の三宅御土居がいかなる規模と構造とを持っていたのか、なお現状では明確でないが、大規模な土塁はともかく、敷地面積や基本構造などは現状とそれほど大きく異なるものではなかつたのではないだろうか。例えば、現在でも容易にその景観が復元できる益田川から中ノ堀を経て引き込まれた用水が三宅御土居の北側の堀を経由してその下流域の水田を潤すという構造は、さきに「小土井」・徳原土

居や東仙道土居遺跡などでも見たように、中世居館一般に共通する特徴といえるのであって、益田本郷の本格的な開発と三宅御土居の再編成を推進した兼見が、開発と三宅御土居の再編成を推進した兼見が、開発と三宅御土居の再編成を推進した兼見が、こうした灌漑用水の整備に努めたことは当然推測して良いと考えられるであろう。また、丘陵の先端部ということから、「長靴型」とも呼ばれる亞な形ではあるが、現在の三宅御土居は諸国の守護館に匹敵する規模の大きさを誇っている。しかし、これも石西部を中心に石見国内の全域に勢力を誇り、またそのことを明確に意識して三宅御土居の再編成に着手した兼見であってみれば、むしろそうした大規模な居館(=政庁)をこそ構築したと考えることもできよう。1つの仮説として、今後の発掘調査の進展と成果に期待することとしたい。

5. むすび

以上、本稿では平安末・鎌倉期の三宅御土居がいかなる歴史的性格と特徴を持つ遺跡として存在したのかについて、2つの可能性を掲げ、そのそれぞれに検討を加えるという形で考察を進めてきた。その結果、① a)当初から益田氏の居館として成立・機能した、とは考えられず、b)当初は益田氏の居館とは別の機能を持つ施設が存在したのを、後に益田氏が自らの居館へと転換させた、と考えるのが妥当である、②この遺跡は、南北朝期の益田兼見の時代を画期として、それまでの益田荘の莊園政所から、益田本郷政所と益田氏惣領居館(=政庁)の両者の機能を兼ね備えた施設へと大きく転換を遂げたと考えられる、③従って、平安末・鎌倉期の三宅御土居は益田荘の莊園政所として機能したと考えることができる、との結論に達した。

しかし、最初にも断っておいたように、とくに③に関しては少なくとも現状ではこれを直接的に証明できる資料を欠いていて、間接的な論拠を並べて推論を積み重ねるという、極めて不安定な方法に拘らざるを得なかった。その最大の理由は莊園領主関係文書の著しい制約にあり、残念ながらこの点は今後においても基本的に変わることがない(新出史料の発見は極めて困難)であろう。ここで参考までに、益田荘の莊園領主ないし莊園領主による益田荘支配について、現在知り得る事柄を整理しておくこととしよう。それはおよそ次のとおりである。

1. 伝領関係。益田荘の成立後、皇嘉門院(関白藤原忠通の娘聖子、崇徳天皇后)に譲渡され女院領となつたが、治承4年(1180)5月11日に再び藤原(九条)兼実の弟兼房に譲渡され(九条家文書)、撰閑家領となつた。しかし、その後の伝領関係については史料を欠いていて明らかでない。

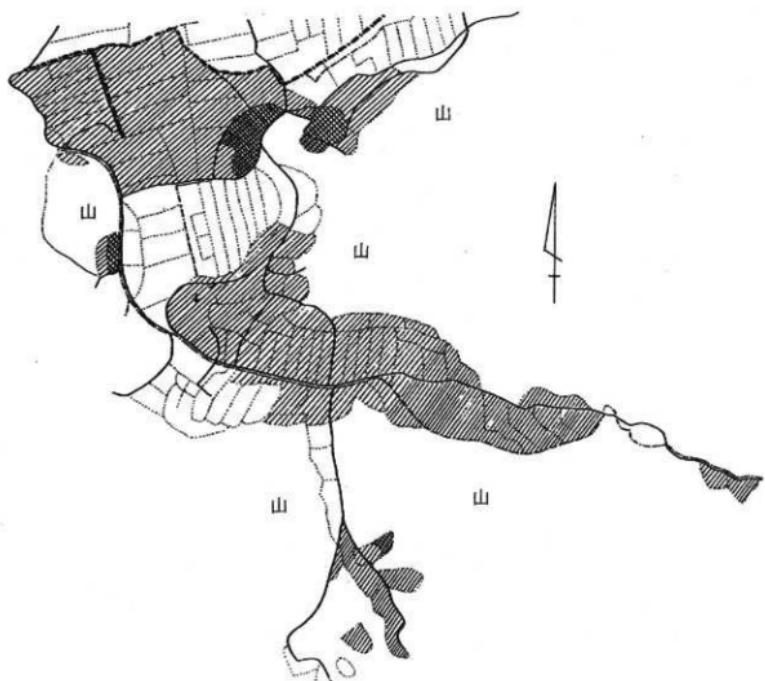
2. 益田荘の領家。元亨4年(1324)12月23日の右衛門尉家清奉書(益田家文書)は、益田荘郷々の知行に関する円満院の令旨に従つて、先例通り年貢などを納入するよう小弥富の沙汰人・百姓等に命じていて、何時からか明確でないが、天台宗寺門派三井(圓城寺)三門跡の一つであった円満院が撰閑家から益田荘の領家職を与えられ、その地位にあったことが推測される。

3. 莊園領主(領家)による益田荘支配。領家円満院は現地に預所(雜掌)を派遣して益田荘支配に当たったと考えられ、その役所が政所であった。その預所は、乙吉郷下司宛の貞応2年(1223)9月29日預所某下文案(古証文)や、元亨4年4月10日の關東下知状(益田家文書)に「(益田荘)雜掌頼秀」が見えることなどから、その存在を確認することができる。しかし、文献史料で分かるのはここまでであって、今後は発掘調査のいっそうの進展とその調査結果のさらに詳細な分析・検討、及び平安末・鎌倉期に瀕する他の諸地域の莊園政所の事例分析

と、それとの比較検討などを通して、さらに解明を進めていくことが課題とされなければならないであろう。

これらの残された課題については、今後引き続き検討を進めていくこととし、ひとまず本稿を終えることとしたい。

(大阪工業大学教授)



注1. 今日の土井町には2箇所に大きな「土井」地名の集合が認められる。北側の斜線部(南北部の2箇所の飛び地を含む)が「徳原土居」。南側の机崎神社から大谷町に至る谷筋に沿って分布する「土井」は別のもの。
注2. 複線は水路、格子部分は地蔵院上のモ地を示す。

第20図 徳原土居地籍図(北側の斜線部)

Ⅲ. 沖手遺跡の発掘調査

1. 遺跡の立地・概要

沖手遺跡は、益田川に合流する今市川の下流に面して久城側に広がる水田地帯に立地する。益田川の河口部まで約1.2km、今市川を測ると約500mでかつての益田川の本流跡である古川跡に接し、さらに300m上流には戦国時代に新たに成立した今市がある。益田川は昭和8年から12年にかけて蛇行部分が切り捨てられて現在の流れに改修された。それ以前の益田川は、現在の今市川の下流部分の流路であった。

調査対象地の中で最も高い部分でも標高1.9mあまりで、一帯は遺跡の存在が想定しにくいほど起伏のない低地が広がっている。地形分類図では三角州上に位置している。

平野に面する久城丘陵の先端には式内社櫛代賀姫神社、中須には海運と深く関わる嚴島神社がある。中世の石塔が福王寺境内と墓地をはじめ、専光寺墓地、真如坊跡、大塚墓地などに点在している。

2. 歴史的な沿革

益田川下流域にはかつて「福」のつく寺が五寺建立され、この五寺は平安時代の万寿年間に津波で流失したという伝承がある。河口部の右岸、久城側にあったとされる妙福寺と藏福寺についてはその場所は不明であるが、安福寺跡は益田川の河口に近い左岸側に推定されているが、その後、南北朝時代に益田兼見によって益田本郷に万福寺として移転再建された。

浄土宗福王寺には、享保14年(1729)に益田川の洪水により安福寺跡から露出した石造十三重塔が現存し、塔の前の石材には「享保十四年六月六日」、「九重宝塔、当山出現建立」と彫られている。この他にも境内には中世の五輪塔の部分などがまとまって残っている。

専福寺跡は、益田川下流の右岸側、現在の今市川河口部に近い位置に推定され、「専福地」の地名が地籍図に残っている。北は「沖手」、東側には北から「竹添」、「楨ノ坪」、「下四反田」などの字名が隣接している。

江戸時代には浜田藩益田組専福地浦番所が置かれ、益田七浦（大浜、木部、津田、遠田、久城、中須、中之島）の一切の浦事務を掌握していた。この近くには、長州の江崎から日本海側に沿って津和野街道の津田に至る萩往来の通過点として難所の益田川馬渡(一名専福寺渡)があった。

3. 調査に至る経過

益田平野部の北側には、近年、高規格幹線道路益田道路や県道久城インター線、さらにアクセス道路として中吉田久城線、益田川左岸及び右岸の区画整理事業など大型開発事業が相次いで計画されることとなった。これに伴い平成8年から分布調査を行ったところ、広範囲にわたって古代から中世にかけての遺物が採取された。このことから一帯に遺跡が存在する可能性が高いと考えられ、平成10年度からさらに平成10年度から遺跡の範囲や保存状態、性格を把握して今後の開発事業との調整を図るために試掘調査を実施することとした。

4. 調査の成果

試掘調査は、25mの方眼を設定して3m四方の調査区を配置し、平成10年度は8箇所、11年度は42箇所の調査を行った。この時は遺跡名を専福寺跡として調査を進めた。

その結果、調査区5、10、11、14、15、16、20、21、23、24、27、29、30、31、34、35、38、



第21図 益田川下流域遺跡・石造物塔分布図

39の19箇所で柱穴跡や土壤など遺構が発見された。これら遺構については一部の発掘にとどめたが、遺物の内容と出土状況から大半は中世の遺構と思われた。

なお、遺構は検出されなかったものの、調査区25、26、32、33についても土層の堆積状況から遺跡の範囲内と考えられた。さらに水田地帯の中央を北に流れる水路の東側については、調査区39以外では遺構は発見されず、遺物も少量であったことから遺跡の周縁部と推定した。

平成14年度の調査は、県道予定地の範囲確認を目的として、既往の調査対象地の北側水田地帯を東西に横断する方向に2m四方の調査区を11箇所設定して試掘を行った。この調査から遺跡名を沖手遺跡とした。

この調査では、調査区12、13、14、17、18で粗密はあるものの柱穴跡と考えられる遺構が検出され、古代の須恵器や土師器と中世の中国陶磁器である青磁、白磁、土師質土器が出土した。調査区17では柱穴跡8と土壤3が確認され、調査区18では柱穴跡が確認された遺構面上に厚さ40cmの遺物包含層があり、約100点の土師質土器、炉壁を含む焼土塊50点あまりと鉄滓が出土した。付近に鐵冶遺構が存在する可能性がある。久城丘陵の山裾に沿ってある湿地帯に近い位置に遺構の存在が確実視される結果であった。

調査区8、9を除き、遺構が確認されなかつた調査区10、11、15、16についても、前後の調査区の土層の堆積や遺物の出土状況も考慮すれば、その周囲に遺構がある可能性が高いと考えられた。

平成11年度の調査で水路の東側には遺跡はあまり広がりを持たないと推定していたが、この結果から予想以上の広範囲に遺跡が展開していることが明らかとなった。現時点での遺跡の範囲は、北は水田地帯を横断する道路、南は調査区5の水田に面して北東へ続く農道まで、西は調査区14と平成14年度調査区10結ぶライン上の水田まで、東は平成14年度調査区18を設定した水田の東側の段差までと推定され、その面積は50,000m²以上になると思われる。

平成10年度からの調査に伴い、沖手遺跡からは繩文土器、弥生土器、須恵器、中世の土師質土器及び陶磁器類、近世の陶磁器類が出土したが、中世の遺物が圧倒的に多かった。

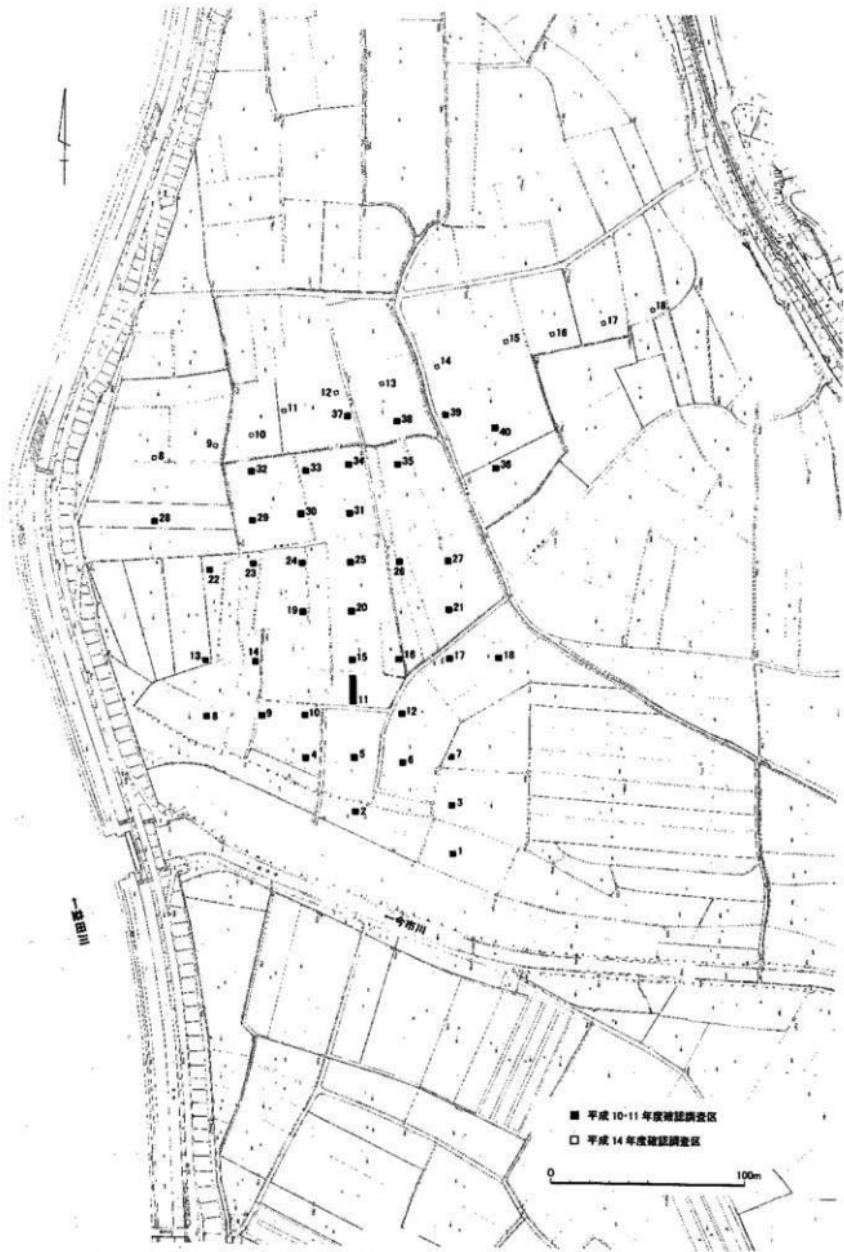
特に、11世紀後半～12世紀前半の白磁碗類を中心にして白磁碗Ⅳ類、Ⅱ類、白磁皿Ⅳ類、Ⅵ類などが多数出土した。さらに12世紀中頃から後半、13世紀前葉にかけての同安窯系青磁碗I類、Ⅲ類、ⅢI類、龍泉窯系青磁碗I類、ⅢI類もこれに次いでいる。

さらに、13世紀から14世紀にかけての白磁碗Ⅺ類、龍泉窯系碗B-I類、14～15世紀にかけての龍泉窯系碗D類、龍泉窯系碗B-II類や、15世紀以降から出現し、16世紀を中心とする端反りの白磁皿E-II類、15世紀終わりから16世紀前半が主体の染付皿B1群、C群も出土しているが、中世前期の白磁・青磁の量と比べると全体としてかなり少量である。

この他、土師質土器も多量に出土しているが、大型で厚手のもの、底部から杯部の立ち上がりが強く高いもの、底部の糸切りの離し原体が太いものがある。七尾城出土の土師質土器とは異なる特徴であり、土師質土器についても相当の時代幅があると考えられる。

調査区17からは弥生土器が比較的まとまって出土した。下層には粘質土が厚く堆積していたが、地層として比較的安定していた調査区16や21に接する位置で、弥生時代の住居跡あるいは水田跡の存在も予想される。

益田川下流域は高津川の流れも受けながら氾濫のたび複雑に流れを変えていた。中世以前、この一帯はその影響を強く受けた場所と思われるが、寺院に関連する地名が残り、広範囲にわたつ



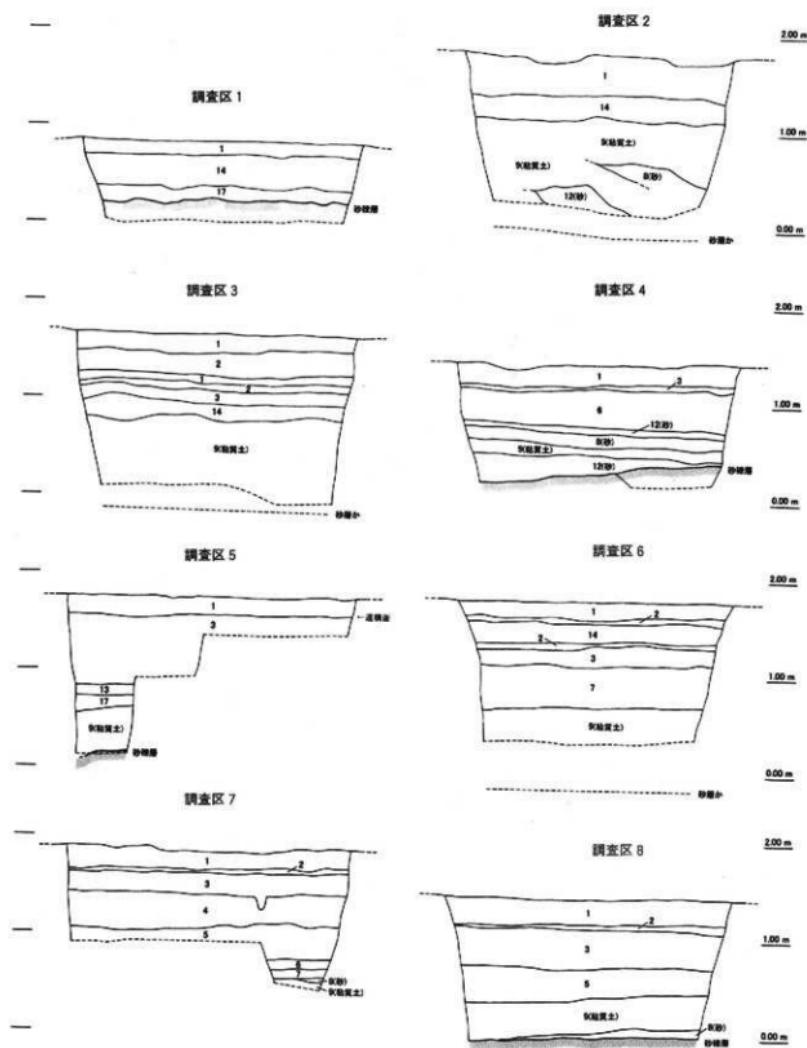
第22図 沖手遺跡調査区配置図

て中世以前の遺物が散布し、また遺構も発見された。低地でありながら広い中州状の比較的安定した地形として古代以来利用され、さらに中世の早い段階から、開発あるいは物資の流通とも深く関わる拠点的な施設、集落等が展開していたものと考えられる。

この結果に基づき、現在は事業者と沖手遺跡の保護と開発事業との調整を進めており、平成16年度からその一部について発掘調査が実施される予定である。

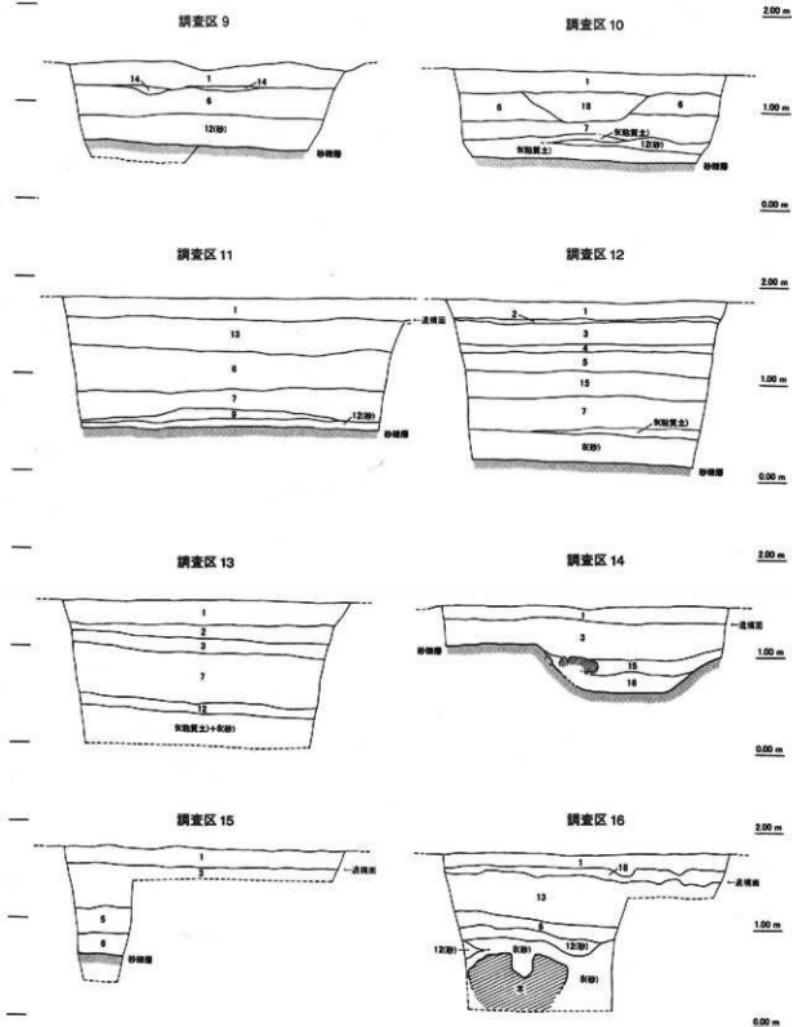
(参考文献)

2000 益田市教育委員会『中世今市船着場跡文化財調査報告書』



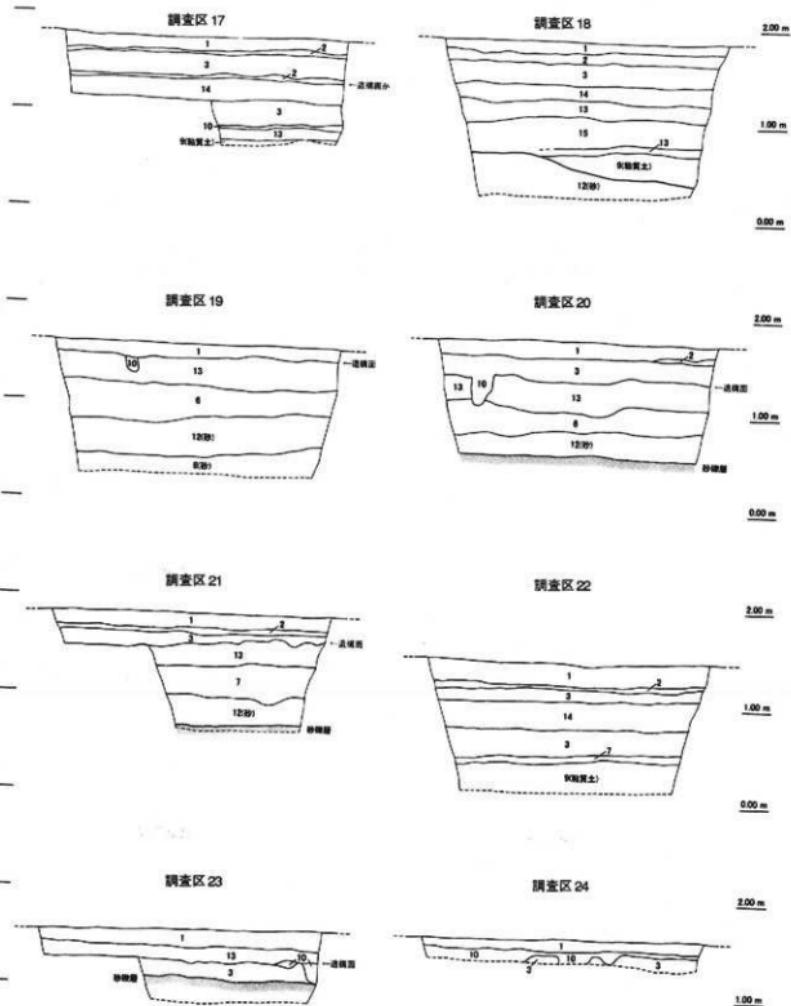
1. 水田(稻)表土 2. 黄褐色土(稻土) 3. 粘茶灰褐色土 4. 粘茶褐色土 5. 粘茶褐色土 6. 黄灰褐色砂质土
 7. 黑灰褐色砂质土 8. (暗)暗褐色砂 9. (暗)暗褐色/黑褐色/灰褐色粘质土 10. 粘茶黑褐色土(透水层)
 11. (暗)暗灰褐色土 12. 灰色砂 13. 黑灰褐色土 14. (暗)暗褐色土 15. 黑灰褐色土 16. 粘黑灰褐色土
 17. 稻青灰色砂质土 18. 稻茶褐色土

第23図 平成10・11年度調査区土層断面図(1)



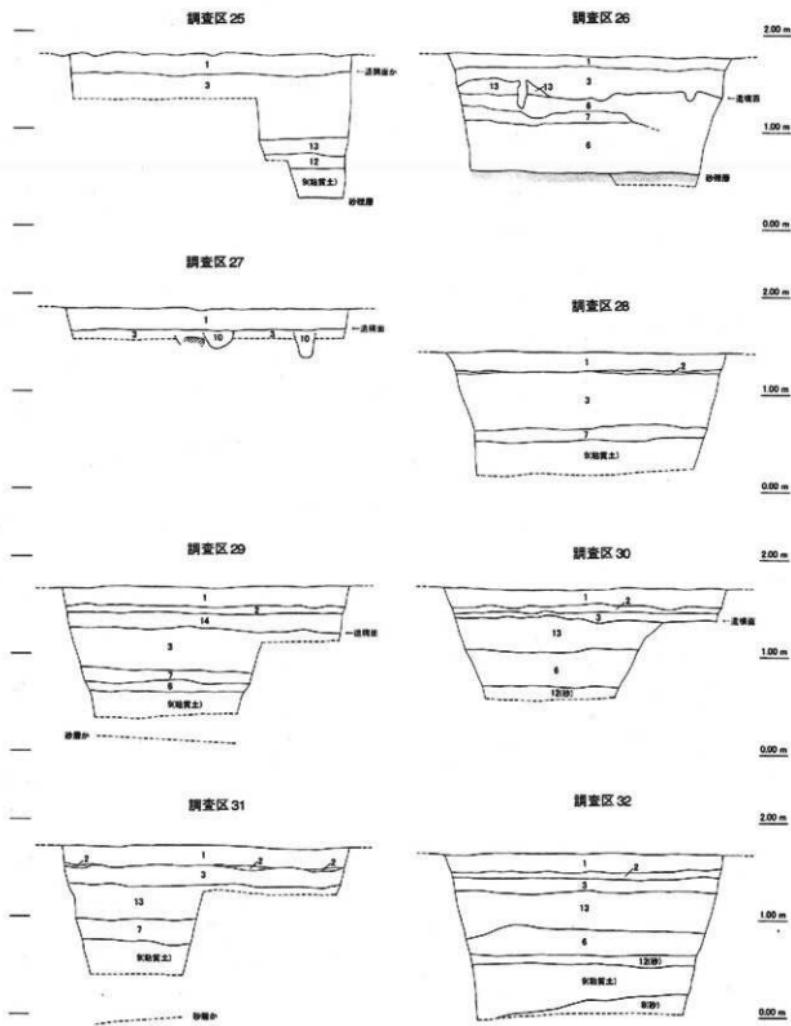
1. 水田(無)土 2. 黄褐色土(客土) 3. 暗茶褐色土 4. 暗茶褐色土 5. 黄褐色土 6. 黄褐色砂質土
 7. 黄褐色砂質土 8. (暗)青灰色沙 9. (暗)青灰色/黑褐色/灰褐色粘質土 10. 暗茶褐色土(透視内)
 11. (暗)灰褐色土 12. 棕色沙 13. 黄褐色土 14. (暗)灰褐色土 15. 黄褐色土 16. 明黑褐色土
 17. 墨青灰色砂質土 18. 墨青褐色土

第24図 平成10・11年度調査区土層断面図 (2)



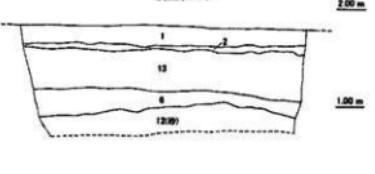
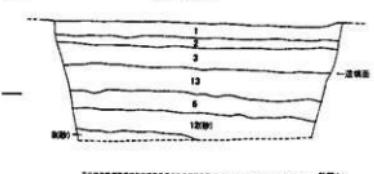
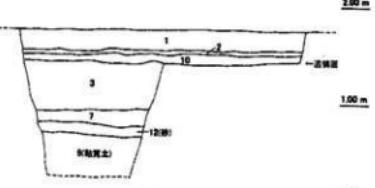
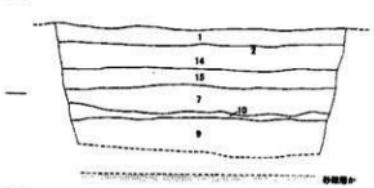
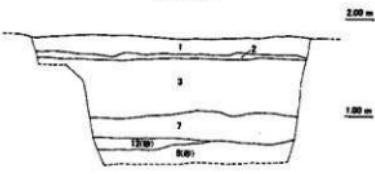
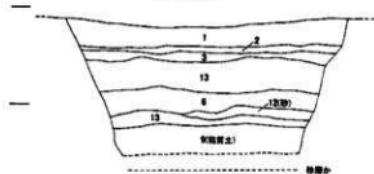
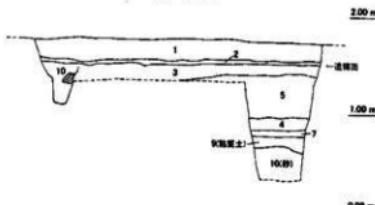
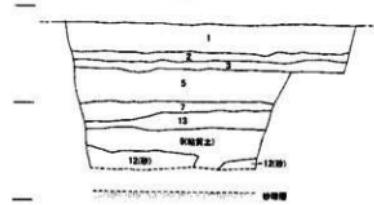
1. 水田(浅)表土
2. 黄褐色土(客土)
3. 緑苔灰褐色土
4. 青苔褐色土
5. 黄苔褐色土
6. 實苔褐色砂質土
7. 褐苔褐色砂質土
8. (褐)青灰色砂
9. (褐)青灰色/黑褐色/灰褐色黏質土
10. 墓苔褐色土(縫隙内)
11. (褐)黄灰褐色土
12. 棕色砂
13. 黄灰褐色土
14. (褐)灰褐色土
15. 黄灰褐色土
16. 緑苔灰褐色土
17. 墓青灰色砂質土
18. 青苔褐色土

第25図 平成10・11年度調査区土層断面図 (3)



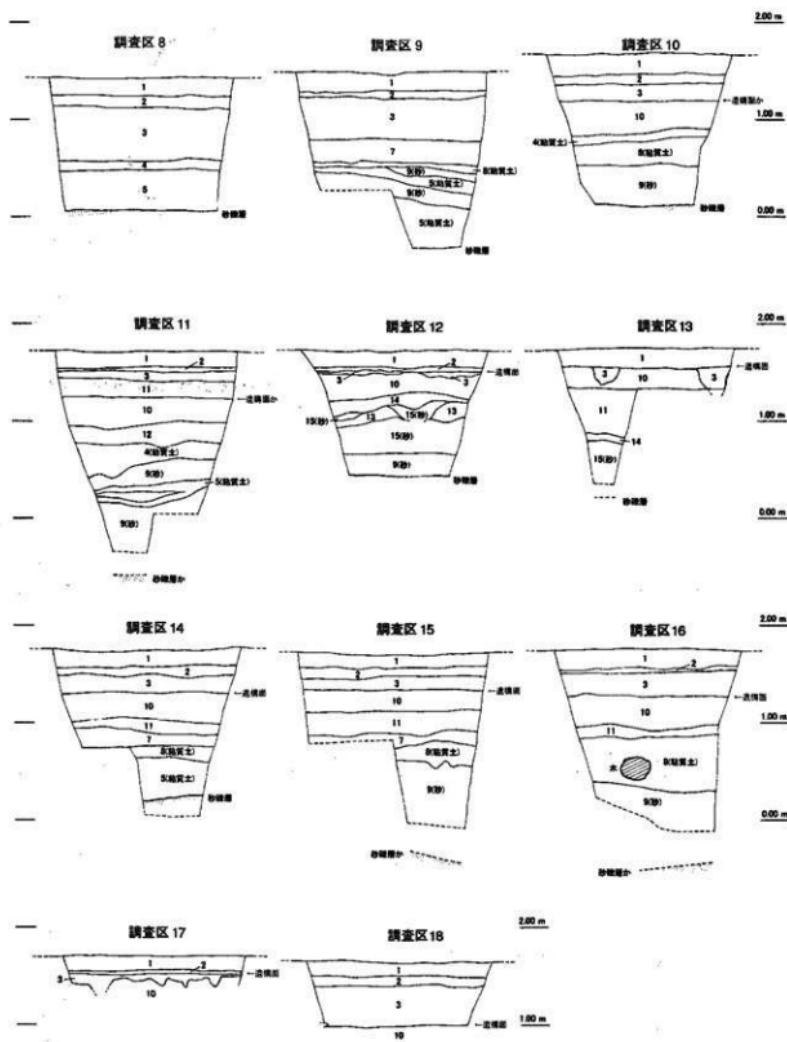
1. 水田(活)黒土 2. 黄褐色土(寄土) 3. 建築褐色土 4. 緑褐色土 5. 青茶褐色土 6. 黄灰褐色土
 7. 黑灰褐色土 8. (暗)青灰色砂 9. (暗)青灰色 10. (暗)黑褐色土/灰褐色粘質土 11. (暗)黄褐色土
 12. 暗色砂 13. 黄褐色土 14. (暗)灰褐色土 15. 黄灰褐色土 16. 建築灰褐色土
 17. 雨青灰色砂質土 18. 建築褐色土

第26図 平成10・11年度調査区土層断面図(4)



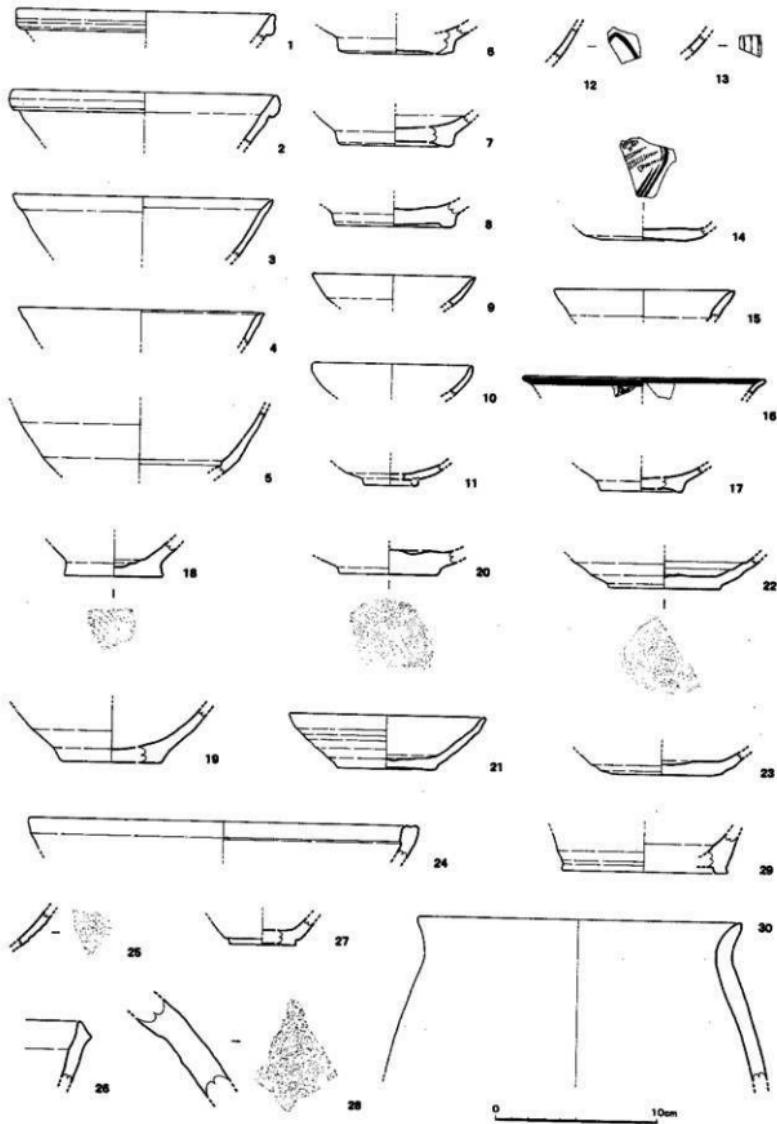
1. 水田(绿)壤土 2. 黑褐色土(客土) 3. 绿苔灰褐色土 4. 青苔褐色土 5. 黄苔褐色土 6. 黄灰褐色砂质土
7. 茶灰褐色砂质土 8. (绿)青灰色砂 9. (绿)青灰色/黑褐色/灰褐色粘土 10. 绿苔灰褐色土(灌木内)
11. (绿)黄褐色土 12. 橙褐色砂 13. 黄褐褐色土 14. (绿)红褐色土 15. 南灰褐色土 16. 绿紫灰褐色土
17. 青青灰砂质土 18. 青苔褐色土

第27図 平成10・11年度調査区土壤断面図(5)

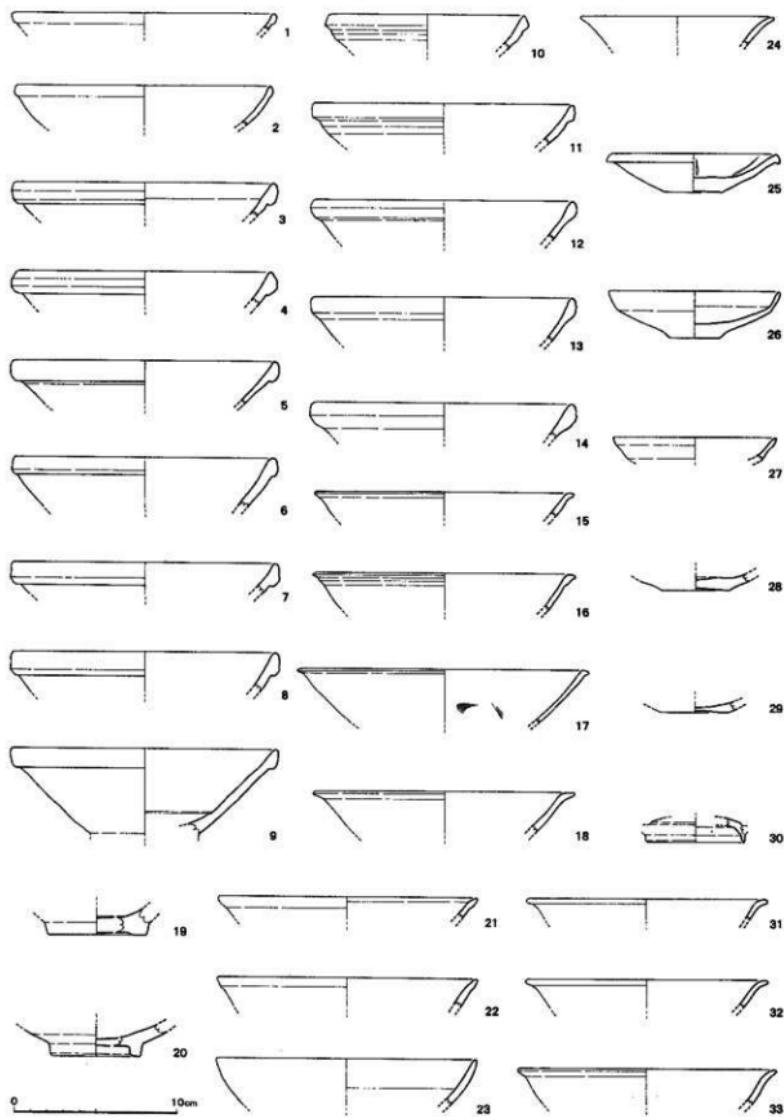


1. 水田土 2. 明黄褐色土(客土) 3. (暗)灰褐色土 4. 明黄(灰)褐色土 5. 茶灰褐色土 6. 灰褐色砂質土
 7. (灰)褐色砂質土 8. (南)茶褐色砂質土 9. 深灰色土 10. (暗)灰褐色粘質土
 11. (暗)黒灰色土 12. 暗黒灰色粘質土 13. (灰・黄)褐色土 14. (暗)青灰色沙 15. 砂礫層

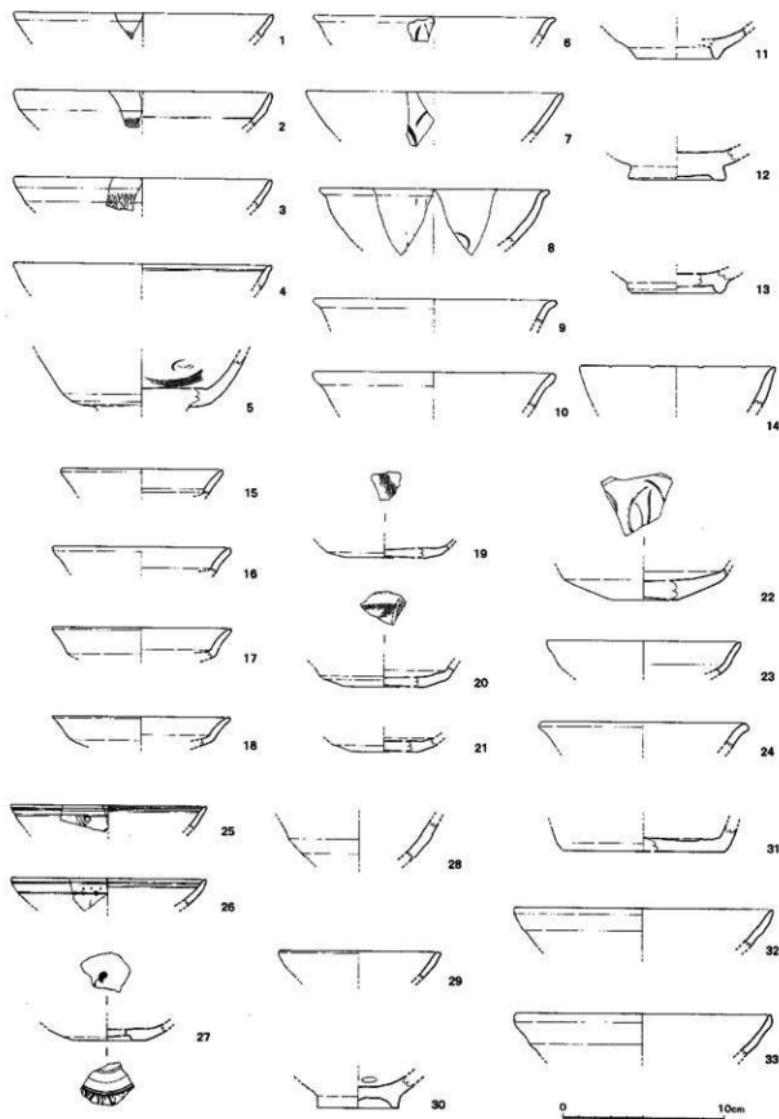
第28図 平成14年度調査区土層断面図



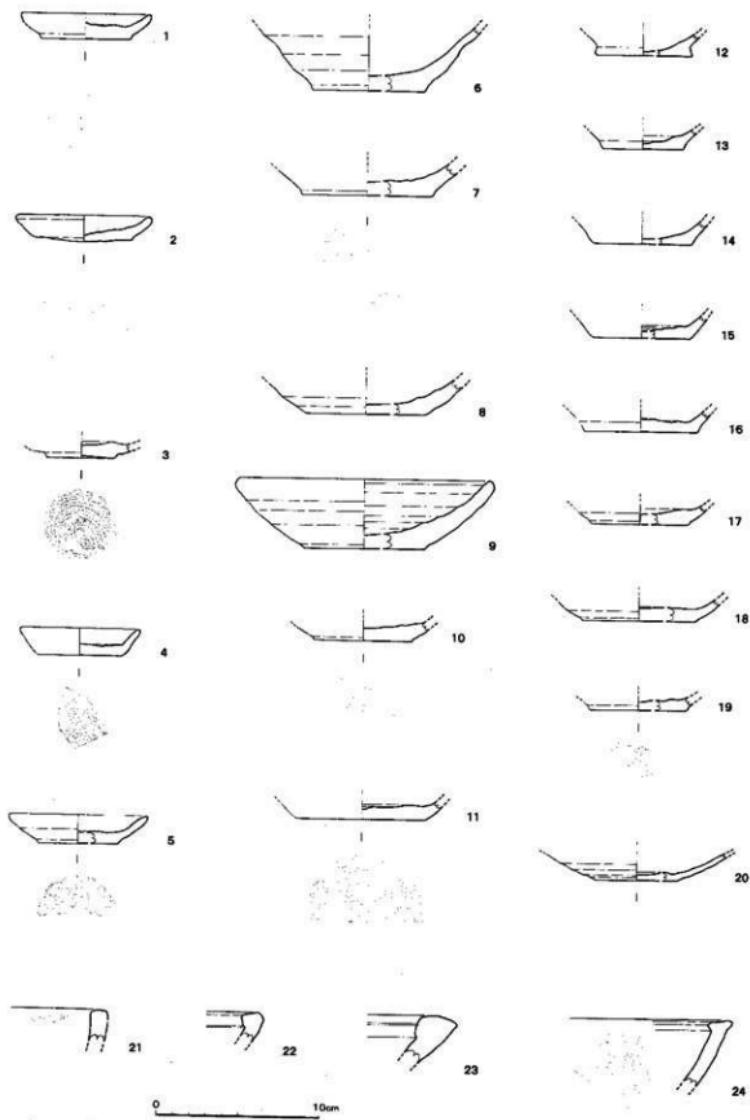
第29図 平成10年度出土遺物実測図



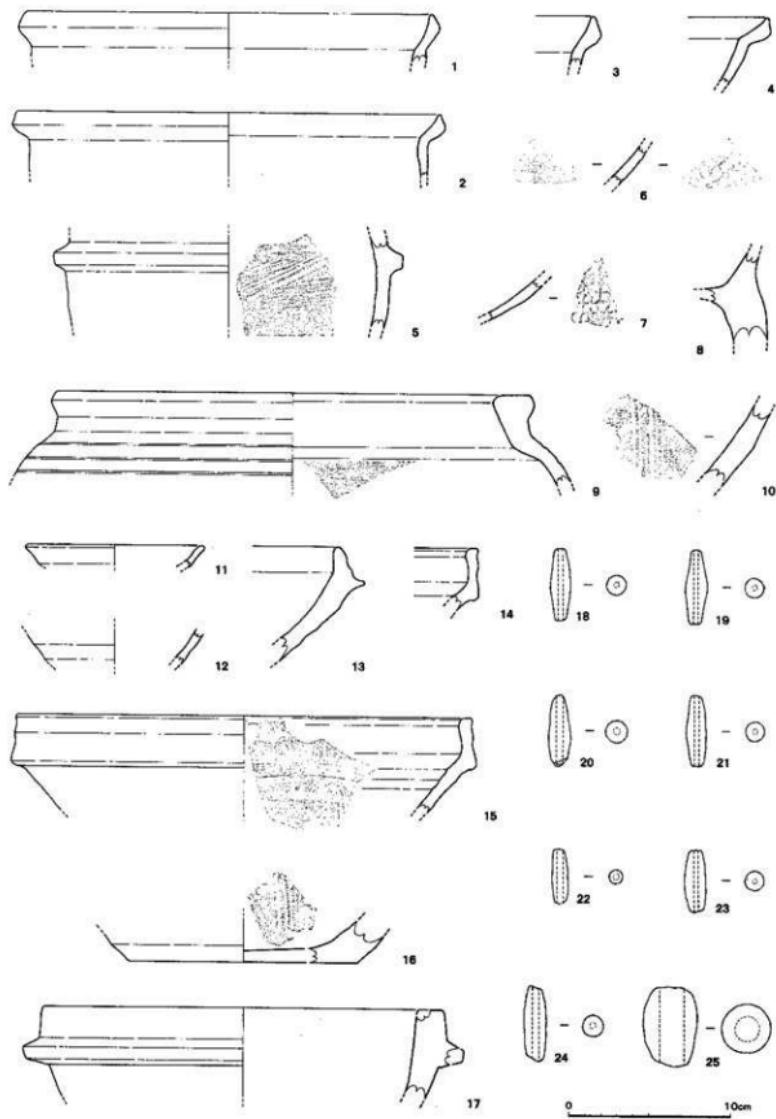
第30図 平成11年度出土遺物実測図(1)



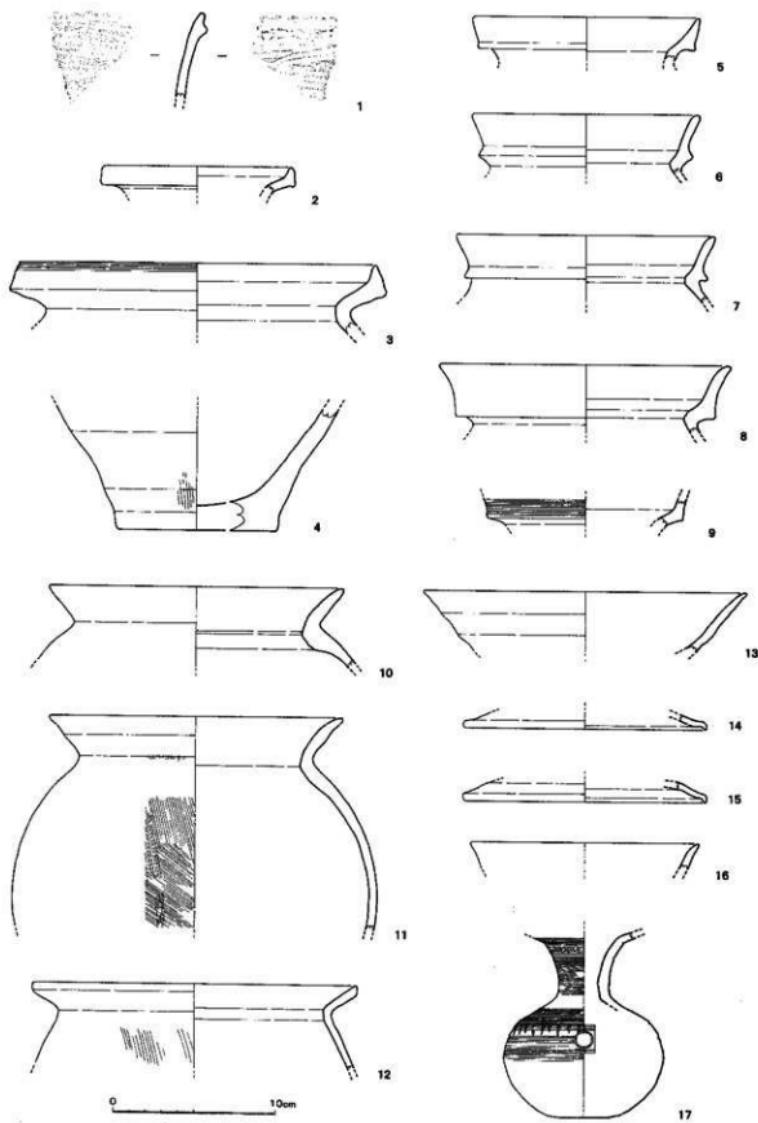
第31図 平成11年度出土遺物実測図（2）



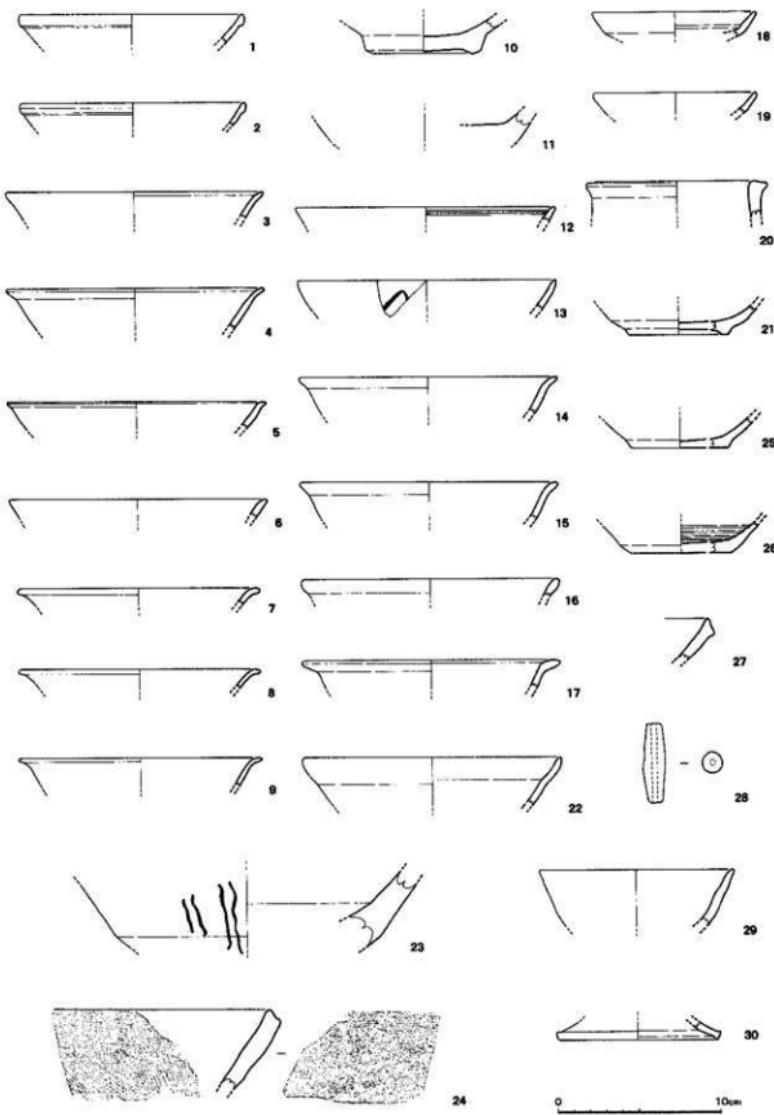
第32図 平成11年度出土遺物実測図（3）



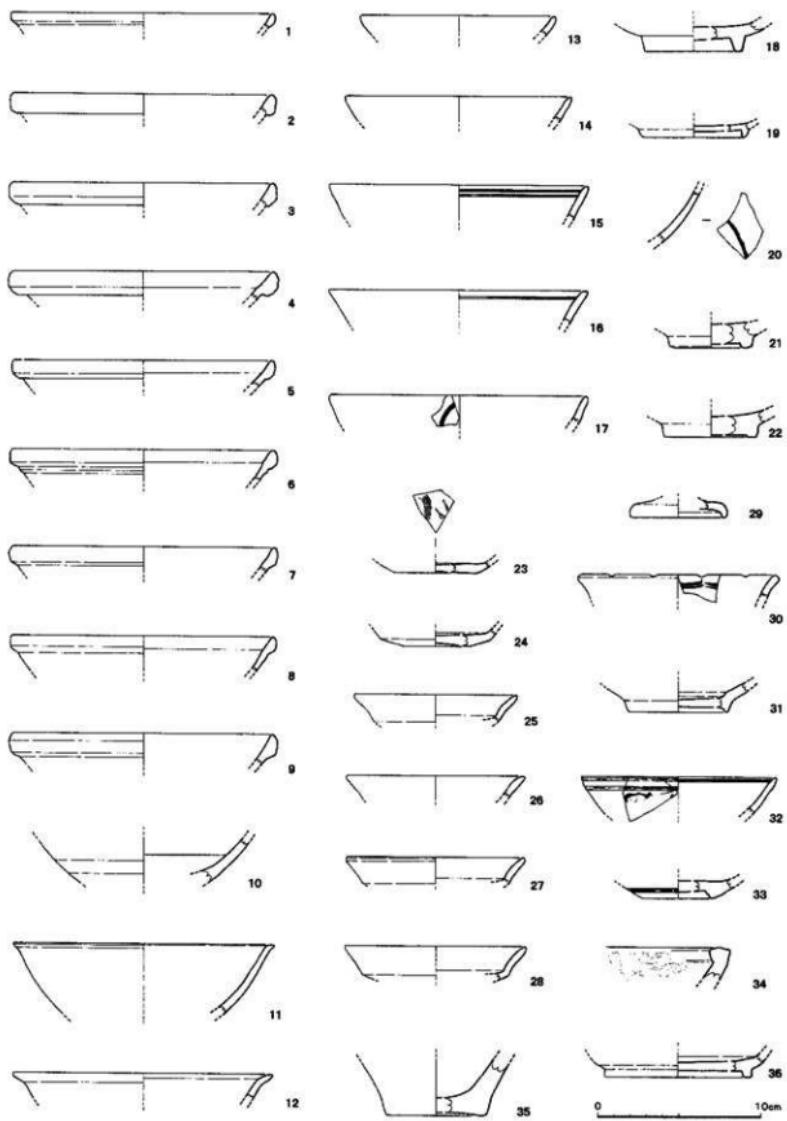
第33図 平成11年度出土遺物実測図(4)



第34図 平成11年度出土遺物実測図(5)



第35図 平成14年度出土遺物実測図



第36図 表採遺物実測図

沖手遺跡遺物対照表(1)

図版及び遺物番号	種別	器種	口径(底径)mm	出土地点(調査番号)	備考	調査年度
第28回	1	白磁	碗	16.0 調査区 5 (G 2)	白磁碗IV類	10年度
	2	+	+	16.0 調査区 15 (G 5)	+	+
	3	+	+	16.0 調査区 14 (G 4)	白磁碗V類	+
	4	+	+	15.0 調査区 25 (G 8)	+	+
	5	+	+	調査区 15 (G 5)		+
	6	+	碗高台	(7.0) 調査区 14 (G 4)	白磁碗IV類	+
	7	+	+	(7.0) 調査区 25 (G 8)	+	+
	8	+	+	(7.4) 調査区 15 (G 5)	+	+
	9	+	皿	10.0 +	白磁E-3類?	+
	10	+	+	10.0 +	+	?
	11	+	+	(3.4) 調査区 17 (G 6)	白磁D類?	+
	12	青磁	碗	調査区 14 (G 4)	龍泉窯系統B-I類	+
	13	+	+	調査区 15 (G 5)	龍泉窯系統B-IV類	+
	14	+	皿	(5.0) 調査区 25 (G 8)	同安窯系皿I類	+
	15	+	+	11.0 調査区 17 (G 6)	+	+
	16	染付	+	15.0 調査区 5 (G 2)	染付皿B1群	+
	17	朝鮮王朝	+	(5.0) 調査区 15 (G 5)		+
	18	土師質土器	杯	(6.0) +		+
	19	+	+	(6.0) +		+
	20	+	+	(6.0) +		+
	21	+	+	(6.0) 調査区 17 (G 6)		+
	22	+	+	(6.8) 調査区 15 (G 5)		+
	23	+	皿	(6.0) 調査区 25 (G 8)		+
	24	瓦質土器	鉢	24.0 +		+
	25	+	鍋	調査区 5 (G 2)		+
	26	+	+	調査区 25 (G 8)		+
	27	瀬戸美濃	天目茶碗	(4.0) +		+
	28	須恵器系	大甕	調査区 23 (G 7)		+
	29	須恵器	台付壺	10.0 調査区 17 (G 6)		+
	30	土師器	壺	20.0 調査区 27 (G 9)		+
第29回	1	白磁	碗	16.4 調査区 11 (G 19)	白磁碗II類	11年度
	2	+	+	16.0 調査区 24 (G 27)	+	+
	3	+	+	16.0 調査区 20 (G 24)	白磁碗IV類	+
	4	+	+	16.0 調査区 35 (G 38)	+	+
	5	+	+	16.0 調査区 31 (G 33)	+	+
	6	+	+	16.0 調査区 16 (G 21)	+	+
	7	+	+	16.0 調査区 37 (G 40)	+	+
	8	+	+	16.0 調査区 19 (G 23)	+	+
	9	+	+	16.0 調査区 3 (G 12)	+	+
	10	+	+	12.0 調査区 31 (G 33)	+	+
	11	+	+	16.0 調査区 11 (G 19)	+	+
	12	+	+	16.0 調査区 34 (G 37)	+	+
	13	+	+	16.0 調査区 24 (G 27)	+	+
	14	+	+	16.0 調査区 11 (G 19)	+	+
	15	+	+	16.0 調査区 30 (G 32)	白磁碗V類	+
	16	+	+	16.0 調査区 38 (G 41)	+	+

沖手遺跡遺物対照表 (2)

国版及E遺物番号	種別	器種	口径(底径)cm	出土地点(調査時番号)	備考	調査年度	
第29区	17	白磁	碗	17.0	調査区38 (G 41)	白磁碗V類	11年度
	18	*	*	16.0	調査区39 (G 42)	*	*
	19	*	碗高台	(6.0)	調査区37 (G 40)	白磁碗IV類	*
	20	*	*	(5.6)	調査区35 (G 38)	*	*
	21	*	碗	16.0	調査区11 (G 19)	白磁碗IX類	*
	22	*	*	16.0	調査区38 (G 41)	白磁碗V類	*
	23	*	*	16.0	調査区18 (G 22)	*	*
	24	*	皿	12.0	調査区32 (G 35)	白磁皿IX類	*
	25	*	*	10.0	調査区31 (G 33)	白磁皿IV類	*
	26	*	*	10.4	調査区31 *	白磁皿VI類	*
	27	*	*	10.0	調査区4 (G 13)	*	*
	28	*	*	(4.0)	調査区35 (G 38)	*	*
	29	*	*	(4.0)	調査区16 (G 21)	*	*
第30区	30	*	蓋	6.0	調査区31 (G 33)	*	*
	31	*	皿	15.4	調査区37 (G 40)	白磁E-2類	*
	32	*	*	15.0	調査区29 (G 31)	*	*
	33	*	*	16.0	調査区38 (G 41)	*	*
	1	青磁	碗	16.0	調査区31 (G 33)	同安窯系統I b類	*
	2	*	*	16.0	調査区34 (G 37)	*	*
	3	*	*	16.0	調査区16 (G 21)	*	*
	4	*	*	16.0	調査区39 (G 42)	*	*
	5	*	*	*	調査区24 (G 27)	龍泉窯系統I-2類	*
	6	*	*	15.0	調査区39 (G 42)	龍泉窯系統B-II類	*
	7	*	*	16.0	調査区38 (G 41)	*	*
	8	*	*	14.0	*	同安窯系統III類	*
	9	*	*	15.0	調査区26 (G 28)	龍泉窯系統D類	*
	10	*	*	15.0	調査区39 (G 42)	*	*
	11	*	碗高台	(5.0)	調査区34 (G 37)	龍泉窯系統B-0類?	*
	12	*	*	(8.0)	調査区31 (G 33)	*	*
	13	*	*	(6.0)	調査区11 (G 19)	*	*
	14	*	小碗	12.0	調査区24 (G 27)	龍泉窯系統小碗I類	*
	15	*	皿	10.0	調査区29 (G 31)	同安窯系統I類	*
	16	*	*	11.0	調査区40 (G 43)	*	*
	17	*	*	11.0	調査区20 (G 24)	*	*
	18	*	*	11.0	調査区19 (G 23)	*	*
	19	*	*	(5.0)	*	*	*
	20	*	*	(5.0)	調査区24 (G 27)	*	*
	21	*	*	(4.0)	調査区4 (G 13)	*	*
	22	*	*	(4.0)	調査区38 (G 41)	龍泉窯系統I類	*
	23	*	*	12.0	調査区33 (G 36)	*	*
	24	*	*	13.0	調査区16 (G 21)	*	*
	25	染付	碗	12.0	調査区40 (G 43)	*	*
	26	*	皿	12.0	調査区16 (G 21)	染付皿C群	*
	27	*	*	(4.4)	*	*	*
	28	鉄胎	天目茶碗		調査区34 (G 37)		*
	29	朝鮮王朝?	皿	10.0	*	*	*

沖手遺跡遺物対照表(3)

図版及び遺物番号	種別	器種	口径(底径)mm	出土地点(調査時番号)	備考	調査年度	
第30図	30	朝鮮王朝	碗	(5.0)	調査区26 (G 26)		11年度
	31	燒錫燭台	壺	10.0	調査区12 (G 18)	生産地不明	+
	32		碗	16.0	調査区29 (G 31)	+	+
	33		+	16.0	調査区32 (G 35)	+	+
第31図	1	土師質土器	皿	8.0	調査区31 (G 33)		+
	2	+	+	8.0	+	+	+
	3	+	+	(4.0)	調査区38 (G 41)		+
	4	+	+	7.4	調査区31 (G 33)		+
	5	+	+	8.6	調査区38 (G 41)		+
	6	+	杯	(7.0)	調査区31 (G 33)		+
	7	+	+	(8.0)	調査区18 (G 22)		+
	8	+	+	(7.0)	調査区31 (G 33)		+
	9	+	+	(7.4)	+	+	+
	10	+	+	(6.0)	調査区34 (G 37)		+
	11	+	+	(8.0)	調査区37 (G 40)		+
	12	+	+	(6.0)	調査区31 (G 33)		+
	13	+	+	(5.0)	調査区11 (G 19)		+
	14	+	+	(6.0)	調査区31 (G 33)		+
	15	+	+	(6.0)	+	+	+
	16	+	+	(7.0)	+	+	+
	17	+	+	(6.0)	調査区34 (G 37)		+
	18	+	+	(7.0)	調査区34	+	+
	19	+	+	(6.0)	調査区39 (G 42)		+
	20	+	皿	(5.0)	調査区11 (G 19)		+
	21	+	鉢		調査区38 (G 41)		+
	22	+	+		調査区20 (G 24)		+
	23	+	+		調査区12 (G 18)		+
	24	+	+		調査区20 (G 24)		+
第32図	1	瓦質土器	鍋	25.0	調査区37 (G 40)		+
	2	+	+	26.0	調査区24 (G 27)		+
	3	+	+		調査区31 (G 33)		+
	4	+	+		調査区24 (G 27)		+
	5	+	羽蓋		調査区37 (G 40)		+
	6	+	鍋		調査区11 (G 19)		+
	7	+	+		調査区20 (G 24)		+
	8	+	足鍋		調査区26 (G 28)		+
	9	+	壺	29.0	調査区37 (G 40)		+
	10	+	+		調査区29 (G 31)		+
	11	瀬戸美濃	皿	11.0	調査区34 (G 37)		+
	12	+	天目茶碗		調査区35 (G 38)		+
	13	備前	壺鉢		調査区26 (G 28)		+
	14	+	+		調査区22 (G 26)		+
	15	+	+	28.0	調査区12 (G 18)		+
	16	+	+	(14.0)	調査区11 (G 19)		+
	17	滑石	石鍋	24.6	調査区26 (G 28)		+
	18	土鍋		長4.4径1.2	調査区16 (G 21)		+

沖手遺跡遺物対照表 (4)

図版及び遺物番号	種別	器種	口径(底径)cm	出土地点(調査時番号)	備考	調査年度
第32図	19	土錐	長4.6径1.2	調査区26 (G 28)		11年度
	20	*	長4.4径1.4	調査区35 (G 38)	*	
	21	*	長4.3径1.2	調査区32 (G 35)	*	
	22	*	長3.4径0.8	調査区37 (G 40)	*	
	23	*	長3.8径1.2	調査区31 (G 33)	*	
	24	*	長4.6径1.3	調査区38 (G 41)	*	
	25	*	長4.9径3.0	*	*	
第33図	1	溝文土器		調査区9 (G 16)	*	
	2	弥生土器	甕 12.0	調査区26 (G 28)	*	
	3	*	*	22.0 調査区10 (G 17)	*	
	4	*	底部 (10.0)	調査区37 (G 40)	*	
	5	*	甕 14.0	調査区10 (G 17)	*	
	6	*	14.0	*	*	
	7	*	16.0	*	*	
	8	*	18.0	*	*	
	9	*	*	*	*	
	10	土師器	*	18.0 調査区11 (G 19)	*	
	11	*	*	18.0 *	*	
	12	*	*	20.0 調査区40 (G 43)	*	
	13	*	高杯 20.0	調査区10 (G 17)	*	
	14	須恵器	杯蓋 15.0	調査区30 (G 32)	*	
	15	*	15.0	調査区35 (G 38)	*	
	16	*	杯身 14.0	調査区18 (G 22)	*	
	17	*	甕 体部径9.8	調査区40 (G 43)	*	
第34図	1	白磁	碗 14.0	調査区13	白磁碗 II類	14年度
	2	*	14.0	調査区8	*	*
	3	*	16.0	調査区16	白磁碗 IX類	*
	4	*	16.0	調査区8	*	*
	5	*	16.0	*	白磁碗 V類	*
	6	*	16.0	調査区13		*
	7	*	15.0	調査区9	白磁E-2類	*
	8	*	15.0	調査区10	*	*
	9	*	15.0	調査区1	益田川左岸	*
	10	*	碗高台 (7.0)	調査区18	白磁碗 IV類	*
	11	*	壺底部	調査区14		*
	12	青磁	碗 16.0	調査区16		*
	13	*	16.0	調査区14	龍泉窯系碗 B-II類	*
	14	*	16.0	調査区18	龍泉窯系碗 D類	*
	15	*	16.0	調査区15	*	*
	16	*	16.0	調査区18		*
	17	*	16.0	調査区18	龍泉窯系碗 III類	*
	18	*	皿 10.0	調査区8	同安窯系皿 I類	*
	19	*	10.0	調査区14	*	*
	20	*	香炉 11.0	調査区11		*
	21	*	皿 (6.0)	調査区14	生産地不明	*
	22	朝鮮王朝	碗 16.0	調査区17		*

沖手遺跡遺物対照表(5)

図版及び遺物番号	種別	器種	口径(底径)cm	出土地点(調査時番号)	備考	調査年度
第34図	23	盤		調査区18	生産地不明 東南アジア?	14年度
	24	瓦質土器	鉢	調査区17		✓
	25	土師質土器	杯	(6.0)	調査区10	✓
	26	*	*	(6.0)	調査区17	✓
	27	束縛系	鉢		調査区11	✓
	28	土罐	長4.9径1.3	調査区18		✓
	29	須恵器	杯身	12.0	調査区10	✓
	30	*	高杯脚部	(10.0)	調査区9	✓
第35図	1	白磁	碗	16.0	表探 白磁碗 II類	14年度
	2	*	*	16.0	表探 白磁碗 IV類	11年度
	3	*	*	16.0	表探	✓
	4	*	*	16.0	表探	✓
	5	*	*	16.0	表探	✓
	6	*	*	16.0	表探	✓
	7	*	*	16.0	表探	✓
	8	*	*	16.0	表探	✓
	9	*	*	16.0	表探	✓
	10	*	*		表探	8年度
	11	*	*	16.0	表探 白磁碗 V類	10年度
	12	*	*	16.0	表探	✓
	13	*	*	12.0	表探	14年度
	14	*	*	14.0	表探	✓
	15	青磁	*	16.0	表探 龍泉窯系統 I - 2類	✓
	16	*	*	16.0	表探	11年度
	17	*	*	16.0	表探 龍泉窯系統 II類	14年度
	18	白磁	碗高台	(6.0)	表探	8年度
	19	*	皿高台	(6.0)	表探 白磁 E - 2類	11年度
	20	青磁	碗		表探 龍泉窯系統 III - II類	8年度
	21	*	碗高台	(5.0)	表探	14年度
	22	*	*	(5.6)	表探	11年度
	23	*	皿	(5.0)	表探 同安窯系皿 I類	✓
	24	*	*	(4.0)	表探	10年度
	25	*	*	10.0	表探	✓
	26	*	*	11.0	表探	✓
	27	*	*	11.0	表探	✓
	28	*	*	11.0	表探	✓
	29	*	蓋	5.8	表探	8年度
	30	*	小碗	12.4	表探 龍泉窯系小碗 I - 2類	11年度
	31	*	皿高台	(6.0)	表探	14年度
	32	染付	皿	12.0	表探 染付皿 C群	11年度
	33	*	*	(4.0)	表探	✓
	34	瓦質土器	鉢		表探	✓
	35	弥生土器	底部	(6.0)	表探	✓
	36	須恵器	杯身	(9.0)	表探	✓

IV 中世石造物分布調査

益田市内の石造物については、以前から伊藤菊之輔氏や広田八穂氏によって紹介されてきたが、道路建設が計画された三宅御土居跡や上久々茂土居跡に关心が集まるなかで、1980年代後半から飛躍的に調査、研究が進んできた。

特に、三宅御土居に先立つ益田氏の居館と推定されてきた上久々茂土居跡に国道191号の付け替えが計画されたことが契機となり、「土井」地名の存在とともに居館跡の存在を推定する手がかりとされてきた土井殿の墓をはじめとするこの地域の五輪塔や宝篋印塔が研究の対象として注目されることとなった。

以来、今岡稔氏や間野大丞氏によって石見地方西部における石塔の資料紹介や考察がされるようになってきた。特に間野氏は石塔の詳細な実測図の作成を進めるとともに、益田市に点在する縦高1mを超す花崗岩製の五輪塔について14世紀後半から15世紀前半の年代観を示し、これら花崗岩製の石塔は他地域からの搬入品である可能性を指摘した。

このような中で、三宅御土居跡や七尾城跡の発掘調査に続き、河川改修に伴う今市船着場跡の発掘調査が行われ、さらに道路建設、区画整理事業など大規模な開発に備えた確認調査によって中世前期の集落跡と推定される沖手遺跡（尊福寺跡）が益田川右岸の低地で確認された。これらの調査を通じて、調査指導会では益田川下流地域の歴史的な変遷、とりわけ益田氏の経済活動の拠点であった港津の解明が大きな課題として浮上してきた。そして当面の関心として、益田川河口部の中須町福王寺に所在する石造十三重塔や益田平野を中心に濃密に分布する花崗岩製の五輪塔の生産地の特定が求められることとなった。

これに伴い、花崗岩製の石造物を対象として、形態による製作時期とその製作地をテーマに周辺地域との比較としての視点から関西及び広島県、山口県の石造物の研究者、さらに自然科学的な見地から岩石学研究者の現地指導を受けた。

関西を中心に広く西日本の中世石造物を精力的に調査、研究している古川久雄氏は、益田市教育委員会が把握している中世石造物が分布する37箇所の現地調査を通して、六甲山花崗岩のいわゆる御影石が鎌倉時代後期以降に益田に相当数搬入されているとの見方を示し、さらに日引石（福井県大飯郡高浜町）、伊根石（京都府与謝郡伊根町）、由良石（京都府宮津市）など日本海沿岸側に産する石材による製品も運び込まれていることも指摘とした。さらに福王寺境内に残る地輪に「元徳二年」の紀年銘があることも確認された。

広島県内の中世石造物の調査を進めてきた是光吉基氏は、17箇所の花崗岩製石造物の現地調査を行い、紀年銘及び完形品資料による石見地方における編年の必要性を指摘したうえで、例えば益田藤兼の墓五輪塔、益田兼見の墓をはじめとする椎山墓地五輪塔群などについては他氏よりはやや新しいとする年代観を示された。なお福王寺の十三重塔は鎌倉時代後期とし、益田氏が花崗岩製の石塔を多用した可能性は否定し、益田氏の支配領域における石塔の悉皆調査と五輪塔と宝篋印塔の分布傾向の分析が必要とした。

近世の資料を含め山口県における石造物の悉皆調査を行ってきた内田伸氏は、益田市の花崗岩製の五輪塔のほとんどは鎌倉時代後期から南北朝時代までに製作されたものとした。また、防長地域で豊富に産する花崗岩の石造物が製作されるようになったのは、毛利氏が和泉国の石工を

連れてきて行った萩城の築城以後であり、中世の段階には防長地域に花崗岩を加工する石工はいなかったとするこれまでの研究成果をふまえ、益田市の花崗岩製の石塔は近畿地方からの搬入品との見方を示した。さらに福王寺境内の地輪銘の拓本を採取し、「元徳二年」銘を再確認した。

一方、国内や海外の花崗岩を研究対象とし、さらには帯磁率を用いて六甲山系の花崗岩の細分を試みている先山徹氏は、花崗岩製石塔を対象に目視と、「ポケット帯磁率計」（田中地質コンサルタント製 WS L-B型）を使用して非破壊の方法による帯磁率の測定を行った。その結果、先山氏がこれまでに蓄積してきた六甲山花崗岩及び中国地方各地の花崗岩の帯磁率データとの比較から、益田市の花崗岩製の石塔の大半は同一の地域から搬入された可能性が高いとし、益田市の花崗岩製石塔についてはその大半が六甲山花崗岩が示す帯磁率の範囲におさまることが明らかにされた。なお、御影石の可能性が高いとしながらも断定は困難とし、益田周辺地域の花崗岩との比較、中世におけるそれらの生産の有無等歴史的背景の調査、研究が必要とした。

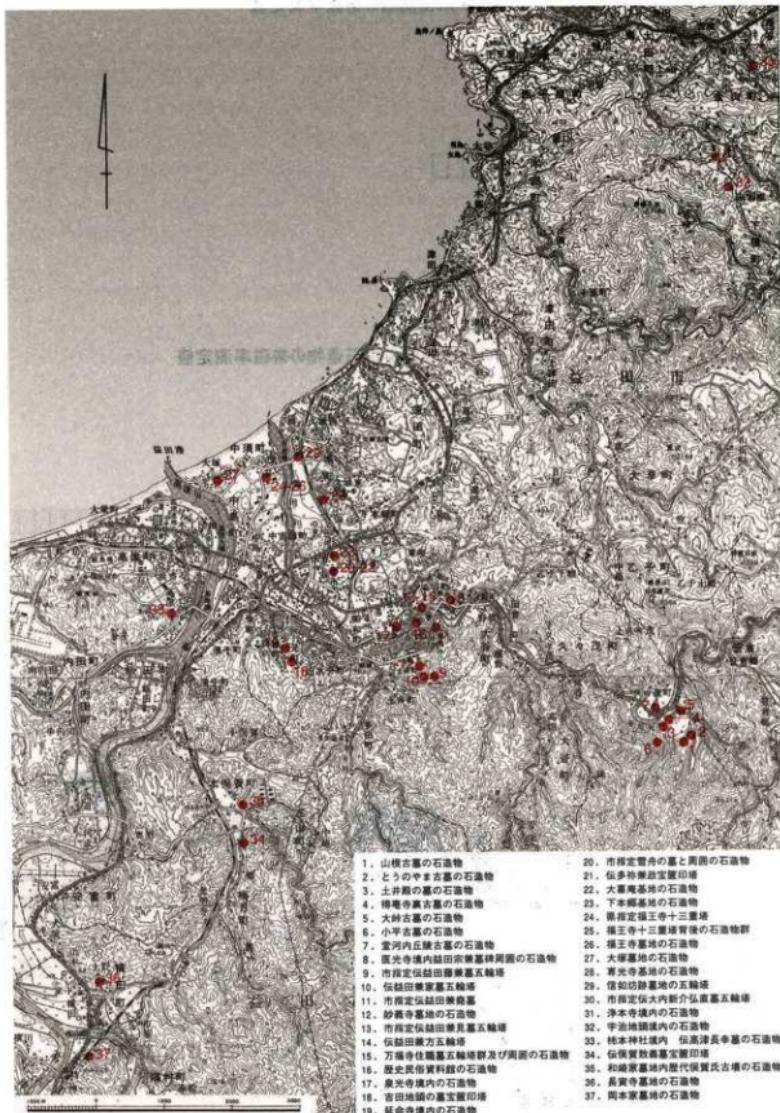
各氏による現地調査はきわめて短時間のなかで行われた概観的な調査であったが、以上のように示された見解をふまえ、益田市において濃密に分布する花崗岩製の石塔については、六甲山御影石の可能性が非常に高いことが平成15年3月6・7日に開催された調査指導会で認識されたが、益田への搬入に主体的に関わった勢力については、益田川下流地域の領有を裏付ける資料の少なさや複雑な領有の変遷から、益山氏が直接的にあつたものか、文永・弘安の役の時代の緊迫した西日本の紧迫した情勢のなかで長戸探題として守護となつた北条氏の強い影響下で行われたのか、という点については新たな課題とされた。

現在のところ、市内において中世の五輪塔や宝篋印塔、屑塔は37箇所が遺跡地図に登載されているが、その数は今後相当増えると思われる。中世遺跡の存在を推定できる資料として、中世石造物についても悉皆的な分布調査をさらに継続して進めることとしている。

なお、本書には古川氏と内山氏の報告及び先山氏が測定した帯磁率データを掲載させていただいた。

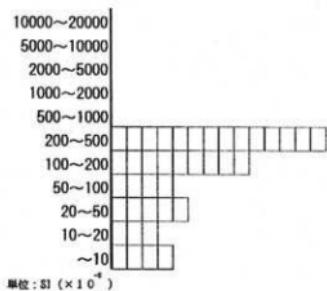
（参考文献）

- 1968 伊藤菊之輔『石見の石造美術』
- 1979 広田八徳『中世益田氏の遺跡』
- 1985 広田八徳『西石見の豪族と山城』
- 1989 今岡 稔「山陰の石塔」三について『鳥取考古学会誌』第6号～
- 1992 今岡 稔「上久々茂地区の中世石塔と古墓について」「上久々茂土居跡」鳥取県教育委員会
- 1996 間野大添「益田市歴史民俗資料館の石造遺物群」「鳥取考古だより」第50号 鳥取考古学会
- 1999 間野大添「益田平野の中世石造物～五輪塔・宝篋印塔を中心～」「田中義昭先生退官記念文集 地域に根ざして」

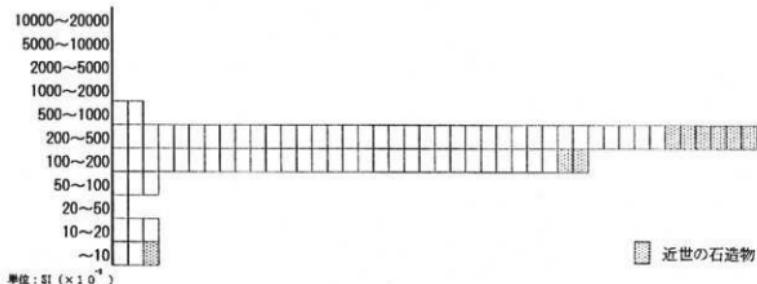


第37図 益田市内の中世石造物分布図

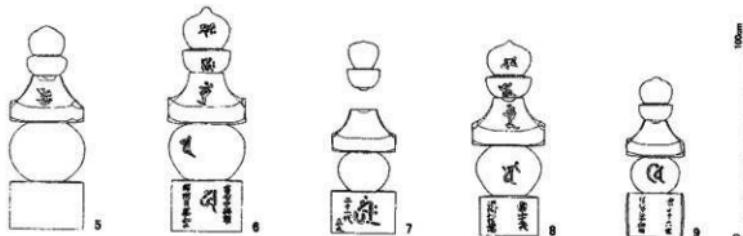
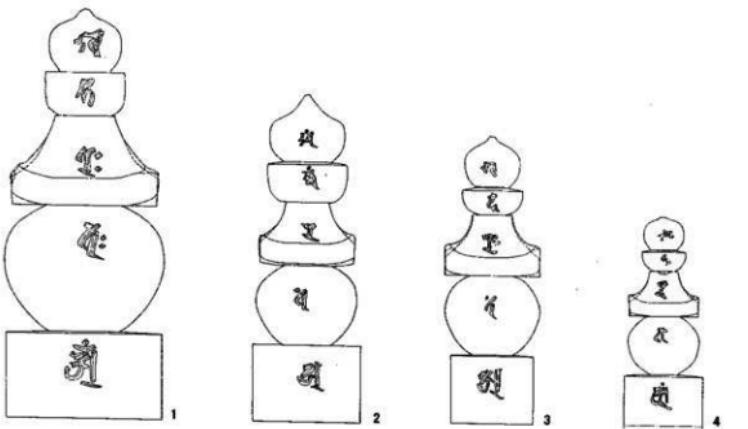
六甲山花崗岩の帯磁率測定値



益田市内の花崗岩製中世石造物の帯磁率測定値



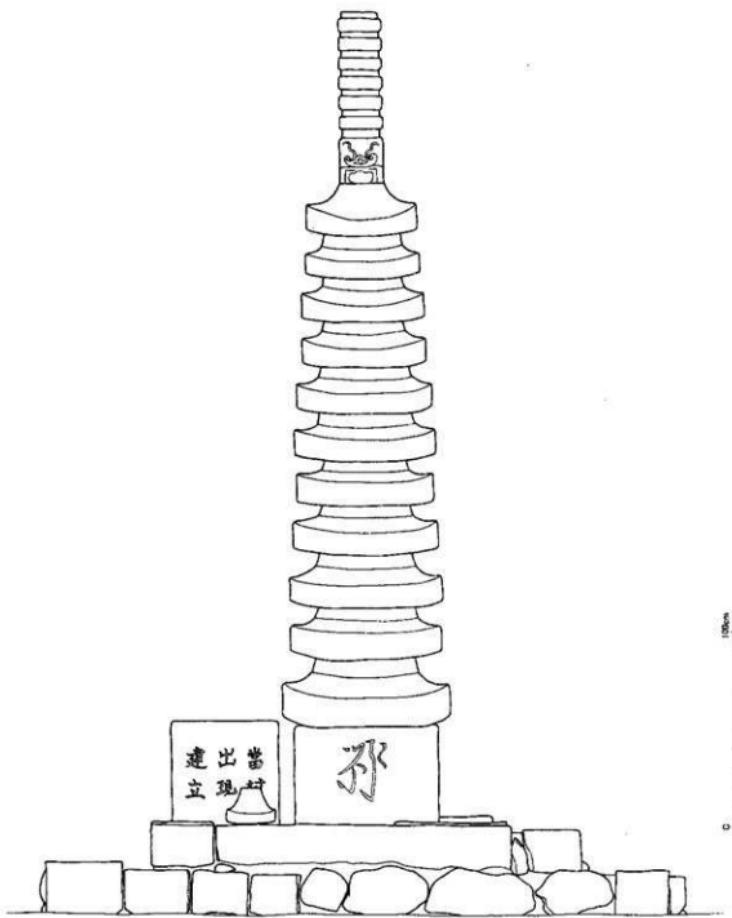
第38図 帯磁石測定値と主な花崗岩石材の産地



1. 市史跡 益田源兼の墓五輪塔
(七尾町桜谷)
2. 市史跡 益田兼見の墓五輪塔
(東町椎山)
3. 伝益田兼家の墓五輪塔
(七尾町桜谷)
4. 市史跡 大内新介弘道の墓五輪塔
(金山町)
5. 益田兼方の墓五輪塔
(東町椎山)
6. 万福寺歴代住職の五輪塔
(東町椎山)
7. ク
8. ク
9. ク
10. 元徳二年銘地輪拓本

10 (1~9は 1999間野大絵「益田平野の中世石造物～五輪塔・宝蓋印塔を中心としたもの」より転載)

第39図 益田市内の主な花崗岩製五輪塔実測図及び元徳二年銘地輪拓本



1970年 近藤 正氏実測
原図は島根県教育委員会より提供

第40図 中須町福王寺石造十三重塔実測図（南側立図面）

石材からみた益田市の中世石造物

古川久雄

1. 中世石造物調査の新しい視点

近年の中世石造物研究は、その「常識」を覆されつつある。常識とは、ある特定地域に造立された石塔・石造物は、その地域のもの=その地域で造られたものという考え方で、あるいは調査の前提、もしくは先入観とも言うべく、数十年におよぶ石造美術・石造物研究史の中で深く追求されなかつた問題といつてよい。

ところが最近、若狭（福井県）高浜町日引の安山岩質凝灰岩で造られた14～15世紀の五輪塔・宝篋印塔が、数百キロも離れた西海地域（長崎県）の対馬・五島・平戸地方に300基を越える数で運ばれていが判明した。また、同じ日引石製の石塔が山陰から北陸、遠くは津軽十三湊に至るまでの日本海沿いで点々と検出され、さらに丹後（京都府）の伊根石（石英安山岩）や由良石（花崗岩）の石塔も山陰・九州で検出されるにおよび、中世の石塔が海運によって常識を越えた遠方へ運ばれることが普通に行われていたという認識に至っている。

この石塔が海運によって運ばれるという事実は、きわめて注目すべきことで、意外にも石塔が中世海運の実態や具体的な船の動きを反映するとともに、そのあり方が石塔造立者の経済力や政治的・経済的・宗教的な何がしかを物語っている。つまり、文献史料には残らない部分で、中世史を解明する重要な歴史資料となる可能性をもっているといえる。

このような意味で中世の石塔・石造物を歴史資料として生かすためには、それぞれの地域ごとのオリジナルな石塔様式を理解し、それとは異なる移入石塔を認識すること、個々の石塔における使用石材の種類と産出地を見極めることの二つが不可欠の要素となる。従来の石造物調査では、そのいずれにおいても充分ではなく、地域完結というか行政単位完結型の調査、また単品資料解説型の調査がほとんどだったのではないかろうか。最低でも旧国単位程度の広さで様式と石材を比較検討し、必要に応じて関西のものと比べてみると必要で、そのような姿勢をもって特定小地域の資料を調査しなければ、中世石塔・石造物がもつ多方面にわたる歴史的意義を見出し得ないであろう。

2. 御影石製五輪塔が際立ち、関西からの移入石塔が主流をなす益田市の中世石造物

ごく短期間の調査ではあったが、今回鳥根県益田市の中世石造物を一通り見てわかったことは、関西方面の石材を使用して関西的な様式をもつもの、つまり関西からの移入石塔が極めて多く、15世紀以前の造立になる石塔はほとんどが関西から持ち込まれたものということである。さらには、従来から指摘されていたように花崗岩製の五輪塔が目立ったが、驚いたことにその大多数が浜津に属する兵庫県神戸市産のいわゆる御影石製であったことである。

「御影石」の名称は、今日では花崗岩の別称としてごく一般的に使用されているが、本来は神戸市東灘区住吉産の花崗岩のこと、近くの御影港から船積みしたために近世中期以降「御影石」と呼ばれた。淡いピンク色の長石を含む白っぽい石肌が美しく、さらに堅固な良質石材として「銘石御影石」の名称が全国に喧伝されたため、後に花崗岩の代名詞となったわけである。しかし、中世以前の御影石石塔の分布は、浜津西部・播磨東部・淡路北部にはば限定され、近世以降のよ

ような全国分布をもつものでない。

ところが一方では、産石地の近くに中世の港湾都市として著名な兵庫を控えていたためか、長崎県の対馬・五島・平戸など西海地方と山口県西部で14世紀代の御影石石塔を確認しており、五島列島若松町日島の曲古墓で御影石製五輪塔10基前後、山口県下関市観察院で御影石製五輪塔6基とまとめて造立されているところもある。特に観察院の永仁2年（1294）銘五輪塔は、御影石製五輪塔としては在銘最古であり、それが製作地周辺ではなくはるか遠方の山口県にあるという不思議な状況となっている。若狭日引石製石塔においても在銘最古遺品は五島列島に存在し、産石地における石材開発初期の作品が遠隔地に運ばれる例は意外に多いかもしれない。

それはさておき、御影石石塔が製作地を離れて西国に運ばれている例が若干あるとはいって、今回の調査結果をみると益田市内で御影石製五輪塔47基、同層塔1基を数え、どう見ても突出した数字と言わざるをえない。これだけの数の御影石石塔が、瀬戸内海・関門海峡を越えて運ばれてきているという歴史的事実は、注目すべきという以上にある種の驚異とさえいえる。さらには伝益田藤兼墓五輪塔と福王寺層塔は14世紀始め頃までさかのぼると思われ、御影石石塔の造立が未だ数少ない時期のものである。加えて伝益田藤兼墓五輪塔のように塔高2mを越える五輪塔は神戸周辺でもあまり見ない大型塔であり、類似規模大型五輪塔の残欠が福王寺・万福寺・伝雪舟墓基壇にもみられるなど、大型五輪塔が目立っている。

御影石製中世石塔が益田市に存在することだけでも重要な歴史的事象であるのに、その数が多いこと、御影石開発初期塔がみられること、大型塔が目立つこと、すべてにわたって驚異的な歴史的事実といってよい。製作地の神戸周辺を除けば、おそらく益田市が御影石製中世石塔の最大の分布地ということになるであろう。

中世における御影石は、近世ほどブランド化された存在ではなかったろうが、それでも地方では高級石材として扱われたことは想像に難くなく、その石材を使用した大型石塔の古遺品が大量に分布するという事実は、とりもなおさず中世益田氏の政治的・経済的力量の反映と言わざるをえない。鎌倉時代後期から南北朝時代にかけての益田氏の船が兵庫の港まで頻繁に入っていたのであろう。その経済力と、兵庫-益田を結ぶ独自航路の存在を、御影石石塔が示しているものと考えてよいであろう。

御影石製以外の関西系石塔は、由良石・伊根石・日引石という若狭・丹後地方のものであり、御影石が瀬戸内ルートの航路を示すのに対して日本海航路の交易も盛んであったことを示している。こちらも数量的にはかなり多いが、比較的小型塔が多く、山陰から西海地域における一般的傾向と近いものがある。ただし産石地不明の関西系石塔を若干確認しており、これについては今後の調査に向けての課題としておきたい。

いずれにせよ、今回調査集計した中世石塔157基のうち116基（74%）が関西系移入石塔であり、残りの在地系石塔の大半が15世紀後半以降のものであることを考えると、鎌倉・南北朝時代の益田で造立された石塔はほとんどすべて関西から運ばれて来たもので、益田オリジナルの石塔はなかったということになるようである。それは、地元で石材を開発する必要がないほど益田氏が経済的に豊かであったことを示しているのではなかろうか。

（撰陽文化財調査研究所）

益田市所在中世石造物石材別一覧

1. 久々茂町 山根古墓の石造物	[C] 伊根石 石美安山岩	宝鏡印塔 1基分 基壇 1
	[D] 日引石 安山岩質凝灰岩	宝鏡印塔 1基分 相輪 1 笠 1
2. 久々茂町 とうのやま古墓の石造物	[H] (仮称)茶褐色凝灰岩	宝鏡印塔 1基分 相輪 1
3. 久々茂町 土井殿の墓の石造物	[D] 日引石 安山岩質凝灰岩	五輪塔 1基分 火輪 1 水輪 1 地輪 1
4. 久々茂町 得恵寺裏古墓の石造物	[D] 日引石 安山岩質凝灰岩	宝鏡印塔 1基分 相輪 1 基礎 1
	[M] (仮称)灰褐色凝灰岩	宝鏡印塔 1基分 笠 1
5. 久々茂町 大沢古墓の石造物	[I] (仮称)砂岩質岩	五輪塔 1基分 空風輪 1
6. 久々茂町 小平古墓の石造物	[H] (仮称)茶褐色巖灰岩	宝鏡印塔 1基分 相輪 1
7. 久々茂町 堂河内丘陵古墓の石造物	[K] (仮称)巖岩質岩	五輪塔 7基分 空風輪 4 火輪 3 水輪 3 地輪 2
8. 染羽町 医光寺境内益田宗兼墓碑 周囲の石造物	[C] 伊根石 石美安山岩	五輪塔 1基分 空風輪 1
	[E] (仮称)斑状安山岩	宝鏡印塔 2基分 笠 2
	[L] (仮称)灰黑色安山岩	小形層塔(近世?) 1基分 笠 4 相輪 1
9. 七尾町 市指定伝益田兼墓五輪塔	[A] 鶴影石 花崗岩	五輪塔 (完存) 1
10. 七尾町 伝益田兼家墓五輪塔	[A] 鶴影石 花崗岩	五輪塔 2基分 空風・火・水輪各 1 地輪 1
11. 七尾町 市指定伝益田兼墓 と周囲の石造物	[G] 福光石 安山岩質凝灰岩	石屋形(近世) 1
	[D] 日引石 安山岩質凝灰岩	宝鏡印塔 1基分 相輪 1
	[A] 鶴影石 花崗岩	五輪塔 2基分 火輪 2
	[K] (仮称)巖岩質岩	五輪塔 1基分 空風輪 1
12. 七尾町 炙義寺墓地の石造物	[D] 日引石 安山岩質凝灰岩	宝鏡印塔 2基分 笠 1 基礎 1
	[G] 福光石 安山岩質凝灰岩	一石宝鏡印塔 4
13. 東町 市指定伝益田兼見墓五輪塔	[A] 鶴影石 花崗岩	五輪塔 2基分 空風輪 1 火・水・地輪各 1
14. 東町 伝益田兼家墓五輪塔	[A] 鶴影石 花崗岩	五輪塔 1基分 空風・水・地輪各 1
	[B] 由良石 花崗岩	五輪塔 1基分 火輪 1
15. 東町 万福寺住職墓五輪塔群 及び周囲の石造物	[A] 鶴影石 花崗岩	五輪塔 9基分 空風輪 3 火・水・地輪各 4
	[E] (仮称)斑状安山岩	五輪塔 2基分 空風輪 2
	[D] 日引石 安山岩質凝灰岩	五輪塔 1基分 水輪 1
	[G] 福光石 安山岩質凝灰岩	一石宝鏡印塔 1
	[H] (仮称)茶褐色巖灰岩	宝鏡印塔 1基分 基礎 1
16. 本町 歴史民俗資料館の石造物	[A] 鶴影石 花崗岩	五輪塔 1基分 火輪 1
	[D] 日引石 安山岩質凝灰岩	五輪塔 1基分 空風輪 1
	[D] 日引石 安山岩質凝灰岩	小石仏 1
	[E] (仮称)斑状安山岩	五輪塔 2基分 空風輪 1 水輪 1
	[G] 福光石 安山岩質凝灰岩	五輪塔 1基分 空輪 1
	[G] 福光石 安山岩質凝灰岩	宝鏡印塔 1基分 相輪 1

17. 三宅町　東光寺境内の石造物
- (D) 日引石 安山岩質凝灰岩 宝鏡印塔 2基分 箕2
 - (E) (仮称)斑状安山岩 宝鏡印塔 1基分 相輪(宝珠部) 1
 - (I) (仮称)砂岩質岩 宝鏡印塔 1基分 箕1
 - (G) 福光石 安山岩質凝灰岩 宝鏡印塔 1基分 箕1
 - (C) 伊根石 石英安山岩 五輪塔 1基分 地輪 1
 - (C) 伊根石 石英安山岩 宝鏡印塔 1基分 基礎 1
18. 元町　吉田地頭の墓宝鏡印塔
- (I) (仮称)砂岩質岩(和泉砂岩か?) 宝鏡印1基分(基壇とも完存)
19. 元町　延命寺境内の石造物
- (C) 伊板石 石英安山岩 五輪塔 1基分 空風輪 1
 - (E) (仮称)斑状安山岩 五輪塔 1基分 火輪 1
 - (A) 銅影石 花崗岩 五輪塔 1基分 水輪 1
20. 乙吉町　市指定雪舟の墓と周囲の石造物
- (A) 銅影石 花崗岩 五輪塔 4基分 地輪 4
 - (D) 日引石 安山岩質凝灰岩 宝鏡印塔 5基分 相輪・笠・塔身各1 基礎 2
 - (E) (仮称)斑状安山岩 五輪塔 3基分 火輪 2 地輪 1
 - (E) (仮称)斑状安山岩 宝鏡印塔 2基分 箕1 塔身 1
 - (C) 伊根石 石英安山岩 五輪塔 1基分 火輪 1
 - (I) (仮称)砂岩質岩 五輪塔 1基分 空風輪 1
21. 乙吉町　伝多林兼政宝鏡印塔
- (G) 福光石 安山岩質凝灰岩 一石宝鏡印塔 1基
22. 乙吉町　大喜連基地の石造物
- (D) 日引石 安山岩質凝灰岩 宝鏡印塔 1基分 箕1 基礎 1
 - (C) 伊根石 石英安山岩 五輪塔 1基分 火輪 1
23. 下本郷町　下本郷基地の石造物 b
- (C) 伊根石 石英安山岩 宝鏡印塔 1基分 箕1
 - (A) 銅影石 花崗岩 五輪塔 2基分 火輪 2 水輪 1 地輪 1
24. 中須町　県指定福王寺十三重塔と周囲の石造物
- (A) 銅影石 花崗岩 十三重塔 1基分(笠2及び塔身・相輪欠)
 - (A) 銅影石 花崗岩 五輪塔 3基分 空風輪 1 火輪 2
 - (A) 銅影石 花崗岩 五輪塔 1基分 水輪 1 地輪 1(十三重塔の塔身に転用)
 - (A) 銅影石 花崗岩 五輪塔 5基分 空風輪 1 火輪 1 水輪 3 地輪 2
 - (B) 由良石 花崗岩 五輪塔 1基分 水輪 1
 - (C) 伊根石 石英安山岩 五輪塔 2基分 水輪 1 地輪 2
 - (C) 伊根石 石英安山岩 宝鏡印塔 1基分 相輪 1
 - (D) 日引石 安山岩質凝灰岩 五輪塔 2基分 火輪 1 水輪 1
 - (D) 日引石 安山岩質凝灰岩 宝鏡印塔 2基分 相輪 1 箕1 基礎 1
 - (D) 日引石 安山岩質凝灰岩 小石仏 1
 - (G) 福光石 安山岩質凝灰岩 五輪塔 2基分 空風輪 1
 - (G) 福光石 安山岩質凝灰岩 宝鏡印塔 1基分 箕1
 - (G) 福光石 安山岩質凝灰岩 一石宝鏡印塔 1基
 - (I) (仮称)砂岩質岩 五輪塔 1基分 地輪 1

26・中領町	權王寺墓地の石造物	[D] 日引石 安山岩質凝灰岩 小石仏 1 [A] 御影石 花崗岩 五輪塔 4 基分 空風輪 1 火輪 2 地輪 1 [C] 伊根石 石英安山岩 五輪塔 1 基分 火輪 1 [D] 日引石 安山岩質凝灰岩 五輪塔 1 基分 水輪 1 [D] 日引石 安山岩質凝灰岩 宝瓶印塔 1 基分 笠 1 [G] 楊光石 安山岩質凝灰岩 宝瓶印塔 1 基分 笠 1 [G] 楊光石 安山岩質凝灰岩 一石宝瓶印塔 2 基
27・中島町	大塚墓地の石造物	[A] 御影石 花崗岩 五輪塔 4 基分 空風輪 1 火輪 2 水輪 2 [B] 由良右 花崗岩 五輪塔 1 基分 空風輪 1
28・久城町	専光寺墓地の石造物	[A] 御影石 花崗岩 五輪塔 1 基分 火輪 1 水輪 1 [F] (仮称)淡茶色花崗岩質岩 宝瓶印塔 1 基分 笠 1 [F] (仮称)淡茶色花崗岩質岩 五輪塔 1 基分 水輪 1 [E] (仮称)壇状安山岩 宝瓶印塔 1 基分 相輪 1 笠 1 [E] (仮称)壇状安山岩 五輪塔 1 基分 火輪 1 [H] (仮称)茶褐色凝灰岩 層塔 1 基分 笠 2 基礎 (?) 1
29・久城町	信如坊跡墓地の五輪塔	[A] 御影石 花崗岩 五輪塔 1 基分 空風輪 1 火輪 1
30・金山町	市指定伝大内新介弘宣墓 五輪塔	[A] 御影石 花崗岩 五輪塔 1 基 (完存)
31・金山町	淨本寺境内の石造物	[E] (仮称)壇状安山岩 五輪塔 3 基分 空風輪 1 火輪 2 水輪 1
32・金山町	宇治地頭墓の石造物	[D] 日引石 安山岩質凝灰岩 宝瓶印塔 1 基分 笠 1 [D] 日引石 安山岩質凝灰岩 五輪塔 1 基分 水輪 1 [E] (仮称)壇状安山岩 五輪塔 1 基分 水輪 1 地輪 1
33・高津町	柿本神社境内 伝高津長幸墓の石造物	[A] 御影石 花崗岩 五輪塔 1 基分 地輪 1 [B] 由良石 花崗岩 五輪塔 1 基分 地輪 1 [C] 伊根石 石英安山岩 五輪塔 1 基分 火輪 1 水輪 1 地輪 1
34・木又賀町	伝保賀致義墓宝瓶印塔	[B] 由良石 花崗岩 宝瓶印塔 1 基 ほぼ完存
35・木又賀町	和崎家墓地内 歴代保賀氏古墓の石造物	[D] 日引石 安山岩質凝灰岩 宝瓶印塔 1 基分 笠 1 [H] (仮称)茶褐色凝灰岩 宝瓶印塔 3 基分 相輪 3 笠 2 [H] (仮称)茶褐色凝灰岩 五輪塔 1 基分 空風輪 1
36・横田町	長寅寺墓地の石造物	[A] 御影石 花崗岩 五輪塔 1 基分 地輪 1 [C] 伊根石 石英安山岩 五輪塔 1 基分 火輪 1 [H] (仮称)茶褐色凝灰岩 宝瓶印塔 2 基分 相輪 1 笠 1 基礎 2 [I] (仮称)砂岩質岩 五輪塔 1 基分 火輪 1
37・神田町	岡本家墓地の石造物	

益田市所在中世石造物使用石材一覧

関西系移入石材	〔A〕御影石 花崗岩	兵庫県神戸市
	〔B〕由良石 花崗岩	京都府宮津市
	〔C〕伊根石 石英安山岩	京都府与謝郡伊根町
	〔D〕日引石 安山岩質凝灰岩	福井県大飯郡高浜町
	〔E〕(仮称) 斑状安山岩	産石地不明 (丹後・若狭周辺か?)
	〔F〕(仮称) 淡茶色花崗岩質岩	産石地不明 (関西方面?)
地元・周辺地区石材	〔G〕福光石 安山岩質凝灰岩	島根県温泉津町
	〔H〕(仮称) 茶褐色凝灰岩	産石地不明 (高津川流域か?)
	〔I〕(仮称) 砂岩質岩	産石地不明
	〔J〕(仮称) 灰色凝灰岩	産石地不明 (出雲地方か?)
	〔K〕(仮称) 砂岩質岩	産石地不明
	〔L〕(仮称) 灰黒色安山岩	産石地不明
	〔H〕(仮称) 灰褐色凝灰岩	産石地不明

益田市所在中世石造物使用石材別集計表

		層 帯	宝鏡印塔	五輪塔	小石仏	小計
関 西 系 石 材	〔A〕御影石 花崗岩	1		4 7		4 8
	〔B〕由良石 花崗岩		1	4		5
	〔C〕伊根石 石英安山岩		4	1 0		1 4
	〔D〕日引石 安山岩質凝灰岩		1 6	9	3	2 8
	〔E〕(仮称) 斑状安山岩		6	1 3		1 9
	〔F〕(仮称) 淡茶色花崗岩質岩		1	1		2
小計		1	2	8 4	3	1 1 6
在 地 系 石 材	〔G〕福光石 安山岩質凝灰岩		1 3	3		1 6
	〔H〕(仮称) 茶褐色凝灰岩	1	8	1		1 0
	〔I〕(仮称) 砂岩質岩		1	4		5
	〔J〕(仮称) 灰色凝灰岩					
	〔K〕(仮称) 砂岩質岩			8		8
	〔L〕(仮称) 灰黒色安山岩	1				1
	〔H〕(仮称) 灰褐色凝灰岩		1			1
	小計	2	2 3	1 6	0	4 1
合計		3	5 1	1 0 0	3	1 5 7

益田市における花崗岩製石造物について

内田伸

1. はじめに

石見国益田の地は、鎌倉幕府が成立した中世初期から益田氏の勢力下に入り、以後400年間、石見国の中重要な地として繁栄を極めた。その益田氏の発展の跡は、七尾城跡や三宅御土居跡の調査に大きな期待が寄せられるわけであるが、今に良く当初の姿をそのままに伝えて残っている石造文化財からも益田の中世文化の隆盛の一端を知ることができる。

現在、益田で多く見られる立派な石塔は花崗岩製の五輪塔である。よって、はじめに石造五輪塔について少し詳しく述べておく。

五輪塔の形は、下から方・円・三角・半月・円形からなる五輪で、これがそれぞれ地・水・火・風・空を表すものとされる。平安時代後期に密教系の塔として現れたというが、まもなくすべての宗派に取り入れられ、大変多くの遺品が今に残っている。五輪塔の源流ははつきりわからないが、わが国で発生したものと考えられ、中国・朝鮮には同様のものは見られない。

石造の五輪塔でわが国最古の在銘のものは、岩手県中尊寺観音院にあり、仁安2年(1168)の年号が彫ってある。さらに大分県白杵の石仏の近くに、嘉応2年(1170)と承安2年(1172)の刻銘をもつものがある。これらにより、平安時代末頃から石造の五輪塔が造られ始めたことがわかる。ただし全国的に見て、花崗岩製の大型の五輪塔は平安時代末期から鎌倉時代初期にかけてはほとんど見られず、凝灰岩製ないしは安山岩製の五輪塔が主である。鎌倉時代中期になんでも年号のある花崗岩製の五輪塔は全国で5基を数えるくらいで多くない。それが鎌倉時代後期になると花崗岩製五輪塔の最盛期を迎える。

石塔の造立は、經典に「一見率都婆、永離三惡道、何況造立者、必生安樂國」とある如く、塔を見ただけでも地獄・餓鬼・畜生の三惡道を離れることができ、造立した者は必ず極楽に生まれるというのであるから、財力のある者は多く造塔を志したと思われる。特に石塔というと、それまでは角い石を積み重ねたものという意識であったが、五輪塔は水輪や風・空輪が円形で、異国的・仏教的な雰囲気をもつ新感覚の塔であったので、多くの人々の心をとらえ、好まれたようである。

近畿地方では、五輪塔は一族の總墓に供養塔として造立された形跡のものが多いが、鎌倉などでは僧侶の墓標として建てられたものもある。例えば、極樂寺の嘉元元年(1303)銘の忍性の五輪塔などである。益田にある多くの五輪塔については、供養塔なのか、それとも僧侶や豪族の墓標であるかをわかつに決定はできないが、墓標もあると考へてよい。

島根県下で最も古い年号をもつ花崗岩製の五輪塔はいつ頃のものであるか、県下の悉皆調査がなされていないので不明だが、益田市内では中須町福王寺の境内に元徳2年(1330)の刻銘をもつ花崗岩製の大型五輪塔の地輪がある。現在は地輪のみで完形でないのが残念であるが、少なくとも鎌倉時代末期にはこのような花崗岩製の大型の五輪塔が益田の地に多く建立されていたことが認められる。

全国各地に存在する石造文化財は、通常その地に産出する石材を用い、その地の石工が製作し

ていたものであろうというが近頃までの考え方であったが、実際はそうではない。特に近世以前の石造文化財は、良い石材を産出する特定の地域で、熟練した石工が立派な製品を作り、それを需要のある地へ送っていたということが近年次第に明らかになってきた。

特に花崗岩製の石造物について考えてみると、花崗岩はその石質が堅牢であるため、中世末期頃までは、日本で花崗岩の加工ができる石工は一部の地域に限られていたようである。

花崗岩の加工製品としては、古くは飛鳥時代の庭園施設や石人などに見られ、さらに奈良時代に造られた唐招提寺金堂仏壇の羽目石などがある。それらを造った工人は、朝鮮半島から仏教渡来とともに日本にやってきた渡来人であったと思われる。朝鮮半島は花崗岩が多く産出し、古くから花崗岩で石仏や石塔が多く造られていた。現在でも6、7世紀頃の花崗岩製の石仏や石塔を多く見ることができる。その花崗岩の加工技術が日本にも伝えられ、宮殿や寺院の建築に際して花崗岩の仕事をなし、さらにその地域に石仏や石塔の造立をした。奈良時代前期の作といわれる滋賀県石塔寺の三重塔、近江柏坂寺跡の磨崖仏などは当時の花崗岩製品の傑作であるが、渡来人またはその後裔の作と考えられる。この工人らは近江、大和地方を中心に花崗岩の石塔、石仏の製作に当たっていたと思われるが、平安時代になってほとんど絶えた状態となった。

鎌倉時代の初期、奈良東大寺の再建を計画した俊乗坊重源は、その特殊な建築を行うため中国から大工や石工を呼び寄せ、その技術によって大仏の鋳造、大仏殿の建立を成し遂げた。この時に呼び寄せられた石工は花崗岩の加工ができる石工であったが、大仏殿完成の後も日本に住みつき、近畿地方の花崗岩を素材として石塔や石仏、石灯籠などの石造文化財を多く手掛けている。

しかし花崗岩製品の製作は石工なら誰でもできるというものではなかった。硬質な花崗岩を割り、彫刻するための道具は、凝灰岩や安山岩のような軟質な石材を加工する道具とは根本的に違うわけである。またその技術も凝灰岩や安山岩を細工する技術よりもひときわ高度のものが必要であった。

東大寺再建に関わった石工の一族やその弟子たちは、近畿地方の花崗岩を産出する地に住みつき仕事をした。その主なところは近江・大和・攝津・但馬などであったようである。さらに後に備前地方にも進出している形跡もある。鎌倉時代の花崗岩製の石塔は、これらの地で造られ、船などを利用して注文主へ送られたのである。重い石材の塔を遠方へ運んだということは意外なことであるが、事実である。

2. 益田市における花崗岩製の石塔

このたび益田市内の花崗岩製の五輪塔と層塔の現地調査を行った。五輪塔については完全なもの及びほぼ完全なものを9基、部分的に残るもの10数基、合計20数基を調査した。これらは鎌倉時代から南北朝時代にかけてのものであるが、これほど多く残っている地域は珍しい。このことは益田氏が充分な勢力・財力をもち、そして中央の文化を受け入れるのに大変積極的であったということを物語るものである。

益田市のこれらの五輪塔の石材産地、製作地については、「その大多数が攝津に属する兵庫県神戸市産のいわゆる御影石製であった。それが近くの御影港から船積みされた。」という古川久雄氏の指摘は卓見であり、従うべきである。

隣県の山口県の場合、益田市と同様、御影石と思われる五輪塔が下関市、宇部市などに見られる。下関市では観音院墓地に6基並んでいる。150cm程の高さのもので、すべて同質の花崗岩で

あり、製作手法も同じで御影産と見られる。そのうちの1基に永仁2年(1294)の刻銘があり、はっきりと時代の判定ができる貴重である。宇都郡には東隆寺墓地に、高さ170cmの完全な五輪塔1基と、不揃いのもの3基がある。同市淨名寺墓地に完全な大型五輪塔が2基、不揃いのもの2基がある。これら両墓地のものも御影産の花崗岩で、製作手法も同所であると見られる。さらに油谷町にも同様な完全な五輪塔が3基ある。

出雲の日御碕神社の鳥居は、寛永16年(1639)に播州の御影石で造り、当地へ運んだことが銘文に残っている。大きな鳥居を播州から船で運んだのである。時代は違うが、このことは14世紀初頭に御影石製の石塔が益田の地に運ばれたことを肯定させるひとつの事例である。

次に調査した石塔のうち主なものについて所見を述べる。

(1) 伝益田藤兼墓五輪塔(益田市指定文化財)

七尾城跡の南側の桜谷にあり、山麓の平地の石組基壇の上に安置されている総高210cmの花崗岩製の大型の五輪塔である。

各輪の梵字は割と大きく薬研彫りで彫られ、水輪がはちきれるように張っているなど鎌倉時代後期の手法を見せる。地輪の下端に矢穴の跡が残ったままで、当時の仕事の大らかさを示している。本来はこの部分が見えなくなるくらい土で埋めるべきものである。

当初のままである、しかも高さ2mを超える花崗岩製の五輪塔の完全なものは全国的に見ても多くなく、貴重である。

桜谷は鎌倉時代に創建された妙義寺の境内地で、この寺に関係する供養塔あるいは墓標であろう。現在この石塔は戦国時代末期の益田家当主藤兼の墓と称されているが、石塔の時期とは約300年の隔たりがあることになる。

(2) 伝益田兼家墓五輪塔

伝益田藤兼の墓から小川を隔てた対岸の山麓にある。五輪塔とともに江戸時代の墓石もいくつかかる。兼家墓といわれる花崗岩製の五輪塔は、現在当初のままでなく、水輪は逆になっており、地輪はすぐそばの江戸時代の墓石の台に使用されている。

これらを復元して積み直すと総高150cmの大型五輪塔となる。地輪の幅が一辺42cmで、火輪の軒の一辺49cmより短いことが少し不安であるが、一体のものと見てよい。水輪は下方が細くなつて、いわゆる壺形をしている。また空輪は高く、風輪は低く横長になっている。この形式は伝藤兼の墓よりも時代が下がることを物語り、鎌倉時代末期か南北朝時代初期の頃のものであろう。

室町時代初期の益田家当主である兼家の墓と比定すると、石塔の時代が少し古くなる。本来一体であった各輪が残っているので、正式に積み替えたものである。

(3) 椎山墓地五輪塔群(うち伝益田兼見墓五輪塔は益田市指定文化財)

万福寺境内地の椎山墓地に、益田氏の当主及び万福寺の歴代住職に比定される花崗岩製の大形五輪塔が6基と五輪塔の部分が数個ある。

最も大きい五輪塔は益田兼見の墓といわれるもので総高168cmである。一見して空・風輪が大きく、一体のものでないとわかる。火輪以下は当初のままと思われ、低平な地輪、曲線の美しい水輪、軒反りが力強い火輪の特徴などから鎌倉時代後期の製作と見てよい。明徳2年(1391)に没した益田家当主兼見の墓に比定されているが、石塔は半世紀以上古いものと見てよい。

兼見の墓の隣に益田兼方の墓といわれる総高105cmの五輪塔がある。水輪が上下逆になつて

るが、全体的に調和して見える。しかし、梵字は火輪にのみあるので、この火輪は別の石塔のものであったことがわかる。水輪は下方がすぼまる壺形である。南北朝時代の益田家当主兼方は至徳元年（1384）の没であるが、この石塔は形式的には鎌倉時代末期である。

以上の他に4基の花崗岩製の五輪塔がある。それぞれの地輪に12、15、16、21世の万福寺住職の名が彫ってあるが、彫りが浅く、後刻を見てよい。12世漢阿利道は寛永7年（1630）の寂、21世の期阿晋門は明和6年（1769）の寂であるから、江戸時代の世代である。

これらの五輪塔の総高は100cmから120cmだが、すべて寄せ集めて組み替えられた石塔である。しかし石塔の各部は鎌倉時代末期から南北朝時代初期のものと見られる。よって、これらの五輪塔群は、間野大丞氏の指摘のとおり、「21代住職が18世紀後半に既存の五輪塔を再利用して組み合わせ、銘文を刻んで供養塔として祀ったのではないかと推定される。」という見解は正しい。

（4）福王寺十三重塔（島根県指定文化財）

益田川河口近くの中須町福王寺の境内に花崗岩製の十一重の石塔がある。この塔は、享保14年（1729）の洪水の時に、近くの安福寺跡から九個の屋根が発見され、その後さらに2個の屋根が見つかって、今は十一重となっているが、元来は十三重の石塔であったと見てよい。相輪部分は地面に置かれている。

現在の総高は235cmで、一層目の屋根は一辺が85cm角である。よく見ると屋根の大きさの遞減に少し不自然なところがあり、ノミ跡にも違いを感じられるものがある。あるいは複数の塔の屋根が混在しているかと思われる。この塔で気になる点は、現在屋根を支えている一番下にある台石状の軸部で、一層目の屋根の軒が一辺85cm角であるのに対し、軸部は75cm角で、現在の塔には大き過ぎる。60cm角くらいでよい。この石には四つの梵字が彫ってあるが、この四梵字は胎藏界四仏の種字であり、また五輪塔地輪の種字である。別の塔のものか、あるいは現在の塔の下層にさらに二つの屋根があるとするとの大きさでもよいかとも思われる。

この層塔は、屋根の厚みや反りの手法から鎌倉時代末期の風が感じられる。しかし作りがやや雑で、軸部の梵字も力が弱い。山口県萩市の長寿寺十三重塔は鎌倉時代後期の嘉元4年（1306）のものであるが、この塔の美しく力強さを示した各層の屋根や、刷毛書きの雄大な書体の薬研彌の梵字などに比べると、福王寺の層塔は時代が下がることがわかる。南北朝時代頃の建立かと思われる。

（5）福王寺の花崗岩製五輪塔地輪の銘文

十一重石塔の背後には五輪塔や宝篋印の部分が多く残されている。五輪塔は大型の地輪3個、水輪2個のほか、小型の各輪がいくつか見られるが、ほとんどが花崗岩製である。

このうちの地輪のひとつに銘文が見られる。この地輪は、現在その上に鎌倉時代の大きな水輪が載り、さらに水輪の上に江戸時代の無縫塔が置かれている。地輪は幅52cm角、高さ34cmで、その一面の「ア」の梵字の左右に「元徳二年／七月□□」と彫ってある。元徳2年（1330）は鎌倉時代末期である。この銘文によって、鎌倉時代末期にはこのような花崗岩製の大型の五輪塔が益田に運び込まれていたということがはっきりする。その意味でこの銘文は大変貴重なものである。

花崗岩製の五輪塔だけに絞ってみると、近県で最も古い年号はそれぞれ次のとおりである。

山口県観察院 永仁2年（1294） 高さ145cm

広島県松雲寺 元享2年（1322） 高さ230cm

岡山県宝台寺	元徳2年（1330）	高さ156cm
兵庫県報恩寺	正和5年（1316）	高さ182cm
大阪府寛弘寺	正和4年（1315）	高さ208cm
和歌山県高野山	嘉元4年（1306）	地輪のみ

よって、この福王寺の五輪塔の元徳2年の刻銘は、島根県を代表する古い年号であることがわかる。

（6）伝大内新介弘直墓五輪塔（益田市指定文化財）

益田町の北東端金山町の山麓にある。花崗岩製の五輪塔で、総高は110cmある。幅のある地輪、少し下すほまりの水輪、程よい反りをもつ火輪、やや大きめの形のよい空・風輪など鎌倉時代末期頃の特徴がよく出ている。

現在この石塔は、建武3年（1336）に近くの大山城に立てこもり、南朝方として戦死した大内弘直の墓に比定されている。形式的には大きな矛盾はないが、この石塔はやや古いものと見てよい。1基だけ独立してこの地にあり、建立した当時のままの姿が完全に残る貴重な石塔である。

3. おわりに

今回調査した花崗岩製石造物は、大型の五輪塔9基と層塔1基を除いて、その他は、別の石と混在して積まれたり、部分が残るのみであったりして不完全であった。しかし、これらも資料としては貴重なものであるので、ひとつひとつを詳しく記録しておく必要がある。幸いにも益田市内にある石塔については間野大丞氏によって細かく調査され、計測も確実になされている。今後もこの間野氏の調査成果を中心として、さらに石質や手法などを正しく見極める必要があるであろう。

（山口市歴史民俗資料館名誉館長）

（参考文献）

- 1999 間野大丞「益田平野の中世石造物～五輪塔・宝篋印塔を中心に～」「田中義昭先生退官記念論文集－地域に根ざして－」
- 2002 吉川久雄「石材からみた益田市の中世石造物－島根県益田市における中世石造物調査の概要」振興文化財調査研究所
（本書に掲載）

報告書抄録

ふりがな	しないいせきはっくつちょうきほうこくしょいち							
書名	市内遺跡発掘調査報告書Ⅰ							
著書名								
卷次								
シリーズ名								
シリーズ番号								
編集者名	木原光							
編集機関	益田市教育委員会文化振興課							
所在地	698-0034 島根県益田市赤城町18-6							
発行年月日	西暦2003年3月31日							
所収遺跡名	所在地	コード 市町村	北緯 遺跡番号	東経	調査期間	調査面積m ²	調査原因	
ななおじょうあと 七尾城跡	しまねけん ますだし 島根県 益田市 ななおじょう 七尾町	32204	Q 57	34度 40分 10秒	131度 52分 00秒	199807 ~ 200103	124	保存状態確認
みやけおどいあと 三宅御土居跡	しまねけん ますだし 島根県 益田市 みやけちょう 三宅町	32204	Q136	34度 40分 10秒	131度 52分 00秒	199805 ~ 200101	276	保存状態確認 範囲確認
おきていせき 沖手遺跡	しまねけん ますだし 島根県 益田市 みやけちょう 三宅町	32204	Q271	34度 41分 20秒	131度 50分 40秒	199810 ~ 200212	423	範囲確認
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項			
七尾城跡	城館跡	南北朝時代 ~ 戦国時代	礎石建物跡 庭園跡	貿易陶磁器 土師質土器 瓦	山城の山頂で礎石建物に接した庭園跡を確認			
三宅御土居跡	城館跡	平安時代末 ~ 安土桃山	堀跡 掘立柱建物跡 盛土造成跡	貿易陶磁器 土師質土器	館跡の北東部分で箱型の屈曲部を確認			
沖手遺跡	集落跡	平安時代末期 ~ 戦国時代	掘立柱建物跡	貿易陶磁器 土師質土器	益田川下流域の低地で中世前期から展開した集落跡を確認			

（七尾城跡）図版1



二の段北端の池状土壙（南から）



二の段北端の池状土壙（南西から）



池状土壙の発掘状況（東から）

図版2（三宅御土居跡）



三宅御土居跡空中写真（平成12年撮影）



調査区 1 (北から)



調査区 2 (北東から)



調査区 2 (西から)



調査区 2 (東から)



調査区 2 (南西から)



調査区 4 (南から)

図版4 (三宅御土居跡)



調査区4 (北から)



調査区5 (北西から)



調査区4 (東から)



調査区6 (東から)



調査区7 (東から)



調査区8 (東から)



調査区21（南から）



調査区5（西から）



調査区3（南から）



調査区9（北東から）



調査区11（西から）



調査区10（西から）

図版6（三宅御土居跡）



調査区15（東から）



調査区16（東から）



調査区17（北から）



調査区18（南から）



調査区19（東から）



調査区20（南西から）



昭和22年米糧東空軍撮影空中写真（益田川下流域）

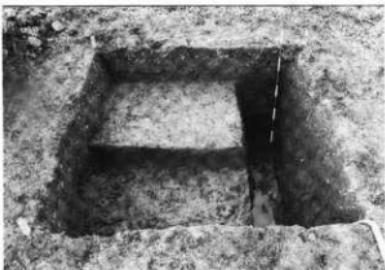
図版 8 (沖手遺跡)



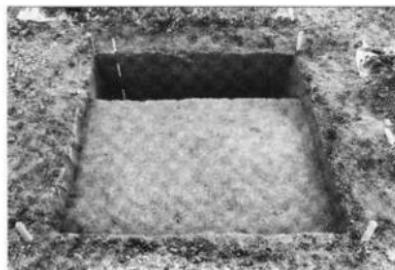
沖手遺跡を南西上空から望む(平成15年3月撮影)



調査区 1



調査区 2



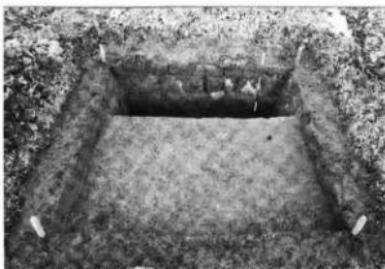
調査区 3



調査区 4



調査区 5

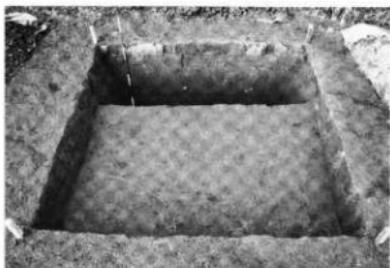


調査区 6

図版10 (沖手遺跡)



調査区 7



調査区 8



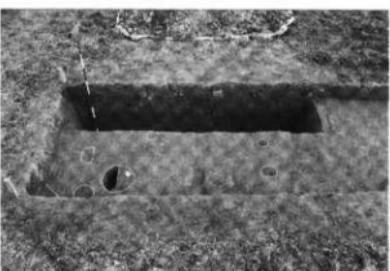
調査区 9



調査区10



調査区 11



調査区11



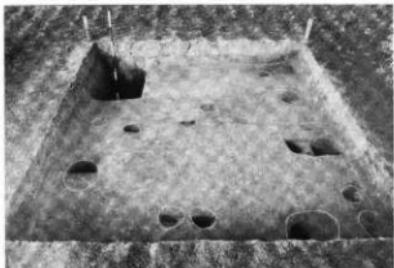
調査区 12



調査区 13



調査区 14



調査区 15



調査区 16



調査区 16

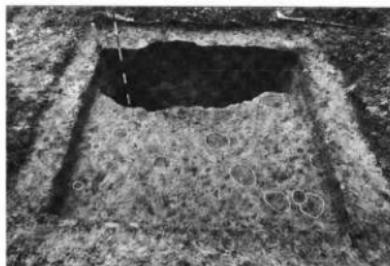
図版12 (沖手遺跡)



調査区 17



調査区 18



調査区 19



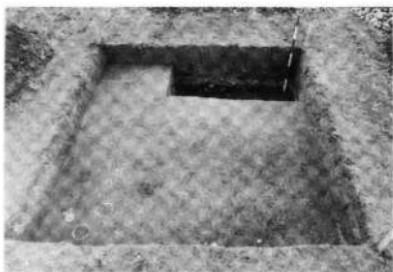
調査区 20



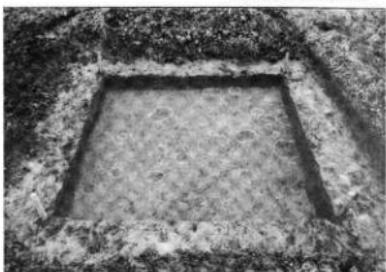
調査区 21



調査区 22



調査区 23



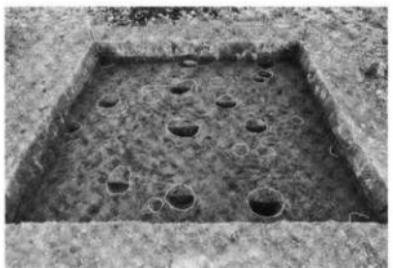
調査区 24



調査区 25



調査区 26

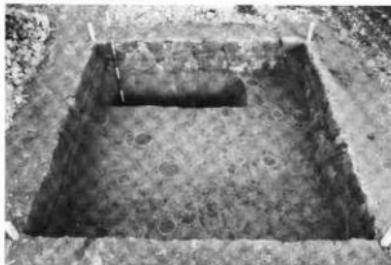


調査区 27



調査区 28

図版14 (沖手遺跡)



調査区 29



調査区 30



調査区 31



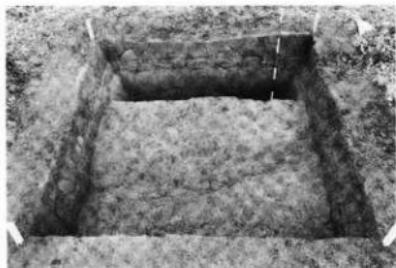
調査区 32



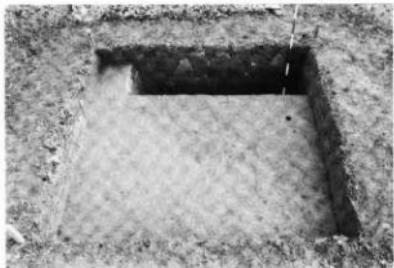
調査区 33



調査区 34



調査区 35



調査区 36



調査区 37



調査区 38



調査区 39



調査区 40

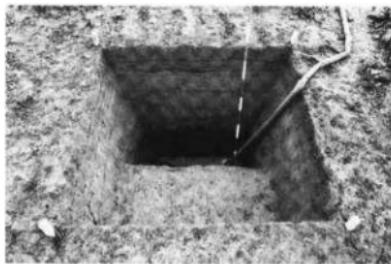
図版16 (沖手遺跡)



県道調査区 8



県道調査区 9



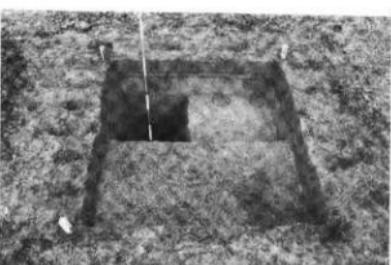
県道調査区 10



県道調査区 11



県道調査区 12



県道調査区 13



県道調査区 14



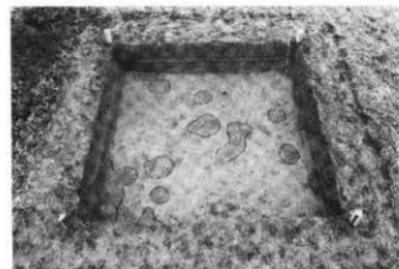
県道調査区 15



県道調査区 16



県道調査区 16

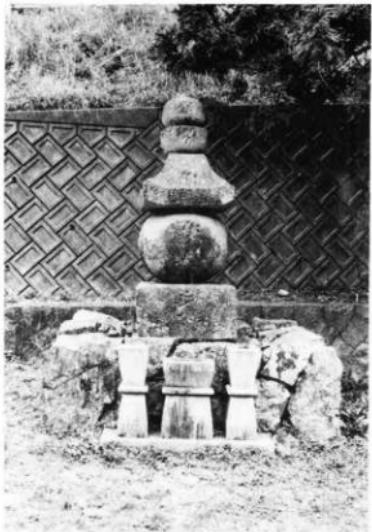


県道調査区 17



県道調査区 18

図版18（中世石造物）



益田藤兼の墓五輪塔



伝益田兼家の墓五輪塔



万福寺境内椎山墓地の五輪塔群



益田兼方・兼見の墓五輪塔



益田兼見の墓五輪塔



福王寺石造十三重塔



輪部（北側）



輪部（南側）



十三重塔背後の石造物群



元徳二年在銘地輪



在銘地輪を含む石造物

図版20（中世石造物）



雪舟の墓



基壇に転用された地輪



基壇に転用された地輪



信如坊跡の五輪塔



大内新介弘直の墓五輪塔

市内遺跡発掘調査報告書 I

(七尾城跡・三宅御土居跡・沖手遺跡・中世石造物分布調査)

平成15年3月発行

編集・発行 益田市教育委員会
島根県益田市常盤町1番1号
印 刷 西 村 印 刷 所
島根県益田市高津六丁目27番5号
